

平成 29 年 第 2 回定例会

青 木 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 6 月 13 日 開 会

平成 29 年 6 月 16 日 閉 会

青 木 村 議 会

平成29年第2回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月13日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	7
○報告第2号の上程、説明	30
○報告第3号の上程、説明	33
○議案第1号の上程、説明	33
○議案第2号の上程、説明	34
○議案第3号の上程、説明	35
○議案第4号の上程、説明	36
○議案第5号の上程、説明	40
○議案第6号の上程、説明	41
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○発議第2号の上程、説明	44
○発議第3号の上程、説明	45
○散会の宣告	48

第 2 号 (6月15日)

○議事日程	49
○出席議員	49
○欠席議員	49

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
○事務局職員出席者	50
○開議の宣告	51
○議事日程の報告	51
○一般質問	51
山本 悟 君	51
堀内 富治 君	62
宮下 壽章 君	77
小林 和雄 君	90
居鶴 貞美 君	98
松澤 正登 君	112
宮入 隆通 君	118
金井 とも子 君	128
坂井 弘 君	138
○散会の宣告	156

第 3 号 （6月16日）

○議事日程	157
○出席議員	157
○欠席議員	158
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	158
○事務局職員出席者	158
○開議の宣告	160
○議事日程の報告	160
○報告第1号の質疑、討論、採決	160
○報告第2号の質疑、討論、採決	172
○報告第3号の質疑、討論、採決	175
○議案第1号の質疑、討論、採決	175
○議案第2号の質疑、討論、採決	176
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	178

○議案第４号の質疑、討論、採決	180
○議案第５号の質疑、討論、採決	188
○議案第６号の質疑、討論、採決	189
○発議第２号の質疑、討論、採決	189
○日程の追加	193
○発議第３号共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案の撤回 請求書についての説明、採決	194
○日程の追加	195
○閉会中の継続調査申出書について	196
○閉会の宣告	196
○署名議員	199

平成 2 9 年 6 月 1 3 日（火曜日）

（ 第 1 号 ）

平成29年第2回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

平成29年6月13日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 平成28年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 議案第 1号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 2号 寄附採納について
- 日程第 8 議案第 3号 青木村農業委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 4号 平成29年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第 5号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第 6号 平成29年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第12 発議第 1号 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会設置に関する決議について
- 日程第13 発議第 2号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書について
- 日程第14 発議第 3号 共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書について
- 日程第15 一般質問

出席議員（10名）

1番 宮 入 隆 通 君

2番 坂 井 弘 君

3番 松 澤 正 登 君

4番 金 井 とも子 君

5番 宮 下 壽 章 君

6番 沓 掛 計 三 君

7 番 居 鶴 貞 美 君

8 番 小 林 和 雄 君

9 番 堀 内 富 治 君

10 番 山 本 悟 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参事兼 総務課長 兼事業推進 室長	井古田 嘉 雄 君	建設農林課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼保健衛生 係長	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建設農林課 長補佐兼 建設係長	宮 下 剛 男 君	商工観光移住 課長	新 津 俊 二 君
住民福祉課 長補佐兼 上下水道係 長	若 林 喜 信 君	住民福祉課 長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮 澤 章 子 君
住民福祉課 住民福祉係 長	上 原 博 信 君	建設農林課 農業振興係 長	奈良本 安 秀 君
税務会計課 資産税係 長	高 柳 則 男 君	総務企画課 課長補佐兼 総務係長	稲 垣 和 美 君
総務企画課 企画財政係 長	小 林 利 行 君	税務会計課 住民税係 長	早乙女 敦 君
総務企画課 事業推進 室長	塩 澤 和 宏 君	総務企画課 庶務係長	小 林 宏 記 君
教 育 係 長	横 沢 幸 哉 君	建設農林課 国土調査係 長	小 林 義 昌 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 井古田 嘉 雄

事 務 局 員 稲 垣 和 美

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（沓掛計三君） 定刻になりましたので、ただいまから平成29年第2回青木村議会定例会を開催いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（沓掛計三君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。
会議規則第115条の規定により、2番、坂井弘議員、7番、居鶴貞美議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（沓掛計三君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会は、先ごろの議会運営委員会での決定のとおり、本日6月13日から6月19日までの7日間としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認め、会期は本日から19日までの7日間と決定いたしました。

続いて、日程について申し上げます。

本日は、日程第3以降議案説明のみとし、14日は議案審査のため休会、15日は一般質問、16日は議案審議・採決、17、18日は休日、19日は議案審議・採決の日程で行います。

ただ、この中で、道の駅の特別委員会につきましては、本議会の中で審議・採決まで済ませたいと思いますので、その旨、御承知おきをお願いしたいと思います。

◎村長挨拶

○議長（沓掛計三君）　ここで、村長より挨拶があります。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

青木村では、すっかり田植えも終わりました、6月7日に例年並みの梅雨入りとなりました。今後の雨量が気になるところでございます。

本日、平成29年第2回青木村議会6月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

各議員の皆様には、去る4月23日の村議選後、初めての定例議会となりますが、村政の運営に御理解と御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、全国町村会が『都市・農村共生社会の創造～田園回帰の時代を迎えて～』の中で指摘いたしましたように、農山村は、食料の供給や水源の涵養、国土の保全などに加えまして、少子化に抗するとりで、再生エネルギーの蓄積、災害時のバックアップ、新たなライフスタイル、ビジネスモデルの提案の場といった新たな可能性を示しております。

そこで、地域資源を活用した農業が持続的に行われること、循環型社会であること、若者や女性が活躍できる場であること、交流が継続していることが必要であるとされております。

私たち青木村も、若者の流出に歯止めをかけるということと、地域資源の利活用によって仕事を創出することが、今、最も必要とされていると考えまして、将来を見据えた活気のあふれる地域づくりを目指し、実行に移してまいりたいと考えております。

平成29年5月24日付の内閣府月例経済報告によりますと、景気は、一部に改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。

次に、さきの3月定例会閉会后、本日までの主な行事の報告をさせていただきます。

3月24日、青木村と連携を結んでおります、信州大学繊維学部卒業証書・学位記授与式に出席してまいりました。小・中学校とはまた違った大人の厳かな雰囲気の中で、未来ある若者たちの旅立ちを祝したところでございます。

3月25日、少子化対策の大きな柱でございます、二地域居住者向けコンパクト住宅竣工式・見学会を県のモデル事業として実施いたしました。今後のPRが大切なポイントであります。

同じく、3月25日、道の駅あおき農産物直売所竣工式が、大変厳しいスケジュールの中ではありましたが、天候にも恵まれまして、無事これを実施することができました。

3月26日、青木村消防団統合総会が行われました。4分団から2分団体制となりまして、団員減少が進む中ではありますが、命令系統のしっかりした組織が改組されることができました。

4月3日に保育園の入園式、4月6日に小学校と中学校の入学式がありました。一人一人の新しい人生のスタートに当たりまして、今後の成長を大いに期待したところでございます。

4月18日、村長選挙及び村議会議員選挙が告示されました。村長選挙は、北村政夫の他に立候補者がなく、無投票という形で行われました。

4月20日、人命救助に係る感謝状授与式が行われました。これは、3月3日に青木の森別荘地で発生した行方不明者救助に携わった5名の方に対しまして、村の表彰規定により行ったものでございます。寒さ厳しい夜間の捜索でありましたが、その日のうちに行方不明者を無事保護していただきました。

4月23日、村議会議員選挙の投票が実施されまして、村民の皆さんの期待を受け、10名の議員の皆さんが当選されました。

4月28日、新しい道の駅あおき農産物直売所がグランドオープンし、ゴールデンウィークには、大勢のお客様で賑わいました。今後、新しい食堂や加工施設、情報休憩施設、市庭（いちば）など、次々にオープンする予定であり、さらなる発展が期待されるところでございます。

4月29日、信州昆虫資料館で、昨年急逝されました鳩山邦夫さんの追悼展「舞姫たちよ、永遠に！」が8月20日までに開催が始まりました。これは、鳩山氏が東信地域の蝶を長年採集していたことが御縁で会場となったものでございます。

5月22日、東京で開催されました関東国道協会関東地方の道路行政に関する意見交換会・通常総会に出席いたしまして、国道143号青木峠新トンネル建設促進のPRをすることができました。国土交通省の担当の皆さんにも、この件はだいぶ浸透しているという感触を受けたところでございます。

6月3日、ふるさとの森づくり県民の集い（植樹祭）が、「この森に 夢と希望が つまってる」を大会テーマに、長和町姫木平エコーバレースキー場で開催されました。これを記念しまして、“ふくしま”を身近に感じて欲しいとして、上小地域の市町村に福島産ソメイヨシノを寄贈いただきました。

6月10日は時の記念日でした。朝日新聞の天声人語に「きょうは時の記念日。時間にまつわる表現は気がせくようなものが多い。「時は金なり」は時間の大切さを訴え、「時は人を待たず」は年月の流れる速さを教える。だからこそ「時よ止まれ」と言いたくなる瞬間もあるだろう」とありました。私の1期目は、我が人生で最も速く時間が過ぎた4年間でありました。したがって、あと3年11カ月しかないこの時間を、全力投球でと改めて思った次第であります。

6月11日、東京上野で開催されました、東京青木会へ出席してまいりました。戦争で中断していた時期もありましたが、平成31年には100周年ということでございました。村との絆を維持強化するため、ふるさと納税はもとより、保育園へ太鼓を寄贈するための基金の積み立て、青木村出身の若者への世話活動など、ふるさとへの強く温かい思いを感じてまいりました。会長さんからは、来年は議員さんもぜひ参加との伝言を預かってまいりました。

さて、本議会の議案についてであります。報告事項3件、議案6件でございます。

報告事項のうち第1号は、さきの議会終了後、緊急を要する案件につきまして、例年どおり専決処分をさせていただきましたもので、その内容は、条例関係2件、補正予算関係4件でございます。

平成28年度一般会計補正予算（専決）について、その概要を申し上げます。

専決を行ったもので御承認をいただきたいものでありますけれども、一般会計補正予算第6号につきまして、歳入歳出それぞれ4,750万円を減額いたしまして、総額を28億3,550万円といたします。

主なものといたしましては、総務管理費財産管理費の庁舎空調機更新工事の再検討に伴いまして、三角の756万円の減額でございます。

土地購入費、1,640万円の減額でございます。

農業費、道の駅高機能拠点施設費村単工事請負費等でございますが、533万円の減額でございます。

林業費林業振興費、森林造成事業495万1,000円の減額。

基金につきましては、平成28年度は、財政調整基金、公共施設整備基金等の取り崩しをせずに事業を執行することができました。また、情報通信施設等整備基金といたしまして、今回、1,000万円を増額補正いたしまして、1,500万円の積み立てを行いました。

例年同様の繰り越しができておりまして、健全財政を維持していると考えております。

次に、議案第3号についてでありますけれども、青木村農業委員会委員の選任についてで

ありますが、法の改正により、これまでの公選制が廃止されまして、農業者・農業団体の推薦及び応募による候補者の中から、議会の同意を要件とする村長の任命制へと変更されました。これを受け、委員の候補者の選考が整いましたことから、同意をお願いするものでございます。

次に、議案第４号 平成29年度一般会計補正予算（第１号）についてその概要を申し上げます。

一般会計補正予算（第１号）は、歳入歳出それぞれ１億4,730万円を追加いたしまして、総額を29億7,480万円とするものでございます。

今回の補正でお認めいただきたいものは、歳入の主なものにつきましては、国庫補助金といたしまして、地方創生推進交付金3,940万円、県費の補助金といたしまして、元気づくり支援金の採択に伴いまして121万9,000円、公共施設整備基金繰入金3,000万円、前年度繰越金6,603万1,000円、村債といたしまして、一般廃棄物処理事業費40万円、６次産業化推進拠点施設の670万円でございます。

次に、歳出について主なものは、総務費のうち、長野県地域発元気づくり支援金事業採択に伴いまして、125万8,000円、空き家対策計画策定に345万6,000円、自治総合センター助成事業採択によりまして、消防施設費備品購入159万5,000円、地方創生プロジェクト事業のタチアカネ推進プロジェクト、自然エネルギー事業に6,838万円、農業費の高機能化拠点施設整備事業に6,582万6,000円、道路維持費工事材料支給159万8,000円、自治総合センター事業採択によりまして、コミュニティー事業備品購入費270万円を計上したものでございます。

以上、提案いたしました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から御説明いたしますので、審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 村長の挨拶が終了しました。

◎報告第１号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第３、報告第１号 専決処分の承認を求めることについてを議題

とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては6項目ありますので、それぞれ担当別に説明することになりますので、御了承願います。

初めに、青木村税条例の一部を改正する条例について、小宮山税務会計課長、説明をお願いします。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 青木村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

青木村税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村税条例の一部を改正する条例は、難解な長文となっておりますので、別に用意いたしました資料「青木村税条例の一部を改正する条例の概要」、こちらをもって説明を申し上げ、提案説明にかえさせていただきたいと存じます。

では、資料において四角で囲った部分は、改正分のページ番号及び条番号を示しておりますので、御承知ください。

1ページをお願いいたします。

最初に、個人所得課税の関係でございますが、地方税法において、控除対象配偶者の定義の改正が行われたことから、条例においても、所要の改正を行うものでございます。

改正後は、同一生計配偶者を納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者とし、控除対象配偶者を、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者の配偶者とすることとなりました。

なお、概要の3ページ中ほど以降に、条例の改正を要しない税制改正を参考として記載しております。そちらのほうをごらんください。

平成31年から、個人所得課税において、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。配偶者特別控除における配偶者の合計所得金額の上限を、76万円から123万円に引き上げた上で、特別控除の所得額を、所得90万円から123万円の間で段階的に遡減することとし、さらに、配偶者控除・配偶者特別控除とも、納税義務者の所得に応じ、900万円以下のときは全額適用、1,000万円以上の時は適用外。900から1,000万円の間は所要の調整をするものでございます。

最初のページにお戻りください。

次に、車体課税の関係でございますが、軽自動車税におけるグリーン化特例は、対象の範

囲を重点化した上で、2年間延長するものでございます。

軽自動車税の条例改正につきましては、税条例本文のみならず、その一部改正条例の改正等もあり、大変わかりにくくなっておりますので、別紙、軽自動車税の税率一覧表、こちらを用意いたしましたので、これで御確認いただきますようお願いいたします。

表の縦の列、平成30年、31年（予定）、この欄が今回の改正に相当する部分でございます。車の種類、取得時期及び環境性能ごとに通減の内容及び通減後の税額が記載されておりますので、お願いいたします。

なお、31年10月1日からは、消費税の税率改正に合わせ、環境性能割が所得時の1回に限り課税されることになるのは、以前、御説明したとおり変わりございませんので、御承知ください。

最初のページをお願いいたします。

次に、資産課税の関係でございますが、1として、居住用超高層建築物に係る課税の見直し、こちらですが、当村においては対象となる課税客体はございません。しかしながら、規定として整備しておくものでございます。

2ページをお願いいたします。

2として、家庭的保育事業又は事業所内保育事業に係る課税標準の特例措置でございますが、当村では、条例で定める割合を近隣の市町村の動向も踏まえ、家屋・償却資産とも標準的な2分の1とするものでございます。

3として、企業主導型保育事業に係る特例措置でございますが、こちらも、2と同様に、条例で定める割合を、家屋・償却資産とも2分の1とするものでございます。

4として、緑地保全緑化推進法人が設置する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置でございますが、条例で定める割合を、標準的な3分の2とするものでございます。

5として、耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置ですが、耐震改修・省エネ改修とも減額すべき額を3分の2とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

災害に関する税制上の措置でございますが、震災等の事由により被災した資産につきまして、家屋償却資産は、かわりに取得したものを2分の1に減額。土地は、住宅用地として使用できなくなったものを住宅用地としてみなす特例を、いずれも4年間講ずるものでございます。

4ページをお願いいたします。

条例の改正を要しない資産課税の改正といたしまして、サービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る軽減措置、それから、地域の中小企業による設備投資の支援、このことにつきましてその概要を載せてありますので、御参考にしてください。

なお、説明申し上げなかった条文の改正につきましては、地方税法等法令の改正に伴う文言等の規定の整備等でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 2項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、小宮山税務会計課長より説明をお願いします。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、資料4ページの下段にも記載いたしました。低所得者の負担軽減措置の規定を改めるもので、低所得者層により厚く保護するための改正でございます。

以上、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 3項目め、平成28年度青木村一般会計補正予算（第6号）について、歳入については、井古田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、各担当課長及び教育長よりお願いします。

最初に、井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、平成28年度青木村一般会計補正予算（第6号）になりますが、御説明申し上げます。

平成28年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,757万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,550万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

続いて、5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正の内容になりますので、お願いいたします。

記載の目的が、一般廃棄物処理事業債、補正前の限度額2,330万円を、補正後におきまして、事業費の変更等により、限度額を270万円減額して、2,060万円とするものでございます。

なお、記載の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更はございません。

なお、対象事業となっておりますのは、し尿前処理施設経費の負担金に係るものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

2 歳入について一括して御説明申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分に2万2,000円を追加し、1億4,268万円とするもので、節1の現年課税分が見込みより増でございます。

目2法人分は、2万2,000円を減額し、1,098万8,000円とするもので、節1の現年課税分が見込みより減となりました。

款1項4目1村たばこ税に243万円を追加して、2,402万3,000円とするもので、節1の現年課税分が当初の見込みより増となっております。

款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は、9万2,000円を減額し、860万8,000円とするもので、見込みより減となっております。

続いて、9ページをごらんいただきたいと思います。

款2項2目1自動車重量譲与税は、43万7,000円を減額して、2,086万3,000円とするもので、見込みより減となっております。

款3項1目1利子割交付金は、30万5,000円を減額して、43万5,000円とするもので、見込みより減です。

款4項1目1配当割交付金に14万2,000円を追加し、134万2,000円とするもので、見込みより増となっております。

款5項1目1株式等譲与所得割交付金は、42万3,000円を減額し、77万7,000円とするもので、見込みより減でございます。

続いて、10ページになりますが、款6項1目1地方消費税交付金は、382万4,000円を減額し、7,117万6,000円とするもので、見込みより減でございます。

款7項1目1自動車取得税交付金に125万5,000円を追加し、525万5,000円とするもので、見込みより増でございます。

款8項1目1地方特例交付金は、4万円を減額し、136万円とするもので、見込みより減でございます。

款9項1目1地方交付税に1億296万2,000円を追加し、12億8,896万2,000円とするもので、普通交付税が額の確定等によりまして、見込みより増となっております。しかし、総額で申し上げますと、年々減少傾向ではございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料には、41万3,000円を減額し、3,744万6,000円とするもので、村営駐車場使用料は24万円の減、村営バス運行収入も17万3,000円の減となっております。

目2商工使用料は28万8,000円を減額し、79万7,000円とするもので、節1の観光施設使用料の昆虫資料館使用料が見込みより減となっております。

目3土木使用料8万9,000円を減額し、3,594万2,000円とするもので、節1の住宅使用料、教員住宅使用料は6万8,000円の減、村営住宅使用料は2万1,000円の減、いずれも、入居者の撤去等によるものでございます。

目4教育使用料40万8,000円を減額し、271万3,000円とするもので、節1の保健体育使用料28万円の減は、体育館使用料14万6,000円の減、夜間照明が13万4,000円の減でございます。

節2の会館使用料5万5,000円の減は、文化会館の使用料の減でございます。節3の美術館使用料7万3,000円の減は、郷土美術館の使用料の減、いずれも見込みにより施設使用料が減額となりました。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金323万9,000円を追加し、9,754万8,000円とするもので、節1の社会福祉費負担金36万5,000円の増は、介護給付訓練等給付費負担金の実績による増。節2の児童福祉費負担金11万6,000円の増は、児童手当負担金が見込みより増。節3の保険基盤安定負担金275万8,000円は、見込みより増となっております。

目2の衛生費国庫負担金は38万9,000円を減額し、2万8,000円とするもので、節1の保

健衛生費負担金の未熟児療育医療事業負担金が見込みより減となっております。

次の12ページになります。

款13項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、99万1,000円を減額し、6,364万7,000円とするもので、節1の総務管理費補助金7万円の減は、総務省分でございます社会保障・税番号制度のシステム整備費の補助金の確定によるもので、減となります。節2の村営バス運行管理費補助金92万1,000円の減は、地域公共交通確保維持事業補助金が補助率の改定等により減額となりました。

目2の民生費国庫補助金63万9,000円を減額し、3,227万4,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金のうち、障害者地域生活支援事業補助金が18万9,000円の減、臨時福祉給付金支給事業補助金が45万円の減、いずれも補助金の額の確定等によるものでございます。

目4 土木費国庫補助金は、39万8,000円を減額し、2,206万7,000円とするもので、節1の土木費補助金39万1,000円の減は、防災安全交付金が額の確定により減ります。

節2の住宅費補助金7,000円の減は、住宅建築物耐震改修等事業補助金が、補助単価の現に伴うものでございます。

目5の教育費国庫補助金29万円を追加し、43万4,000円とするもので、節1の教育費補助金の特別支援教育就学奨励費補助金が16万6,000円の増。私立幼稚園就園奨励費補助金が12万4,000円の見込みより増となっております。

款14県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金は、240万7,000円を追加して、6,512万8,000円とするもので、節1の社会福祉費負担金43万4,000円の減は、厚生医療給付負担金が3万3,000円の減、身体障害者補装具交付等の給付事業負担金が8万7,000円の減、介護給付訓練等給付費負担金が27万8,000円のいずれも減でございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

育成医療費負担金が3万6,000円の減、いずれも額の確定に伴うものでございます。節2の授産所費負担金105万1,000円の増は、施設事務費負担金が見込みより増、節3の児童福祉費負担金11万6,000円の減は、児童手当負担金が見込みより減、節4の保険基盤安定負担金190万6,000円の増は、保険基盤安定負担金国保分が増となっております。

目2の衛生費県負担金は、4万4,000円を減額し、53万7,000円とするもので、節1の保健衛生費負担金の未熟児療育医療事業負担金が減となっております。

款14項2 県補助金、目1 総務費県補助金は、15万7,000円を減額し、353万8,000円とするもので、節1の総務管理費補助金の地域発元気づくり支援金が、査定等で見込みより減とな

っております。

目2の民生費県補助金は、10万1,000円を減額し、1,324万7,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金28万円の減は、障害者地域生活支援事業補助金が9万5,000円の減、心身障害児（者）タイムケア事業が18万5,000円の減、いずれも見込みによるものでございます。

節2の児童福祉費補助金の17万9,000円の増は、母子父子家庭医療費給付補助金が14万3,000円の増、第3子以降の保険料減免事業補助金が3万6,000円の増となりました。

目3衛生費県補助金は、17万8,000円を減額し、4万円とするもので、節1の保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金が13万8,000円の減、自殺対策緊急強化事業補助金が4万円の減となっております。

目4農林水産業費県補助金、85万円を追加し、8,000万9,000円とするもので、節2の林業費補助金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業が増となっております。

次の14ページになります。

款14項2目5土木費県補助金は、3,000円を減額し、31万6,000円とするもので、節1の住宅費補助金の住宅建築物耐震改修等事業補助金が見込みより減となっております。

款17繰入金、項1目1基金繰入金は、1億5,755万円を減額し、皆減するものでございます。節1基金繰入金の財政調整基金が5,290万、土地開発基金が4,100万、公共施設整備基金が6,240万、乳用育成牛の導入事業基金が60万、繁殖和牛育成事業基金が65万、いずれも平成28年度におきましては、取り崩しをせずに一般財源により充当をいたしました。

款18項1目1繰越金に407万8,000円を追加し、3億64万8,000円とするもので、節1の前年度繰越金が見込みより増となっております。

続いて、15ページお願いいたします。

款19諸収入、項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入に114万1,000円を追加し、676万6,000円とするもので、節1の授産所受託事業収入の加工収入が91万3,000円の増、維持費分が22万8,000円の増となっております。

款19項5目1雑入に310万5,000円を追加して、3,662万9,000円とするもので、節2の消防団退職報奨金29万円の減は、退職消防団員分でございます。節3の雑入339万5,000円の増は、介護予防サービス計画給付費が44万円の増、体験事業参加料が7万円の減、雑入が109万1,000円の増、有料道路回数券個人負担分が35万7,000円の減、地域活性化センター助成金には、実績に伴い減額、危険家屋解体費立替受入金269万1,000円の増は、対象件数1件分に伴うものでございます。

款20項1村債、目5一般廃棄物処理事業債は、270万円を減額し、2,060万円とするもので、し尿前処理施設経費に対する負担金の減額に伴うものでございます。

次に、16ページになります。

歳出になりますが、歳出予算説明の前にですね、各項目一般職員、それから嘱託職員の共済費等につきまして過不足が生じて、予算補正を計上させていただいております。つきましては、各項目の中ではその説明については省略をさせていただいて、34ページ以降にまた改めて給与費明細書がありますので、その中で一括御説明をいたしますので、御承知いただきたいと思います。

それでは、3 歳出について、担当ごとに御説明を申し上げます。

款1項1目1議会費は、48万6,000円を減額し、3,697万6,000とするもので、節11の需用費22万8,000円の減は、議会報の印刷製本費が見込みより減額となったものでございます。節13委託料25万8,000円の減は、議会の議事録作成の委託料が見込みより減でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費182万4,000円を減額し、1億5,940万9,000円とするもので、節7賃金17万6,000円の増は、臨時雇人料の増額となります。節13の委託料200万円の減は、電算処理委託料で、契約額の節減等により減額となりました。

目2の文書広報費10万5,000円を減額し、1,924万4,000円とするもので、節11の需用費には、消耗品等の増に伴い14万5,000円の増、節12の役務費、郵送料等に伴い56万円の増、節13の委託料は、番号制度等支援業務委託料の精算に伴いまして、81万円を減額するものでございます。

目5の財産管理費2,830万3,000円を減額し、8,856万4,000円とするもので、節11の需用費の光熱水費が95万4,000円の見込みより減となりました。

続いて、17ページお願いいたします。

節13の委託料、88万9,000円の減は、社会保障・税番号制度システム整備費の確定等により減額となりました。節15工事請負費756万円の減は、庁舎空調機更新工事を次年度以降に実施することで減額とさせていただきました。

節17公有財産購入費1,640万円の減は、高機能拠点施設用地代が2筆、それから、青木村駐在所用地を購入したことでの精算に伴う減額でございます。節24投資及び出資金250万円の減額は、株式会社道の駅の設立に合わせて、すでに平成27年度において出資をしていますので、28年度は改減するものでございます。

目6企画費732万8,000円を減額し、5,558万4,000円とするもので、節8の報償費470万円

の減は、地域おこし協力隊の退職等に伴う報酬等の実績により減額といたしました。節11需用費180万円の減額につきましては、燃料費が30万円の減、地域おこし協力隊によるもので、印刷製本費110万円が見込みより減、修繕料40万円の減は、地域おこし協力隊の借り上げ住宅の修繕等にかかるものでございます。節13委託料97万2,000円の増につきましては、委託料が80万円の増、これは長期振興計画策定委託料に関するもので、ふるさと寄附金17万2,000円の増が、委託業者でありますさとふるへの運用業務と配送業務いずれも増額となっております。

次に、18ページになります。

節14使用料及び賃借料180万円の件は賃借料で、地域おこし協力隊にかかる住宅と自動車の借り上げ料で、人数の減による減額となります。

目7諸費74万円を減額し、2,377万2,000円とするもので、節19の負担金補助及び交付金の補助金で、防犯灯設置補助金が実績により143万円の減、目8の情報通信サービス事業費が1,000万円を追加して4,349万9,000円とするもので、節25の積立金で、情報通信センターの今後の施設更新等をにらんで情報通信施設等の整備基金として積み立てるものでございます。

目9の地方創生プロジェクト事業費に400万円を減額して2,839万5,000円とするもので、地方創生推進交付金事業のタチアカネ推進プロジェクト、それから、元気な企業づくり推進事業に係る交付金事業費の確定により補正をしてございます。節8の報償費10万円の減は、イベント等での謝礼の精算に伴うものでございます。節9の旅費10万円の減は、普通旅費が見込みより減、節13の委託料230万円の減は、事業等の完了に伴い、委託料を精算するものでございます。節18の備品購入費90万円の減は、自然エネルギー関連の備品費等の減額でございます。節19の負担金補助及び交付金30万円の減は、販路拡大事業の補助金の減額となります。

続いて19ページをお願いいたします。

款2総務費、項2村営バス運行管理費、目2運行管理費につきましては、先ほどの共済費に伴うものでございますので、省略をさせていただきます。

続いてページが飛びますが、30ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目1常備消防費に99万5,000円を追加し、7,771万6,000円とするもので、節19の負担金補助及び交付金は、上田広域消防負担金で、県の消防防災ヘリ事故により殉職者に対する傷痍金、村の負担分が増額となりました。

目2の非常備消防費並びに目3の消防施設費、補正額はございませんが、いずれも財源の振替によるものでございます。

最後に、34ページをお願いいたします。

給与費明細書に関する内容が、このあと37ページまで記載してあります。

初めに、その34ページにつきましては、特別職に関しては変更がございませんので、続いて35ページをお願いいたします。

一般職の総括の内容となります。比較の欄に報酬額が86万2,000円の減、それから、職員手当が4万8,000円の減となっております。なお、職員手当については、その下2段目と3段目に内容が記載されております。また、共済費については、55万1,000円の増となりました。

以下、37ページに渡りまして記載のとおりですので、説明については省略をさせていただきます。

以上、平成28年度青木村一般会計補正予算（第6号）、歳入全般と歳出が総務企画課関係について御説明申し上げます。御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、節4共済費、共済組合負担金につきましては、先ほど総務課長より説明のあった件でございます。

19ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税費、目1税務総務費6万9,000円を追加し、2,572万3,000円とするもので、目4共済費、こちらは先ほどの説明のとおり嘱託職員等保険料、こちらは見込みより増でございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 次に、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、共済組合負担金につきましては、先ほどの総務企画課長での説明のとおりでございます。

20ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費782万5,000円を追加し、7,058万2,000円とするものでございます。節28繰出金、5項特別会計繰出金では、保険基盤財政安定分として778万3,000円の増とするものでございます。

目2障害者福祉費、101万4,000円を減額し、1億3,226万2,000円とするものでございます。節20扶助費101万4,000円の減額は、障害者にかかわる寄附事業の減に伴うものでございます。

次のページをお願いします。

目3老人福祉費、622万3,000円を減額し、2億2,033万1,000円とするものでございます。節19負担金補助及び交付金は、高齢者医療広域連合負担金500万円の減額は、療養給付費の減額に伴うものでございます。節28繰出金、後期高齢者医療特別会計122万3,000円の減では、基盤安定分が見込みより減でございます。

目4地域包括支援センター費44万1,000円を追加し、1,907万9,000円とするものでございます。節13委託料、介護予防サービス計画委託料44万1,000円につきましては、要支援サービスプランの増によるものです。

目7臨時福祉給付金支給事業費45万円を減額し、2,980万8,000円とするものでございます。節19負担金補助及び交付金45万円の減とし、平成28年度分にかかわる年金生活者等支援臨時給付金641人、秋の臨時福祉給付金827人、障害・遺族基礎年金向け給付金30人となります。

次のページをお願いします。

項2授産所費、目1一般管理費55万4,000円を減額し、1,732万8,000円とするものでございます。節7賃金、見込みより減でございます。

目3事業費128万2,000円を追加し、735万円とするものでございます。節7の賃金になりますが、作業工賃・ミシン針加工のほかで91万4,000円、オルガン針作業工賃の増に伴うものでございます。節8報償費89万円、これも作業収入の増に伴うものでございます。節11需用費、燃料費、光熱水費、修繕料につきましては、見込みより減とするものです。

項3児童福祉費につきましては、国・県の負担金の増減に伴う財源振替でございます。

次のページをお願いします。

目 3 母子父子福祉費28万9,000円を追加し、129万4,000円とするものでございます。医療給付費が見込みより増となるものでございます。

次のページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 3 万8,000円を追加し、4,520万8,000円とするものでございます。節12役務費、通信運搬費 3 万1,000円は、電話料の増によるものです。節19負担金補助及び交付金、未熟児療育医療給付費負担金39万5,000円の減は、見込みより減額とするものでございます。不妊治療費給付金17万5,000円の増につきましても、実績に伴うものでございます。節23償還金利子及び割引料22万7,000円につきましても、平成27年度国庫負担金精算に伴うもので、未熟児療育医療費の返還分となっております。

目 2 予防費85万8,000円を追加し、1,366万円とするものでございます。節13委託料、予防接種委託料が見込みより85万8,000円の増となるものです。

目 3 環境衛生費63万8,000円を減額し、920万9,000円とするものでございます。節19負担金補助及び交付金、小型合併処理浄化槽設置の申請がなかったための減額でございます。

次のページをお願いします。

項 2 清掃費、目 2 し尿処理費208万8,000円を減額し、2,990万8,000円とするものでございます。2カ年計画で長和町との共同事業で進めております、し尿前処理施設の今年度分の確定に伴うものでございます。

以上、住民福祉課関係の平成28年度の専決補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育所関係の歳出について御説明を申し上げます。

ページは23ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 3 児童福祉費、目 4 保育所費で、199万2,000円を減額し、1 億1,262万6,000円とするものです。節 4 共済費につきましては、先ほど総務企画課長からお話があったように、実績に伴いまして補正するものであります。節 7 賃金につきましては、161万円の減でございますけれども、予定していました保育士を確保できなかった分を含めまして、実績に伴い、補正を行うものであります。節11需用費の53万円の減につきましては、電気量につきまして、やはり実績に基づき減額をするものであります。

以上、保育所関係について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、お認めい

たきますようお願いを申し上げます。

○議長（沓掛計三君）　続きまして、片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君）　それでは、建設農林課関係、補正予算の概要を御説明申し上げます。

25ページをごらんください。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費でございますが、節4共済費は説明があったとおりでございます。

目3農業振興費でございますが、113万6,000円を減額し、6,339万6,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金ですが、補助金で039米消費推進事業補助金、給食の米粉パンに対する補助でございますが、月2回の12カ月で盛ってございましたけれども、実際には、長期休業等がございましたりして、実績に伴って減額をお願いするものでございます。042園芸振興事業補助金ですが、リンゴ・ブドウ等の栽培施設の設置に対する補助金を計上してございましたが、利用希望がなく、皆減とするものでございます。046水田営農推進機械施設等導入事業補助金ですが、補助を予定していた機械が、予定よりも安く納入されたことに伴いまして、補助金額も減額となったものでございます。

続きまして、目4畜産業費ですが、125万円を減額し、102万2,000円とするもので、節18備品購入費は、繁殖和牛、乳用育成牛それぞれ1頭ずつの購入を見込んでおりましたが、実際には購入の希望がございませんでしたので、減とするものでございます。

続きまして、目8国土調査費につきましては、共済費の補正でございます。

目9高機能拠点施設費ですが、533万円を減額し、1億9,177万4,000円とするもので、節15工事請負費の村単工事請負費、節18備品購入費ですが、いずれも入札等による減、また、3月完成後において必要になった工事につきまして、新年度の工事ということで、新年度へ送った工事等もございまして、減となったものでございます。

27ページへまいりまして、項2林業費、目2林業振興費ですが、495万1,000円を減額し、7,814万7,000円とするもので、節13委託料の村単森林造成事業で三角の139万1,000円、こちらは、十観山の森林公園等の村有林の整備委託料、こちらが見込みより減となったものでございます。節15工事請負費の間伐材施設設置事業ですが、沓掛温泉の遊歩道に改築をしました、あずまやの建設工事費が見込みより減となり、52万5,000円の減額をお願いするものでございます。節19負担金補助及び交付金の補助金でございまして、森林造成事業補助金303万5,000円の減ですが、こちら森林組合が事業主体となって実施しております間伐等の

事業に対しまして、10%のかさ上げ補助を行っているものでございますが、事業費の減によります補助金の減額をお願いするものでございます。

28ページへまいりまして、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、共済費の補正でございます。

29ページへまいりまして、項2道路橋梁費、目1道路維持費ですが、19万7,000円を追加し、5,768万1,000円とするもので、節13委託料の除雪作業委託料が3月末の実績によりまして74万4,000円の増額をお願いするものでございます。節17公有財産購入費の土地購入費ですが、12月議会で入田沢洞の砂防堰堤工事に伴う取り付け道路の用地費の補正をお願いしたところでございますが、協議の結果、長野県で買っていただくことになりましたので、減額をお願いするものでございます。

続きまして、目2道路新設改良費につきましては、共済費の補正でございます。

目3橋梁維持費につきましては、補正の増減はございませんけれども、補助金の減額や基金の投入を行わなかったことによります財源振替となっております。

以上、建設農林課関係の補正予算の概要を申し上げます。よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 続きまして、商工観光移住課関係の予算について御説明申し上げます。

27ページをごらんください。

款6項1商工費でございます。

目3観光費でございますが、特定財源から一般財源への財源振替により事業費を確定したものでございます。

次の28ページをお願いいたします。

目5昆虫資料館費につきましても、特定財源から一般財源への振替を行ったものでございます。

その下の、款7土木費、項1土木管理費でございます。

目3公園管理費でございますが、120万円の増で、1,333万8,000円となります。節15工事請負費でございますけれども、公園施設工事費が120万円の増、これは、ふるさと公園あおきの地盤が排水対策を要するものであったため、必要な排水工事を行ったものでございます。

次の29ページをごらんください。

款 7 土木費、項 3 住宅費でございます。

目 1 住宅管理費につきましては、こちら 409 万 5,000 円でございますけれども、特定財源から一般財源への財源振替を行ったものでございます。

次のページ、30 ページをお願いいたします。

目 2 住宅建設費につきましては、100 万円の減としまして、200 万円となりました。節 19 負担金補助及び交付金でございますが、住宅リフォーム補助金が 100 万円の減でございます。こちらは、昨年の 12 月時点で見込んでおりました住宅のリフォーム事業が、平成 29 年に実施されるということになったため、減額を行うものでございます。

以上、商工観光移住課関係の予算について御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

23 ページをお開きください。

款 3 民生費、目 5 児童福祉施設費ですが、26 万 4,000 円の減であります。これは主に、節 7 臨時雇用の賃金が見込みより減になったものであります。

飛んで 31 ページをお願いします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費ですが、5 万 5,000 円を減額して、3,823 万 4,000 円としました。これは主に臨時雇人料が減額になったものでございます。

目 3 教育指導費ですが、節 8 報償費は、講師の謝金が見込みより減額となっております。また、節 19 の負担金補助及び交付金も、定住自立圏の負担金と教育指導補助金が見込みより減額となっております。一方で、私立幼稚園就学奨励費補助金は、対象の幼児が増えたために、53 万 3,000 円の増となっております。

次に、項 2 小学校費、目 1 学校管理費ですが、86 万 2,000 円を減額して 4,761 万 8,000 円といたしました。節 1 報酬の減は、特別支援教育支援員の減額によるものでございます。また、公共施設整備基金が 700 万円の減額になり、財源振替を行っております。

32 ページをお願いします。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費ですが、1 万 1,000 円を増額いたしました。節 4 共済費の増によるものでございます。

次に、項 4 社会教育費ですが、目 3 文化会館費と目 6 美術館費ですが、ともに特定財源の使用料が予定より減額になっておりますので、一般財源に振替を行っております。

目 7 図書館費ですが、28万7,000円を減額して1,597万2,000円といたしました。節 7 の賃金の臨時雇人料が見込みより減となったためでございます。

33ページの項 5 保健体育費、目 2 体育施設費ですが、体育館使用料と夜間照明費が見込みより減のため、財源振替を行っております。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 次は、4 項目めでございます。平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、花見住民課長より説明願います。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,709万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億9,719万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 3 月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5 ページをごらんください。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税51万1,000円を減額し、8,768万9,000円とするものでございます。一般分の見込みによる増減となります。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税448万9,000円を減額し、183万1,000円とするものでございます。実績に伴うものでございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費負担金514万5,000円を減額し、8,985万7,000円とするものです。節 1 現年度分として、国の概算払いによる療養給付費負担金、介護納付金、後期高齢者支援金分の減でございます。

次のページをお願いします。

項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金408万9,000円を追加し、2,876万9,000円とするもので、見込みより増減となりました。

款 4 県支出金、項 2 県補助金、目 1 財政調整交付金551万7,000円を減額し、2,190万

6,000円とするもので、見込みより減額となりました。

款 5 療養給付費交付金、項 1 療養給付費交付金、目 1 療養給付費交付金2,876万2,000円を減額し、523万9,000円とするもので、退職被保険者等の給付費の減によるものです。

款 6 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金、目 1 前期高齢者交付金39万2,000円を追加し、1億5,990万5,000円とするものでございます。交付金が見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

款 7 共同事業交付金につきましては、464万7,000円を減額し、1億1,401万3,000円とするものでございます。高額療養費115万3,000円、見込みより減となるものです。保険財政共同安定化事業交付金につきましても、見込みより減となります。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金778万3,000円を追加し、2,999万3,000円とするものでございます。見込みより増となっております。保険基盤安定分では622万円の増、財政安定化分では155万5,000円の増、出産育児一時金8,000円の増となります。

次のページをお願いします。

項 2 基金繰入金3,000万円を減額し、1,000万円とするもので、保険給付費が見込みより減額に伴うものでございます。

款 9 繰越金1,971万7,000円を追加し、4,001万8,000円とするものでございます。前年度繰越金の増でございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費2,124万7,000円を減額し、3億1,222万5,000円とするものでございます。療養給付費が見込みより減となるものでございます。

目 2 退職被保険者等療養給付費2,519万円を減額し、481万円とするものでございます。退職療養給付費が見込みより減となるものでございます。

目 4 退職被保険者等療養費につきましては、見込みより減となります。

目 5 審査支払手数料29万円追加し、179万円とするもので、診療報酬審査委託費の増によるものです。

次のページをお願いします。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費213万9,000円を追加し、4,413万9,000円とするもので、高額療養費の増によるものです。

目 2 退職被保険者等高額療養費につきましては、見込みより減となるものです。

項 3 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金 1 万1,000円を追加し、85万2,000円とするもので、見込みより増となります。

次のページをお願いします。

項 7 結核精神諸費34万1,000円を追加し、64万1,000円とするもので、見込みより増となります。

款 3 後期高齢者支援金等、項 1 後期高齢者支援金等、247万6,000円を追加し、6,155万円とするもので、後期高齢者支援金が見込みより増となるものでございます。

款 6 介護納付金、項 1 介護納付金につきましては、271万4,000円を減額し、2,028万6,000円とするもので、見込みより減額となります。

次のページをお願いします。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同拠出金98万1,000円を追加し、1,791万3,000円とするもので、見込みより増とするものでございます。

目 3 保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、振替財源によるものです。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付金加算金、目 3 償還金777万2,000円を追加し、777万3,000円とするもので、療養給付費国庫負担金の平成27年度精算分に伴うものです。

款10予備費50万円の皆減となります。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、5 項目め、平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、花見住民福祉課長より説明を求めます。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億8,303万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5 ページをお願いします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料353万7,000円を減額し、1億1,199万4,000円とするものでございます。節1 現年度分特別徴収保険料、見込みより増とするものでございます。節2 現年度分普通徴収保険料411万6,000円は、見込みより減とするものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金283万2,000円を追加し、9,687万4,000円とするものでございます。節1 現年度分介護給付費負担金が見込みより増とするものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金231万7,000円を減額し、3,584万5,000円とするものでございます。現年度分が見込みより減額とするものです。

目3 地域支援包括的支援事業交付金48万5,000円を減額し、152万2,000円とするもので、見込みより減額となるものでございます。

次のページをお願いします。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金64万6,000円を減額し、1億5,200万円とするものでございます。節1 現年度分251万2,000円見込みより減となり、節2 過年度分186万6,000円は精算に伴うものでございます。

目2 地域支援事業支援交付金10万5,000円は、見込みより減となるものでございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金228万4,000円を追加し、8,542万2,000円とするもので、見込みより増となります。

項3 県補助金24万3,000円を減額し、76万1,000円とするものでございます。介護任意事業等の減によるものです。

次のページをお願いします。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金39万4,000円を減額し、6,775万2,000円とするもので、保険給付費の減によるものです。

目3 地域支援包括的支援事業交付金24万3,000円を減額し、76万1,000円とするもので、見込みより減とするものです。

目5 低所得者保険料軽減繰入金63万7,000円を追加し、63万9,000円とするもので、見込みより増とするものでございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金414万3,000円を追加し、414万4,000円とするもの

でございます。前年度繰越金の増でございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 17 万 9,000 円を追加し、263 万円とするもので、節 11 需用費では、介護保険制度のリーフレットを作成いたしました。節 13 委託料、介護保険電算処理委託料、見込みより増となるものでございます。節 14 使用料及び賃借料 1 万 2,000 円につきましては、有料道路使用料の増となります。

項 2 介護認定審査会費、目 1 認定審査会共同設置等負担金 68 万 7,000 円を減額し、994 万 5,000 円とするものでございます。見込みより減となります。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費 802 万 5,000 円を減額し、1 億 6,597 万 5,000 円とするもので、要介護 1 から 5 の在宅サービス費で見込みより減となりました。

次のページをお願いします。

目 3 地域密着型介護サービス給付費 448 万 7,000 円を追加し、3,137 万 9,000 円とするもので、グループホームにかかわる給付費が増となったものです。

目 5 施設介護サービス給付費につきましては、国・県負担金の増減による財源振替となります。

次のページをお願いします。

目 7 居宅介護福祉用具購入費 28 万 7,000 円を減額、目 8 居宅介護住宅改修費 96 万 2,000 円の減額は、要介護 1 から 5 の方の利用実績に伴うものです。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費 399 万 9,000 円を追加し、1,899 万 9,000 円とするもので、要支援 1 ないし 2 の在宅サービスが見込みより増となるものです。

次のページをお願いします。

目 6 介護予防住宅改修費につきましては、要支援の方の住宅改修費の助成が見込みより減とするものです。

目 7 介護予防サービス計画給付費 44 万 1,000 円を追加し、285 万 3,000 円とするものです。要支援の方の介護サービスプラン費が見込みより増となるものでございます。

項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料 1 万 8,000 円を追加し、44 万 8,000 円とするもので、見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

項 4 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス費64万9,000円を減額し、979万1,000円とするものです。節19の負担金、見込みより減でございます。これにつきましては、要介護 1 から 5 までの方が対象になっております。

項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費60万6,000円を追加し、2,460万6,000円とするもので、特養等の入居者の居住費等の軽減分が増となったものです。

項 6 高額医療合算介護サービス等費、目 1 高額医療合算介護サービス費19万6,000円を追加し、139万6,000円とするもので、見込みより増となるものでございます。

次のページをお願いします。

款 5 地域支援事業、項 1 介護予防事業費につきましては、交付金の減による財源振替でございます。

項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 3 任意事業費140万円を減額し、788万8,000円とするものでございます。節13委託料、介護予防・地域支え合い事業につきましては、緊急通報システムの実績に伴うものでございます。節20扶助費につきましても、介護慰労金の実績によるものです。

次のページをお願いします。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 第 1 号被保険者保険料還付金、1 名分の還付となっております。

目 2 償還金441万7,000円を追加し、441万8,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料、地域支援交付金等平成27年度精算分でございます。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君）　続きまして、6 項目め、平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、花見住民福祉課長より説明を求めます。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君）　それでは、お願いいたします。

平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,318万1,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをごらんください。

2 歳入

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、年金から徴収する特別徴収保険料150万6,000円の減、窓口口座等から徴収する普通徴収保険料281万7,000円の増と、見込みより増となっております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金ですが、低所得者に対する保険料軽減分に対して繰入をするもので、122万3,000円の見込みより減額となっております。

款5 繰越金につきましては、見込みより7万2,000円の増となっております。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金で、徴収した保険料と繰入金を合算して、後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付するもので、11万6,000円の増額となっております。

款2 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金4万4,000円の増につきましては、10名分の還付金となっております。

以上、御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 以上で、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

10時45分に再開いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（沓掛計三君） 時間前ですが、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第4、報告第2号 平成28年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

片田建設農林課長、説明願います。

○建設農林課長（片田幸男君） それでは、報告第2号について御説明申し上げます。

平成28年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法第243条の3第2項により、平成28年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

平成29年6月13日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりをいただきまして、平成28年度青木村土地開発公社決算書、こちらの説明をもって御報告にかえさせていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

（1）土地造成事業につきましては、ございませんでした。

（2）理事会等に関する事項でございますが、記載のとおり、監査、そして、2回の理事会を開催しております。

（3）の法人登記事項につきましては、ございませんでした。

2ページ目は、収入支出決算報告書でございますが、内容は、あとの説明と重複いたしますので、ここでは省略をさせていただきますが、入ったお金と出たお金を項目ごとに整理したものでございます。

収入の合計が8,854万3,803円、支払いの合計が1,081万822円、決算額差し引きが7,773万2,981円、こちらが、次年度の繰り越しということになります。

3ページへまいりまして、キャッシュフロー計算書でございます。28年4月1日から29年3月31日までの現金及び預金の流れでございます。

1の事業活動によるキャッシュフローでございますが、（1）公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入でございまして、342万8,000円、こちらは駐在所用地として村へ売却した部分でございます。土地造成事業収入57万円は、白山霊園の墓地2区画が売れた部分でございます。（3）その他事業収入でございますが1,153万4,663円、工場用地の貸地料ほ

かでございます。（６）の土地造成事業支出15万円ですが、駐在所の用地測量に要した費用でございます。（９）のその他事業支出ですが、1,065万4,322円ということで、工場用地等の、こちらは借地料ほかが計上してございます。（10）の人件費支出6,500円は、幹事の報酬でございます。

ここまでの小計が472万1,841円、ここに利息3万858円が追加されて、事業活動によるキャッシュフローが475万2,699円、２の投資活動によるキャッシュフロー、３の財務活動によるキャッシュフローはございませんで、現金及び現金同等物の増加額が、同額の475万2,699円、期首の残高が7,298万282円で行いましたので、期末の残高が7,773万2,981円ということで、前のページの差し引き計算額と同額になっていることが御確認いただけるかと存じます。

続きまして、４ページでございます。

損益及び純資産変動計画書でございます。

１の事業収益公有地取得事業収益は、先ほども申し上げました342万8,000円、駐在所用地として村へ売却した部分でございます。（３）の土地造成事業収益も57万円、白山霊園の墓地２区画分でございます。

あっせん等事業収益でございますが、1,148万8,231円、工場等の貸地料でございます。事業収益の計が、1,548万6,231円、これに係る事業原価でございますが、（１）公有地取得事業原価ということで、331万2,968円、駐在所部分の取得原価でございます。（３）の土地造成事業原価57万円は、白山霊園の２区画にかかわるものでございます。（６）のあっせん等事業原価でございますが、1,057万9,322円、工場等の借地料でございます。事業原価の計が、1,446万2,290円ということで、差し引きの事業総利益が102万3,941円。

３の販売費及び一般管理費でございますが、人件費6,500円、その他の経費が7万5,000円、販売費及び一般管理費の計が8万1,500円でございますが、こちらにつきましては、10ページの附表に一般管理費の明細を載せてございますので、御確認いただければと存じます。

事業利益が94万2,441円となります。

４の事業外収益ですが、（１）の受取利息3万858円、雑収益の6万9,000円は、電柱の敷地料でございます。事業外収益の計が9万9,858円、計、経常利益が104万2,299円となりまして、当期純利益も同額、これが、期末・前年度末の純資産残高、基本財産を含めた資産残高が9,163万4,127円に対しまして、期末が9,267万6,426円ということでございます。

５ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

左側の列、流動資産でございますが、（１）現金及び預金１億１万５,４７２円ということでございまして、明細は７ページの上段でございますが、預金の明細書がございます。こちらが内容となっております。（２）の事業未収金でございますが、１８万６,９１５円、こちらも７ページの明細の中段でございます、未収金の明細書に内容が掲載されております。（９）の完成土地等でございますが、１,００２万６,９２０円ということで、こちらも７ページの明細の下段でございますが、墓地の４区画と望岳の土地に係るものでございます。（１９）の未収収益１７２万９,６１０円でございますが、こちらは、８ページの上段の明細のとおりでございます。流動資産の合計が、１億１,１９５万８,９１７円。

有形固定資産、無形固定資産なく、４の投資その他の資産でございますが、（１）の投資有価証券１,８５８万１,２９３円は、８ページの明細書中段にございます。こちらでございます。それから、（５）の長期性預金でございますが、こちらは基本財産の３００万円ということでございまして、８ページの一番下段にございますが、信州うえだの定期預金で３００万円ということでございます。

投資その他、資産の合計が２,１５８万１,２９３円、流動資産と合わせまして、１億３,３５４万２１０円となっております。

右側のほうにまいりまして、５の流動負債でございますけれども、（５）の預り金ということで４,０８６万３,７８４円、こちらは９ページに明細がございます。９ページの上段でございます。企業からお預かりしている預り金でございます。

流動負債の合計が同額の４,０８６万３,７８４円、負債合計も同額となっております。

７の資本金ということで、（１）基本財産３００万円。８の準備金、（１）前期繰越準備金が８,８６３万４,１２７円、当期純利益が１０４万２,２９９円、準備金の合計が、８,９６７万６,４２６円ということで、純資産の合計が９,２６７万６,４２６円、負債純資産の合計が１億３,３５４万２１０円ということで、資産合計との差し引きがゼロということになってございます。

６ページからは財産目録、それから、ただいま御説明を申し上げました付属明細書等をおつけしてございます。最終ページには、監査をいただいた報告書をおつけしてございます。あわせてごらんいただければと存じます。

以上、平成２８年度の青木村土地開発公社の事業報告を申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めくださいますようお願い申し上げます。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第5、報告第3号 平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度青木村一般会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月13日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度青木村一般会計繰越明許費繰越計算書となっております。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名が社会保障・税番号制度システム整備事業費35万2,000円を全額翌年度に繰り越すもので、内容につきましては国より通知個人カード関連の事務の委任に係る事業でございます。財源の内訳は、補助金が35万2,000円となっております。

続いて、款5の農林水産業費、項1 農業費、事業名が高機能拠点施設整備事業1億2,984万9,000円を全額翌年度に繰り越すもので、内容につきましては道の駅全体の整備計画の中で、包括的情報提供施設、それと市庭（いちば）の整備に係る事業の内容となっております。財源の内訳は、国・県支出金が地方創生拠点整備交付金5,050万円、それから地方債のほうで包括的情報提供施設等地方債、同額になります。それと、一般財源2,884万9,000円の内訳となっております。

以上、報告第3号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第6、議案第1号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第1号について申し上げます。

議案第1号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

平成29年6月13日提出、青木村長、北村政夫。

次のページから条文の内容が記載されております。ごらんいただきたいのは、最後のページ、条例の概要について示したものがありますので、最後のページをちょっとごらんいただきたいと思います。

青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の概要についてとなります。

まず、今回の一部改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律、これが昨年の11月に改正をされております。内容が、扶養手当の支給額が段階的に変更されるということになっております。これを受けて、非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が今回改正されるということになっております。

内容につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について扶養親族がある場合において、加算額を改定する、そういう内容になっております。その四角の表がそれになります。ちょっと表のほうを御説明申し上げますと、第5条の第3項、第1号の配偶者につきましては、現行が433円、これを333円、それと、第2号で子及び孫というくくってございましたものを、子として特出ししております。金額も217円を267円、それから配偶者がいない場合の加算額につきましては、現行の367円を333円に、それから第3号に孫の区分を追加して第6号まで配偶者がいない場合の加算額について現行の367円を300円にそれぞれ改正する内容になっております。

以上、議案第1号について御説明を申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第7、議案第2号 寄附採納についてを議題とし、提案者の説明

を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号 寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があったので採納することについて議会の議決を求める。

記、1 寄附者、青木村大字夫神1282番地、株式会社キャステク、代表取締役社長、増田公男氏。寄附物件、ポータブルワイヤレスアンプ一式、青木村児童センターへでございます。

2 寄附者、青木村大字田沢129番地11になります、櫻田義文氏。寄附物件、画集「スペイン水彩画紀行」櫻田義文著、100冊になります。青木村郷土美術館へということになります。

続いて、3 寄附者、青木村大字田沢3122番地、青木運輸倉庫株式会社、代表取締役、五味香氏。寄附物件、コピーボード一式（感熱紙タイプ）のもので、青木村役場へとなります。

平成29年6月13日提出、青木村長、北村政夫。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第8、議案第3号 青木村農業委員会委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第3号 青木村農業委員会委員の選任についてでございますが、この議案は人事案件でございますので、議会の慣例に従いまして、最終日に改めて提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第４号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第９、議案第４号 平成29年度青木村一般会計補正予算について
を議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については井古田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課長
及び教育長よりお願いします。

それでは、井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第４号について御説
明申し上げます。

議案第４号 平成29年度青木村一般会計補正予算（第１号）

平成29年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億4,730万円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ29億7,480万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成29年６月13日提出、青木村長、北村政夫。

続いて、３ページのほうをお願いいたします。

第２表、地方債補正になります。

まず、起債の目的、一般廃棄物処理事業債、補正前の限度額が6,690万円に対しまして、
40万円を追加し、補正後の額を6,730万円にするものです。長和町と共同事業によります、
し尿前処理施設建設負担金として増額するものです。

続いて、一般補助施設整備等事業債が、補正前の限度額が3,000万に対しまして、670万
円を追加し、補正後の額を3,670万円にするものです。道の駅全体整備の中の６次産業化推
進拠点施設等に係る事業費の増に伴って増額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更がございませんので、説
明は省略をさせていただきます。

続いて、６ページをお願いいたします。

歳入になります。

款13国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金3,940万円を追加して、5,230万8,000円とするものです。節 1 の総務管理費補助金の地方創生推進交付金3,190万円は、地方創生プロジェクト事業のタチアカネそば推進プロジェクト費として1,090万円、それから、自然エネルギー発電システム開発プロジェクトとして2,100万円をそれぞれ増額するものです。また、繰越事業の地方創生拠点整備交付金750万円は、地域食材供給施設事業費として増額する内容となっております。

目 2 民生費国庫補助金 5 万円を追加して1,861万2,000円とするもので、節 1 社会福祉費補助金の福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業補助金、報酬改定システムの改修に対する補助金の内容となっております。

款14県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金121万9,000円を新規に計上するものです。節 1 の総務管理費補助金の地域発元気づくり支援金の内容となります。

款17繰入金、項 1 目 1 基金繰入金3,000万円を追加して、3 億7,485万9,000円とするもので、節 1 の基金繰入金の公共施設整備基金、これを 6 次産業化推進拠点整備費の財源に充てるものでございます。

続いて 7 ページをお願いいたします。

款18項 1 目 1 繰越金6,603万1,000円を追加し、1 億9,603万1,000円とするもので、節 1 の前年度繰越金が見込みより増。

款19諸収入、項 5 目 1 雑入350万円を追加し、2,848万7,000円とするもので、節 3 雑入の一般財団の自治総合センター助成金を消防施設費に充当するものです。

款20項 1 村債、目 3 一般廃棄物処理事業債40万円を追加し、6,730万円とするもので、節 1 の一般廃棄物処理事業債を、し尿処理費の財源として増額するものでございます。

目 4 一般補助施設整備等事業債670万円を追加し、3,670万円とするもので、6 次産業化推進拠点整備費として増額するものでございます。

次の 8 ページになります。

歳出になりますので、担当ごとに御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係になります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費65万7,000円を追加して 1 億7,481万9,000円とするものです。節19の負担金補助及び交付金のその他負担金で、新規に長野県セキュリティクラウドのための市町村負担金として計上するものになります。

目 6 企画費566万3,000円を追加して4,052万5,000円とするもので、節 8 の報償費29万

6,000円は、空き家対策検討委員会と花壇コンテストに係る謝礼になります。節11の需用費100万3,000円になりますが、消耗品の30万円につきましては、花壇コンテストの経費、燃料代64万3,000円については地域おこし協力隊の車両の燃料費、続いて光熱費6万円は、エネ空タワーの電気代が内容となります。節13委託料383万4,000円は、主に空き家対策計画の策定委託料、節14の使用料及び賃借料3万円は、地域おこし協力隊の住宅の下水道の使用料、節16の原材料費50万円は、元気づくり支援金事業の採択によつての苗代等が主な内容です。

続いて、目9の地方創生プロジェクト事業費6,838万円を追加して、9,240万2,000円とするもので、節13の委託料4,840万円は、タチアカネプロジェクト経費として880万、それから自然エネルギーの関係の経費で3,960万円が内容になります。節15の工事請負費648万円は、自然エネルギーの関連で、エネ空タワーのデータの表示モニターの設置代、それから、水力の実証実験場に係る工事費に伴う増です。節18の備品購入費1,350万円は、タチアカネ推進プロジェクト関係で、キッチンカー等の経費に係る増額となります。

次に、11ページになります。

款8項1消防費、目3消防施設費159万5,000円を追加し、8,004万5,000円とするもので、節18備品購入費の消防団広報研修予備費として防災用の備品を購入する内容の予定となっております。

以上、議案第4号について、歳入全体、それから歳出の総務企画課関係について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 続いて、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

9ページお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費33万8,000円を追加し、1億3,229万5,000円とするものでございます。節13委託料、障害者自立支援法改正システム5万1,000円につきましては、障害福祉サービス等報酬の改定に伴い、処遇改善加算に対応するためのシステム改修を行うものです。節18備品購入費28万7,000円、パソコン1台に伴うものでして、障害システムに対応しているパソコンのWindows Vista版がサポート終了に伴い交換をするものです。

款4衛生費、項2清掃費、目2し尿処理費につきましては、地方債の増による財源振替と

なっております。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君）　続きまして、片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君）　それでは、建設農林課関係の補正予算の概要を御説明申し上げます。

9ページの下段をごらんください。

款5農林水産業費、項1農業費、目9高機能拠点施設費ですが、6,582万6,000円を追加し、3億4,604万8,000円とするもので、節13委託料は、新しい直売所の西側に建設を予定しております6次産業化推進拠点施設に係る設計管理委託料として、421万2,000円をお願いするものでございます。

10ページへまいりまして、節15工事請負費の国庫補助工事請負費につきましては、新しい食堂施設に係る機械設備・電気設備工事等の増加、また、厨房機器を備品購入費から本体工事に組み入れたことによります増として5,756万円、加えて、6次産業化推進拠点施設の建設費として1,198万8,000円をお願いするものでございます。村単工事請負費の864万6,000円でございますが、こちらは、加工施設北側に臨時駐車場を整備するための工事費として500万円、また、現在、構内に埋設されております給排水設備や配電線の撤去あるいは切り回しに関わる工事費として364万6,000円をお願いするものでございます。節18備品購入費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、食堂施設に係る厨房設備等の備品を工事費の中に組み入れたことによりまして、こちらは減額をさせていただくものでございます。

続きまして、項2林業費、目1林業総務費ですが、2万4,000円を追加し、73万8,000円とするもので、節8報償費の謝礼は、緑の少年団の活動時に利用します中型バスの運転手に対する謝礼をお願いするものでございます。

続きまして、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費ですが、159万8,000円を追加し、4,990万3,000円とするもので、節16原材料費は、材料支給事業に支給します諸材料費、こちら事業延長の増に伴いまして、増額をここでお願いするものでございます。

以上、建設農林課関係の補正予算の概要を申し上げます。

よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君）　続きまして、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　教育委員会関係についてお願いします。

11ページをお開きください。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費ですが、22 万 7,000 円を増額して、4,206 万 2,000 円といたしました。節 11 需用費の増は、小学校の玄関吹き抜け部分の 2 階の手すりに安全対策を行うための修繕費でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費ですが、29 万 2,000 円を増額して、4,969 万 1,000 円といたしました。内訳は、今まで使用していたシュレッダーが故障したために新規に購入するものでございます。

次のページをお願いします。

目 5 青少年健全育成費ですが、270 万円を増額して、579 万円といたしました。これは、節 18 備品購入費の増で、村民プールや、文化祭の時に使用するテント 2 張りとテーブル 25 台、椅子 80 脚を購入するための費用でございます。これには、平成 29 年度のコミュニティー助成事業助成金として 250 万円の補助がつきましたので、これを財源に充てる予定でございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第 5 号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第 10、議案第 5 号 平成 29 年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

議案第 5 号 平成 29 年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 6 月 13 日提出、青木村長、北村政夫。

5 ページをお願いします。

2 歳入

款 1 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 簡易水道費国庫補助金2,300万円を追加するものでございます。これは、当初見込んでおりました県の事業であります、生活基盤施設耐震化等事業の補助金の活用を図り、事業を進める予定でございましたが、要望額を確保する上で、従前の統合簡易水道施設整備費国庫補助金のほうが堅実のある旨の協議があり、県補助金から国庫補助金の活用を進めることになりましたので、補助受け入れを変更としたものです。

次のページをお願いします。

3 歳出

款 1 建設事業、項 1 建設事業、目 1 簡易水道建設事業につきましては、県費補助対象経費から国庫補助対象経費への移行に伴うものでして、節13委託料、国庫補助事業設計管理委託料347万8,000円を追加し、県補助事業設計管理委託料を同額減額とするものです。節15工事請負費、国庫補助事業工事請負費 1 億702万8,000円につきましても、県補助事業請負費から補助対象科目の移行に伴うものとなります。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第 6 号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第11、議案第 6 号 平成29年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第 6 号について御説明申し上げます。

平成29年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度青木村別荘事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,941万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年 6 月13日提出、青木村長、北村政夫。

5 ページをお願いいたします。

2 歳入につきましては、款 2 項 1 目 1 繰越金350万円を追加して、400万円とするもので、節 1 の前年度繰越金が見込みより増となっております。

次のページ、6 ページになります。

3 歳出

款 1 事業費、項 1 目 1 別荘事業費350万円を追加し、1,891万2,000円とするもので、節11 需用費150万円につきましては、別荘地内の簡易な道路修繕等に係る増額。節13の委託料50万円は、やはり別荘地内で危険な樹木等の伐採に伴う委託料の増。それから、節15工事請負費150万円につきましては、やはり道路等で修繕工事に伴う増額の内容となっております。

以上、議案第 6 号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 日程第 12、発議第 1 号 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会設置に関する決議についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

この案件につきましては、このあと質疑、討論等を行いまして、本日採決をしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、宮下壽章議員。

○5 番（宮下壽章君） それでは、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）であります。特別委員会設置に関する議決について御説明申し上げます。

提案者、青木村議会議員、宮下壽章。

賛成者でございますが、堀内富治議員、小林議員でございます。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出いたします。

提出理由でございますが、道の駅あおきは、平成27年 1 月30日に国土交通省より重点道の駅に選定された後、地域活性化の拠点として、また第 5 次青木村長期振興計画後期基本計画の 4 大重点維持プロジェクトの一つに位置づけられ、農業振興・観光・交流・雇用創出・人の流れ拡大等を図る拠点施設として、住民からも非常に高い関心が寄せられており、平成 29 年 4 月28日には新農産物直売所がグランドオープンされるなど計画的に事業が進められ

ております。

こうしたなか、議会としても非常に重要な案件と位置づけ、ソフトを含めたより良い施設整備実現に向けた調査研究の必要性を鑑み、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会の設置について、別紙のとおり提出します。

裏をごらんください。

道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会設置に関する決議

次のとおり道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び青木村議会委員会条例第5条
- 3 目的 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）に関する調査研究
- 4 委員の定数 10名
- 5 設置の期間 議会議決の日より事業終了まで

よろしく御審議いただきまして、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） それでは、発議第1号 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会設置に関する決議について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

これで質疑を終了し、討論に入ります。反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、なしと認め、賛成の方の討論を認めます。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） それでは、討論を終結、発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

発議第1号 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任につきましては、青木村議会委員会条例第6条の規定により議長が会議に諮って指名することになっています。議長の指名としたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、異議なしの声がありましたので、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会の委員に、宮入隆通議員、坂井弘議員、松澤正登議員、金井とも子議員、宮下壽章議員、沓掛計三議員、居鶴貞美議員、小林和雄議員、堀内富治議員、山本悟議員の10名を指名いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会の委員は、ただいま指名しました10名に決定しました。

続いて、事務局より正副委員長を報告させます。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、報告をさせていただきます。

まず、委員長に宮下壽章議員、副委員長に堀内富治議員。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 以上、事務局長の報告のとおりでございますので、よろしくお願いします。

◎発議第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第13、発議第2号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

堀内富治議員。

○9番（堀内富治君） 発議第2について申し上げます。

平成29年6月13日、青木村議会議長、沓掛計三殿。

提出者、青木村議会議員、堀内富治。賛成者、青木村議会議員、小林和雄。

長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書（案）

上記の議案を下記のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記

国土の約7割を占める森林は、木材供給を初め、国土の保全や地球温暖化防止、水源のかん養など、多面的機能を有する緑の社会資本であり、国民全体に広く恩恵をもたらしています。しかしながら、林業の採算性の悪化や担い手不足により、森林の荒廃が進行しています。

そのような中、長野県では健全な森林づくりの推進を目的として、平成20年に長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という。）を導入し、本村においても間伐事業や間伐材を活用した四阿設置等に活用されてきたところです。

しかしながら、計画面積等の事業採択要件による制約もあり、森林税が十分に活用されず、基金残高も増加傾向にあります。

加えて、不適切な支出事例があり、県民の信頼を回復し、適正な森林税の活用が求められるところであります。

ついては、森林税の活用に当たって、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1 市町村や林業事業体等の関係機関の意見を聞きながら、森林税活用事業の採択要件緩和を検討するなど、森林税の有効活用を図ること。

2 森林税の適正な活用に努めること。

3 今後も森林税を継続するに当たっては、森林づくりの意義を改めて広く県民に周知し、山村、中山間地域の活力となるよう取組を進めること。

議決後の提出先は、長野県知事でございますので、申し添えておきます。

よろしく願いをします。

◎発議第3号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第14、発議第3号 共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

提案者の坂井議員より、ちょっと腰を痛めているということなもので、長時間立っていることがちょっと困難ということなもので、自席にて座ったままやらさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、坂井議員、お願いします。

○2番（坂井 弘君） 自席にて大変失礼をいたします。よろしくお願いいたします。

発議第3号 共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案について提案をいたします。

青木村議会議長、沓掛計三殿。

提出者、青木村議会議員、坂井弘。賛成者、青木村議会議員、山本悟。

共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提案いたします。

皆様御承知のとおり、政府は、2020年度の東京オリンピックなどに対するテロ対策を口実にした共謀罪法案を国会に提出し、5月23日に衆議院本会議で採決が強行され、29日から参議院で審議されています。18日の会期末を控え、今週山場となっており、採決の動向が注目されているところであります。

政府は、共謀罪をあたかもテロ対策にとって必要であり、国際組織犯罪防止条約の締結のために必要だと説明しています。しかし、国際組織犯罪防止条約は、国際的なマフィアなどによる経済犯罪を取り締まるものであり、テロ対策を目的とするものではありません。そのことは、この間の国会審議を通して明らかになってきています。

テロ防止に関する条約は、「爆弾テロ防止条約」「テロリズム資金供与防止条約」など13条約が既に制定され、日本はその全てを締結し、国内法も整備されております。岸信夫外務副大臣も、国連広報センターがテロ防止のための条約としているもののの中に、国際組織犯罪防止条約は含まれていないと答弁しています。すなわち、政府みずから、国連がテロ防止のための条約として国際組織犯罪防止条約を認めていないことを明らかにしているのです。

この間、世界各地でテロが起きています。先日も、英国あるいはイランで、許しがたいテロが起きました。こうした動きを受けて、共謀罪が必要だという主張もありますが、テロ対策については、先の13条並びに既に制定されている国内法によって十分対処できることが明白になっています。にもかかわらず、共謀罪を創設しようとする政府の狙いは何なのか、それは、物言わぬ国民、物言えぬ監視社会をつくり、政府が推し進めようとすることに異を唱えることができない社会を作ることにあります。一昨年、多くの国民の反対を押し切って成立させた安保法制、戦争法と相まった戦争できる国づくりの一環であることは、言をまちません。

共謀罪は、犯罪行為が現実に実行されていない段階、すなわち、話し合いや相談・計画をした段階で犯罪とみなすものであり、どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量に委ねられています。したがって、国民の思想や内心までも処罰の対象とするものであり、日本国憲法が保障する、思想・良心の自由・表現の自由などを侵害する違憲立法です。市民の思想・表現・内心を監視し、介入処罰したり、一般市民団体や政治団体、企業及び労働団体の活動に対する違法な捜査が横行したりすることが十分危惧されます。戦前及び戦中の治安維持法と同様に、内心の自由を侵す思想弾圧法になりかねません。治安維持法が戦争への一里塚であったことは、歴史が証明しています。共謀罪の創設によって、同じ轍を踏むことがあってはなりません。

犯罪を行う意思だけでは処罰の対象としない我が国の刑法、近代刑法の基本原則にも反しています。日本弁護士連合会、大学教授、刑事法研究者、日本ペンクラブを初め、国民各層から共謀罪法案に反対する声が上がっています。共同通信社の世論調査では77%、8割の国民が共謀罪法案について政府の説明が不十分だと回答しました。

5月18日には、国連人権理事会が任命した国連プライバシー権に関する特別報告者、ジョセフ・ケナタッチ氏から「本法案がプライバシー権や表現の自由への過度の制限になる」と強く懸念する書簡が安倍首相に送付されました。

つい先日、6月5日には、国際ペンも共謀罪に対する反対の声を上げました。本日の信毎報道によれば、昨日、この国際組織犯罪防止条約の立法ガイドを執筆したアメリカのニコス・パッサス教授が、「この条約はテロ対策ではない」ということを言明しています。

多くの国民、そして国際的にも共謀罪を成立させてはならないという声が高まっています。青木村村民の多くも強い不安を抱いています。共謀罪に対する反対もしくは慎重審議を求める意見書は、昨年の12月議会並びに本年の3月議会などを通して、長野県では全国一多い13議会が採択をしています。加えて、この6月議会でも、既然大町市議会、そして高森町議会、信濃町議会の本会議で、また、原村議会の委員会で可決・採択をしております。

よって、青木村議会として、村民の権利を守り、村民益に寄与すべく、本議会の総意として、国会及び政府は、共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の参議院での採決を断念し、創設しないことを求める意見書を議決し、参議院議長及び内閣総理大臣、法務大臣宛てに送付されるよう提案をいたします。

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会といたします。御苦労さまでした。

この後、全員協議会を行いますので、議員の皆さんは議員控室のほうへお願いします。

散会 午前 11 時 43 分

平成 2 9 年 6 月 1 5 日（木曜日）

（ 第 2 号 ）

平成29年第2回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

平成29年6月15日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	宮 入 隆 通 君	2番	坂 井 弘 君
3番	松 澤 正 登 君	4番	金 井 とも子 君
5番	宮 下 壽 章 君	6番	沓 掛 計 三 君
7番	居 鶴 貞 美 君	8番	小 林 和 雄 君
9番	堀 内 富 治 君	10番	山 本 悟 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参事兼 総務課長 兼事業推進 室長	井古田 嘉 雄 君	建設農林課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼保健衛生 係長	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建設農林課 長補佐兼 建設係長	宮 下 剛 男 君	商工観光移住 課長	新 津 俊 二 君
住民福祉課 長補佐兼 上下水道係 長	若 林 喜 信 君	住民福祉課 長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮 澤 章 子 君
住民福祉課 住民福祉係 長	上 原 博 信 君	建設農林課 農業振興係 長	奈良本 安 秀 君

課長兼
企画係
企務係
務課長
総務課

稲垣和美君

課長
企画係
企務係
務課長
総務課

小林利行君

課長
會計係
会務係
務課長
税務課

早乙女敦君

課室長
企画係
企務係
務課長
総務課

塩澤和宏君

課長
企画係
企務係
務課長
総務課

小林宏記君

係長
教育係
務課長

横沢幸哉君

課長
農林係
建設係
国土調査課

小林義昌君

事務局職員出席者

事務局長

井古田嘉雄

事務局員

稲垣和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問の傍聴には村民の皆さんの傍聴もありますので、よろしくお願いします。

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） 本日は、平成29年第2回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。9人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

◎一般質問

○議長（沓掛計三君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は必ず議長の指名を受けてから発言してください。一括質疑方式については、さきの議会運営委員会において協議・検討された結果を踏まえ、1人の議員から複数の質問が出されている場合は、1項目ずつ質疑、答弁を行っていただく方法により進めてまいりますので、御承知おきください。

なお、質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知をお願いします。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 山 本 悟 君

○議長（沓掛計三君） 10番、山本悟議員の登壇をお願いします。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） おはようございます。

議席番号10番、山本です。

さきに通告いたしました3件について、村長並びにそれぞれの担当者にお伺いをいたします。

本題に入る前に、4月23日執行されました青木村長、村議会議員選挙におきまして北村政夫さん、再選、無投票当選おめでとうございます。それから、同僚議員の皆様、御当選おめでとうございます。

選挙は民主主義の一丁目一番地ですし、二元代表制は独任制の村長と合議制の議会がルールにのっとり、時には緊張感と間合いを置き、また、時には村の発展と村民福祉の向上という首長も議員も同じ目的に向かって、立場の違いはありますけれども、情報を共有し、知恵を出し合い、汗をかいて、結果として村民に寄与できればいいかなと、こんなふうに思います。私も一議員として、また、皆様にいろいろ御指導いただく中で、自分なりに努力してまいりたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

この一般質問も首長と議員が公の場で政策論争を初め、ありとあらゆる村政全般にわたって議論を深め、お互いにいろんな話をして、結果として村民に貢献できればいいのかなと、こんなふうに私は思っております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、本題に入らせていただきます。

まず、北村村政2期目のチャレンジ（施政方針）についてということでございますけれども、平たく言えば施政方針なんですが、まず最初に1期目の北村村政の総括といいますか、村民目線で見えてどうだったのかなというふうに私なりに申し上げたいと思います。

村長は長い間故郷を離れ、農家の長男としての務めを果たしてこなかった。その分の恩返しのチャンスとして、また、地方行政の経験と人脈を生かして、元気で豊かな村、青木村がもっと輝いて日本一住みたくなる村にするべく全力投球されてきました。

基本方針は、人口減少に歯どめをかけ、雇用を確保し、観光振興や特産品づくり、財源を豊かにし、それをもって医療、福祉、子育て、教育の拡充を図っていくというものです。

具体的な6項目についても言及をされております。具体的な4年間の総括でございますが、ハード・ソフト両ほうありますけれども、まず国道143号青木峠新トンネルの着工に向けて

の、1歩も2歩も前進した平成27年、平成28年、平成29年と県の調査費もつきました。ぼちぼち着工命令が出るのかなと、こんなふうに私自身は期待しております。

それから、ふるさと公園を新しくつくりました。これは、前の北信セメントの跡をどうするかといういろいろな議論があった中で、結果としてみんなの憩いの場としての、また、多くの情報発信の場としてのふるさと公園ということで、大変好評で来園者も多く、これは正解だったかと、私はこんなふうに思っています。それから、道の駅あおきの高機能拠点化の指定もされたんですけども、そんな中で今御案内のとおり大リニューアルをしております。そしてまた、最近目に見えて大勢の人が来村しているなど、そんなふうにも感じております。

それから、例えば出産祝い金の増額ですとか、千曲バスの運賃低減ですとか、ハード・ソフトちょっとごちゃまぜで申し上げますけれども、奨学資金の増額ですとか保育料の基準の改定、あるいは青木村定住促進応援補助金の創設、住宅リフォーム補助制度の創設、消防団員の誕生、それから今話題になっておりますふるさと納税のお返し。

それから6次産業化。村の特産というふうな意味でタチアカネが大分名前も実際にも浸透してきているものがあると、こんなことも思います。そば祭りですとか、あるいは焼酎の「たち茜」の販売ですとか、あと、公園の中の緊急ヘリポートの設置等々、かなり盛りだくさんにすごいことをやってきたかと、私はこう思っております。

そんな中で村長にお聞きしますが、村長御自身では自分の総評価というか、というのはやりにくいんでしょうけれども、忌憚のない御自分の、自分を自分で評価した、具体的にこの事業とかあの事業と挙げていただくのも結構なんですけど、いろんな意味でまず自己総括をお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 初めに議長のほうから簡潔にして明瞭、議論を深めるという御指示がございましたので、その趣旨に沿ってこちら側の答弁者はさせていただきたいと思っております。

ただいま山本議員から4年間の私の働きを評価いただきまして、恐縮に思っております。

4年間は本当に短かったなというのは実感であります。思い切り働かせていただいたのも、議会を初め、たくさんの皆さんの御支持、御指導があったからというふうに思っております。1番は、4年間のうちの3年間ぐらいは143号線のトンネルが頭の半分ぐらいありました。これはやはり峠の麓の道、村、地域はそれが抜けることによっていろいろな発展軸が見えてくるわけですが、それができなかったということで、私もいろいろ持っている知恵とか人脈

とかを駆使いたしまして、ただいま山本議員のお話があったような状況になったのは一番よかったかなというふうに思っております。

あとは、いろいろ議会で必ず質問が出たのは毎回農業の振興策についてでありますけれども、これも道の駅を含めて6次産業に、いろいろ皆さんの、女性のグループ含めて参画いただいているのがよかったなど。それからもう一つは、やっぱり若者をどうやってふやしていくかでありますけれども、出産祝い金とか定住促進応援の住宅の扶助等々をさせていただいたと。それからもう一つ、子供たちのためということで奨学金の増額とか、今お話がありましたような保険料の基準表の改定でありますとか、ふるさと公園の開園をさせていただきました。

高齢者対策として、地域包括支援センターのワンストップ化も目に見えてはおりませんが、大きな喜んでいただいていることではなかったかなというふうに思います。

そのほか、運賃低減バスだとかヘリポートだとかありますけれども、1番は外部的に日本一住みたい村という評価をいただいたのは胸を張ってお答えできる部分かなというふうに思っております。

地域経済の活性化の中では商工会の、特に工業部会の見本市の積極的な参加とか、青年部の皆さんに村のイベントに参画いただいたとかありますけれども、まだまだ満点というわけではありませんけれども、少しこの4年間でお役に立つことがあればよかったなというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村民の皆さんから具体的に道の駅はいつごろ全部できるのとか、143号線はどうなんだい、いつごろあきそうだいというふうな、そんなお話を聞くんですが、村長、最新の情報の中で143号線について、この前も同じことを聞いたと思いますけれども、平成33年の三才山の開通が合えばというふうなお話を聞いたかと思うんですが、その辺何か進展といいますか、県の5カ年計画に入れていただくとかというふうなお話もございましたけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 143号線のトンネルの調査の進捗状況でありますけれども、400万円、1,000万円、ことし1,000万円だということで、県単独の調査を進めています。土質調査が中心でありますけれども、今後環境影響評価的なもの等に入っていくかと思います。1番はルートの方が決まれば国庫補助の調査費になってくるというふうに承知いたしております。

今の時点で1番は今年度改定されて来年度から始まります県の5カ年計画の中に、今は調査をする主な区間に入っておりますが、工事をする区間に格上げしていただくと、これが1番であります。調査が国の補助がつけば、それからもう一つ、5カ年の中に工事の位置づけがあれば大きな進展になるかなというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 4年間の総括は、村民の皆様それぞれ村長の言動を見ていろいろ評価されていると思います。そんな中でおのずと形としてまた143号線とか道の駅とか公園とかという中で出てきたわけなので、これからもお願いしたいと思います。

それでは、次の4年間にチャレンジすることを。今の1期目の継続、もちろん継続でもありますけれども、その中で村長、健康・福祉、産業の振興、教育・文化、安全・安心、環境保全・生活基盤、自治・共同というふうに上げておられますが、その中で村長、何か強調したい点等々、次の期はどうしてもこれを俺はやりたいんだとか、何か143号線を初め村長の心意気といいますか、それをお聞きできればと思いますが。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5カ年計画の中で4本の柱を立てました。道の駅の関係、それから新トンネルの関係、子供たちの関係、健康増進の関係、これを重点で位置づけていただいておりますので、これを中心にやっていきますが、特にという御質問でございますので、私はいろいろ少子化対策だとか若者定住だとか、職員、課長たちと議論をする中でやはり企業の誘致、雇用の促進、これが1番だなというふうに思っております。このところはしっかりもう動き始めた部分もありますけれども、商工観光移住課という新しい課をつくり、また、県から有望な課長にも来ていただきましたので、このところは特に前4年間と違って力強く、力いっぱいやっていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 5次長期振興計画の中の後期の基本計画に出ている案を今述べられたんですが、道の駅の関係、143号線、それから小・中の2クラス化、あるいは健康寿命、健康増進というふうなことなんですが、この中で私は3番目の「あおきっ子 小・中学校全学年2クラス化」というのは非常にいいこと。村費の教員をお願いして、対象に外れちゃったものについては村費の教員をお願いしてでもやりたいというその心意気。教育というのはやっぱり全てに勝る人づくりですから、お金も時間もかかるなというふうには思いますが、その中で子供がいないことにはこれどうしようもないんだけれども、村長、例えば25人しか

子供がいなくて、それを割れば10人とか13人になっちゃうというような場合があって、どうしたら子供をふやせるかという、まずそこを考えないと。みんな頭の痛い問題なんですけれども、どこにも言えることなんです、その辺例えば、あれでしょうか、何か青木村だけ特別な政策といいますか、義務教育は無償とうたわれていますけれども実際にはそうじゃないんですが、青木村が特に何かもうちょっと力を入れてやろうとかそんなふうな、それによって結果として2クラスにしたいなというような、何かありますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5カ年で上げました「あおきっ子 小・中学校全学年2クラス化」のプロジェクトですが、これは子供たちをふやすために婚活から始まりまして、結婚・妊娠・出産・子育て・教育・就職、これまでの一連のことをトータル的にやっていこうということでもあります。ベースにはそういうことでもあります。

そのほかIターン・Uターンもあるわけですが、私が思うのは、やはり青木村の育った子供を青木村から外へ出さないといいたしましょうか、青木村にいる、青木村から働きに出てもらって、あるいは前の質問でも御答弁申し上げましたように、青木村で働く、雇用の場をつくる、ここがポイントかなというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、雇用の場ということなんです、村長からちょっとホットなニュースといいますか、お聞きしたんですが、その辺進捗状況はいかがででしょうか、企業誘致。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まだ公に出すまでにはいきませんが、複数の企業から青木村に進出したいと、あるいはこの辺に土地が買えないだろうかというような具体的なお話をいただいております。相手のあることでありまして、相手もいろいろ取引先、あるいは銀行の関係等々ありまして、まだ公にしないでというふうにくぎを刺されておりますので、こういう場ではありますが、そこら辺は具体的な名前は御容赦いただきたいと思いますが、複数の企業からこの辺にというようなお話もいただいておりますので、新津課長ともども、今企業回りをしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村長みずからトップセールスをして頑張っておられるんですが、健康に気をつけて、また、パイプを大いに生かして、関東から何かいい企業が来てくれればいいなと、私はこんなふうに思っておりますがよろしくお願いします。

最後に聞きたいのですが、例えば自分の4年間を数字で評価すると何点という話なんですが、それはちょっと残酷な質問かなとも思うのですが、どうでしょうか。私、前村長にもそういうことをお伺いした経緯がございまして、もしあれでしたらそれはおっしゃらなくても。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 満点が100点で合格点が80点なのか75点なのか、それによっても違いますけれども、合格点ぎりぎりかなというふうに、少しくぬぼれた評価かもしれませんがそんなふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村民の皆さんも、先ほども申し上げましたけれども、それぞれ数字で言う人は余りいないかと思えますけれども、いろんな声が聞こえてきてまして、やっぱりトータル的に言うと、やっぱりすごい評価を得ているなと私は思っています。私自身は本当に99点を上げたい気持ちです。

それでは、2問目に移ります。

ふるさと納税制度（特に返礼品）についてお尋ねをいたします。制度、あるいは返礼品のマスコミ等が報道している現状についてはいろいろあるんですが、ふるさと納税制度そのものは平成20年の税制改正によって創設された制度であると。

目的なんですが、ふるさとや地方団体の取り決めに応援する制度として誕生したと。ふるさと制度により納税が寄せられるわけなんですが、その資金は子育てとか、あるいはまちづくり等に活用され、それで地域の活性化や、あるいは災害時には特に被災地の復興等に役立っている。

税制上の措置とは別に地方公共団体が独自に取り組んでいる返礼品については、市区町村間の競争が過熱し、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品の不相応も見られると。そうすると制度の信頼を損ね、ほかの団体にも悪影響を及ぼす可能性があるというふうに言われております。

総務省は県の知事宛てですか、これはホームページから見たのですが、募集に関していろんなことをおっしゃっています。まず、基本的事項として返礼品返礼品と余りPR、強調するなということが1つ。それから、納税されたお金の使い道については最初から納税者に伝える。寄附を充てる事業の成果について公表と寄附者に報告をする。

それから、返礼品のあり方なんですけれども、返礼品の価格や返礼品の寄附に対する価格、割合等、返礼品が対価の提供と誤解されるような募集の仕方はしないようにというふうなこ

ともありました。

それから、趣旨に反する返礼品ということなんですが、例えば金銭類似性の高いもの、プリペイドカード、あるいは商品券、電子マネー、いろいろなポイント、通信料金等々。それと使用対象となる地域や機関が限定されているものもだめですよというようなことのように。ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等も含むと。

それから、資産性の高いもの。これが一番問題になっているかと思うんですけども、税法上も例えば10万円を超すのと、あるいは10万円以下というのはちゃんと線引きができてるように、電気あるいは電子機器、家具、貴金属宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等、それから今言った高額なもの。それから寄附額に対する返礼品の調達価格で割合の高いもの。今の返礼割合については一応30パーセント、3割というふうな数字を示されています。

それから、ふるさと納税の趣旨を踏まえ、それぞれ地方団体は当該地方公共団体の住民、当村でいえば村民ということですが、返礼品を送付しないようにと。青木村の人が青木村へふるさと納税するかな。ちょっとこの意味、よくはつきりわからないんですが、また後で小宮山課長に聞きたいと思いますけれども。それから、返礼品は一時所得に該当するんですよというふうなことも書いてありました。

そこで何点か伺いますが、ふるさと納税について、ちまたでは賛成の学者とか大学の先生とかいますし、あるいは反対の方もいますし、物事は反対・賛成両方あるわけですが、その中で山形県の吉村という女性の知事は、地域活性化に寄与する制度であるし、ある程度過熱してもいいんじゃないかと。地方が盛り上がってくればいいと、そんなふうなことも伺っています。

それから、片山前知事ですが、やっぱり反対の意見です。反対の理由というのは、今は農村部というか田舎のほうにどちらかというと寄附が集まっているんですが、東京の23区とか大阪府とかも、おらほうもやっていいならちゃんとやるかというふうな話も聞こえてきます。そんな中で大都市がもし本格的に参入したら、今のふるさと納税の趣旨には反するということがありますけれども、今度は寄附の流れがうんと変わって、地方がふるさと納税の税収がうんと少なくなるんじゃないかと。逆にこの制度があることによって赤字になってしまうんじゃないかと。現在でも長野県でも例えば長野市さんを初め11市町村が赤字だと聞いております。そんな中でこの制度はもうやめたほうがいいのかといった意見もあります。

その根拠として、例えば地方を潤わせるということなんだけれども、国と地方の歳出の比

率は国が4、地方が6、だけれども税源配分、国税と地方税の割合ということだと思うのですが、逆に国が6、地方が4ということのまま、国が威張ってられるのも、銭を持っているからだというふうに思うんですけれども、そんな中で、この制度をこのまま続ければ、地方が消耗、疲弊してしまう。だから、これはもうやめたほうがいいんだと、何か私は総務省のパフォーマンスじゃないかなんて、そんなふうに勝手に思ったこともあるんですが、そんな中でお尋ねをしていきます。

今までの実績なんですが、当村の実績、そんなに正確な数字でなくてもいいんですけれども、お聞きしたいと思います。どなたか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

28年度の実績でございますが、返礼品の申込内容の状況でございます。

物品が596万3,000円で全体の47.6%、内訳では、多い順からハム等の詰め合わせが208万8,000円、米が121万2,000円、リンゴが115万円、マツタケが84万円、そのほかということになっております。地域商品券は412万円で32.9%、これは2月から受け付けを停止しておりますので、実質10カ月分でございます。温泉宿泊助成券は245万円で、19.5%、全体では1,253万3,000円ございました。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） そうすると、もちろん当村では、総務省から何か指摘されるようなものは何もなかったということですね。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 4月に総務省から問題のあると思われる市町村には通知があったということですが、青木村はそれは届いておりません。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） それから、さっきちょっと聞き始めたんですが、青木の村民の方が、村へふるさと納税するということはどうなんでしょうか。理論的に考えて、どういうふうに捉えたらいいんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 村民が自分の居住する村に寄附をする場合でございますが、これは制度としては可能でございます。大まかな計算になりますが、例えば

100万円を寄附されて、それが全額税額控除となった場合でございますが、60万円分、村の税収が減ることになります。村民税、県民税の割合が大体6対4でございますので、そういう形ということになります。

ですので、返礼品が残りの40万円以下であれば、村としては収入があるということになります。ただし、ウェブサイト等でも表示してございますが、4月から総務省の要請により、村民からの寄附に対しては返礼品を送らない方針ということにしております。そのことについては御了解いただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。理論的にはあり得るけれども、通達とかいろんな中で現実にはない、こういう評価ですかね。わかりました。

これは1つの事例なんですけど、例えば村営住宅に住んでいらっしゃる方で、固定資産税はない。それから住民税は均等割だけの方というふうな人が枕貯金をしていて、もし何らかの事情で亡くなってしまって、遺言の中で村へぜひ寄附したいというような場合は、普通の寄附の扱いをするのか、納税の扱いをするのか、それはどうなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 一般寄附金かふるさと寄附金かということでございます。

御本人の意思が一番尊重されるわけでございますが、村としたら、一般寄附金で受けていただくのがありがたいということでございます。もしそういう方が実際にいらっしゃいましたら、ぜひそのように助言していただくようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） それでは、3問目に移ります。

新潟薬科大長野薬学部（上田市）設置計画についてということなんですけど、私、この質問を出したときは、まだ県あるいは上田市さんの方針がまだ示されていないときでした。もちろん大学の意思決定もまだされていない。これは一括ですので、よろしくお願いします。

そんな中で、県と上田市の25億円ずつ求められた寄附が対応できなかったらというふうなことだったようなんですが、その中で、どうして上田へ白羽の矢が立ったというのが一番のことなんですけれども、それはやっぱり、上田地域は医薬分業の先進地というふうなこと、それから北陸新幹線（長野経由）ですが、開通をして、関東からも北陸からも交通の便が非常によい。生徒さんを集めやすいし、業界の勉強会だとか、研修会だとか、何かいろいろや

るにも、とにかくいいというふうなことだったんですが、県も上田市も長野県の薬剤師会と上田市の薬剤師会が何かしっくりいっていない。会費か何かのことで訴訟沙汰になっているというふうなお話も聞いたような気がするんですが、そんな中で、県、上田の薬剤師会がうまくいったら、県も上田市もということのようだったんですが、どうもそれがうまくいなくて、結果として県も上田市も出さないというふうな形の中で、大学側は6月7日に開いた学内の教育研究評議会という意思決定機関があるんだそうですが、2019年4月の開校は、県、上田市さんの財政支援が得られないから断念すると。それで正式には、この28日に開く法人理事会で正式決定するというようなんですが、今さらこんなことを聞いても、何も変わることはないと思うんですが、ただ、この話がもうここで二度と上がってこないとは限らない。もしかしたら、何年後かに上がってくる可能性もある。

県の薬剤師会と上田市の薬剤師会が手を結んでというようなことがあったら、きっと新潟薬科大も、また県も、上田市さんもまた考える余地があるのかなとも思うんですが、村長、上田地域広域連合の1構成村として、また定住自立圏の構成村として、将来想定される、今言ったようなことは、理論的にはあり得ると思うんですが、どうでしょうかね、村長。もし将来何かあったら、村としてはこんな姿勢で臨んでいきたいよというふうなのがございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 3点目の山本議員の質問でありますけれども、今、大体概要あるいは客観的なお話も新潟薬科大のことについて、山本議員からお話が合ったとおりでございます。

これは、信濃毎日新聞の題を追えば、新潟薬科大、上田の学部設置白紙にと。市長、財政支援断念を表明と。市と県の消極姿勢も影響、選択肢減る高校側に戸惑いと、こういうふうに出ているわけでございます。

この件は、隣の自治体のことでありますので、私どもに、青木村に対して特に相談があったわけでも、支援要請であったわけでもございませんので、これ以上のコメントは差し控えたほうがよろしいかなというふうに思います。

ただ、広域連合とか定住自立圏の中で御質問いただきましたように、特に上田市は学園都市を標榜しているわけですね。ことしの4月1日の長野大学が公立化によりまして、非常にいい意味で、この結果が評価されておりますし、実績も上がっているということを考えると、学園都市上田、その隣接する青木村ということで、いろいろな意味で、私どももこういう

ことに期待をしていきたいし、また、要請があれば、いろいろな意味で参画もし、具体的な支援を考えられるというふうに思っております。

長野大学とは包括協定を大学と結びまして、いろいろなことで結んでおりますので、学園都市上田、あるいはそういうような周辺の市町村としてもイメージとしては、あるいは子供たちのためにも、素晴らしいことであるなというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 私、この話を初めて耳にしたときは、何かわくわくした気持ちだったんですが、だんだん何かしぼんできちゃったんですけれども、先ほども申し上げましたように、また村として何かできることがもし生まれたら、またよろしくお願いしたいと思えます。

それでは、以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 以上、山本議員の一般質問は終了しました。

◇ 堀 内 富 治 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、9番、堀内富治議員の登壇をお願いします。

堀内議員。

〔9番 堀内富治君 登壇〕

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。

きょうは通告しました3件について、それぞれ一問一答方式で質問してまいります。村長並びに関係課長の答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず1件目でありますけれども、商工観光移住課新設による村の業務展開についてということで申し上げます。

村長の青木村活性化に対するところの強い思いがありまして、新たに商工観光移住課が新設をされました。非常に村長、苦心の末の最後の考え方かなというふうに私は考えておるわけでございますけれども、非常に私はよかったなと賛成をしているところでございます。

また、県より、新進気鋭な新津課長さん、これも村長の御努力がございまして、お迎えをすることになりました。大変ありがたく、うれしく思っているところでございます。

新津課長さんには大変御苦労さまでございますが、どうか健康に十分留意をされまして、

頑張ってくださいようお願いを申し上げたいと思います。

担当は商工観光、それから移住、それから道の駅の運営、それから住宅の管理ということでございまして、大変幅広く業務を担当してもらうことになっておるわけですが、期待をしておるわけであります。

北村村長にお伺いをいたします。

現状、3人体制で順調に今仕事が進んでいるというふうには聞いておるわけですが、この辺の内容とお考えについてお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私は4年間、この仕事をさせていただいてきまして、課題解決あるいは業務の遂行には、やはり組織というのも大事ですけども、人、事業をする人が大事だというふうな考えに至っております。

そういうことで、建設産業課を、特に産業でくくりました。いろいろ農業、工業、道の駅を含めて、いろいろなことで、もうこの課は課長1人ではしょい切れないくらい大きな仕事あるいは期待をされていまして、これではとても次の展開が見られない、見ることはなかなか難しいと、これ以上のことは難しいというふうに思ったわけであります。

そこで、建設産業課の産業の部分で1つの課としてすることがどうかと。県内の同規模の類似団体の町村を見ると、やはり課の数も決してうちのほうは多いわけではないので、このくらいが平均的なところでありますので、建設産業課の産業を1つ分けまして、今御質問がありましたように、商業、工業、観光、住宅、移住ということのポジションを設けたわけであります。

もう一つの効果としては、建設農林課が新しくできたことによりまして、課長は建設、災害とか森林とか国土調査とか農業とか、こういうことにより特化できるということを期待して、この課をつくったわけであります。

なかなか課題も多くて、新しいことに取り組めなかったことが、先ほど山本議員の中で答弁しましたように、企業誘致など、積極的にできるというふうに考えておりますし、もう既に一月半、動き出しているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この中で、道の駅の運営というような問題も入っているわけですが、その辺は現状の課との連携はどんなふうに考えておられますか。お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅は御案内のとおりまだ建設中でありまして、来年度までかかるわけであります。

したがって、今、建設農林課のほうが中心になって今までの経過もあったり、内容が農業等が中心になるものですから、やっておりますけれども、いずれ建設が終わってソフトの部分になりましたら、相当数が観光移住課のほうに移ると。ただ、農業の関係もたくさんありますので、これは両課の共管ということでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 新津課長さん、早速でございますが、質問させていただきます。

1つは、移住業務の状況と課題について。それから、もう1点は、観光における外国人の受け入れ対策。2点について質問申し上げたいと思いますが、お考えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） まず、お尋ねの移住業務の状況と課題についてでございます。

移住の状況につきましては、従来から青木村へ移住をしてきていただきたいということで施策を進めてきているところですが、青木村のよさをもうちょっとPRをしていかなければいけないんじゃないかなと感じているところです。

それも課題ということと一緒にするわけですが、青木村、移住を進めるに当たりましては、まずは住んでみたいと思う美しい景観ですとか観光資源ですね、それから、文化財などの資源に恵まれておりますし、また、高速交通網、新幹線、上信越道を使いますと首都圏から非常に近いという強みがございます。

この観光資源や首都圏に近いという強みが十分に知れ渡っていないのではないかと感じているところでして、こうしたところを、村内外に限らず、広く県や近隣の自治体とも連携をしまして、PRをしていきたいというふうに感じているところでございます。

それから、外国旅行者の受け入れ対策等につきましてのお尋ねでございますが、全国的に訪日客がふえております今日におきましても、当村でも外国人の旅行者受け入れというのは必須の課題と感じております。

従来からの道の駅には、観光客向けのWi-Fiを設置しておりますし、利便性の向上を図ってきているところではあるんですが、本年は外国人観光客向けに英語と中国語のパンフレットを作成いたしまして、道の駅、それから役場等に配置しております。加えて、青木バスターミナルから第5次駐車場等にも中国語と英語の看板を設置いたしまして、受け入れの

態勢を整えているところです。

現在も信州ええっこ村さんが窓口になりまして、たくさんの外国人の方の訪問を受けておりますが、今後も村民と多く歓迎をしまいたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 外国人対策につきましては、また村長を中心にしっかりと対応ができるだろうというふうに私は考えておりますけれども、どうか1人でもたくさんお見えになるように、最大の努力を期待しております。よろしくお願いします。

北村村長にお伺いをしたいと思います。

大変仕事のしやすい、そういう課づくりをお考えのようでございますけれども、業務の内容も非常に広く考えないと、これから大変だなというふうに私は思っているわけでございますが、温泉もありますし、青木村の観光、それから商工業、それからこの活性化の具体策、それからもう一つは、道の駅の対策について、村長のお考えを包括的にお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、新津課長から御答弁申し上げましたように、まずは一義的には、外国人を含めてたくさんの方々に来ていただく方策をとると。それには、PRする方法もありますし、例えばPR方法も、ここにいての情報発信や首都圏に行つての情報発信等もあると思いますけれども、とにかく来てもらうことに、まず一義的に考えていきたい。今すぐというわけではありませんけれども、143のトンネルがあけば、1,750万の松本、安曇野に来るお客さんの1%でも来てもらえればというような方策も今から考えていく必要があるというふうに思っております。

そういうことで、観光についてはそういうことでありますし、それから道の駅が御案内のとおり、大変商品もふえたり、広くなったりということで、まだまだ建設の途中でありますし、課題も多いわけでありまして、道の駅を中心とした観光とか、農業とかということも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、2件目でございますけれども、村営バスの運行状況と課題について質問をまいります。

昨年6月23日に開催されました青木村地域公共交通会議の内容を見せていただいたわけでございます。非常に人口あるいは小・中学生等の減少、それから高齢化率のアップというよ

うなことによりまして、今、当初考えておいた以上に非常に大変だというような実感を持ったわけであります。

また、コース、それから便によりまして、日中の乗客数の変化等もかなりあるようであります。それから、27年度の利用者数は、調べてみますと1万6,794人、これが乗車された総人数であります。1便当たり3人でございます。空気を運んでいるようなものでございますけれども、そうはいつでも停止をするわけにはいかない。つらいところがございます。非常に私は残念でございます。

それから、デマンドバスにも大分期待をしておったわけでありまして、これも利用者数が減少しておる、こういう状況でございまして、トータル的に目標達成ができ得なかった、こういう結果となってしまったわけであります。

この状況について、村長は十分お含みだと思いますけれども、お考えがありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、1台当たり3人という数字が堀内議員のほうから出ましたけれども、実態、コースによっては、1を割るコースも出ております。

それでは、一番は、やっぱり国庫補助、財政面から見ると、国庫補助の対象外になるということになりまして、ことしも390万ほど予定していた補助金が300万そこそこに減ってしまったというようなこともあります。原因はいろいろあるかと思いますが、高齢者の皆さんが免許証の返納をしなければならないような、いろいろの社会的な状況にもあります。

そういうことを踏まえて、たくさん乗っていただくことを考えていかないとというふうに思っております。

目標達成しなかったから、補助金の対象にならなかったから、あるいは本当に1を大きく割るようなところは、コースをやめたらという話もあるんですけども、もう少し、これは福祉政策でありますので、この事業は継続していきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、余り表へ出ていないんですが、千曲バスとの関係ですね。上田、青木の千曲バス、これはもう本当に私ども青木村の住民にとっては生命線であります。これを維持していくためにも、やはり青木村のバスにたくさん人が乗る。それで千曲バスを利用する、あるいは千曲バスを利用した人が、このデマンドを含めて村営バスに乗ってもらうと、これが1つ、国が考えている一つの交通体系でありますので、そういうことも含めて、PRをしていくというふうに思っております。

原因は、もう一つはやっぱり子供さんの数が減ったということも大きな原因の一つかなというふうに思っておりますけれども、いろいろ交通会議をして、いろいろ関係者の皆さん、あるいは村民の皆さんから意見をいただいて、コースを変更したり、新たに設けたり、あるいはデマンドで、5時半でしたか、青木に着いたバスでどこへでもというような状況までサービスしておりますけれども、現状はそういう状況であります。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） これが毎年毎年こういう状態が継続しているわけでありましてけれども、これは村長を筆頭に、とにかくしっかりと検討され、改善し、それから対応されてきたかどうか、その辺のひとつ反省も含めてお伺いをしたいと思いますのですが、よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） バスにたくさん乗ってくださいと、活用してくださいということは一つありますけれども、乗るほうの者にもいろいろ理由があるだろうというふうに思っております。自分でやるとか、あるいは高齢者の数が減ったとか、そういうこともありまして、もう少し今後、ほかの議員さんからも質問がこの後ありますけれども、高齢者の交通体系というのはもう少しトータルとして、もっと違った方法もあるのかなというふうに考えております。

総意的には、このバス路線をどうするかということを含めての議論を大きく展開していく必要、時期といいましょうか、そういうコースも出てきたかなというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今、村長がおっしゃるとおり、非常に大変な問題だというふうに私も認識しております。

この村営バスの運行につきましては、村としてもいろいろと事情があるわけでありまして、将来も続けていかなければいけないというふうに私も考えております。特に、朝夕の乗客の対応でございますけれども、小・中学生、それから診療所へのお年寄りの来所、それからあとは買い物ということになるんですけれども、私はとにかく、現状もデマンドとんであるいておりますけれども、もう少しデマンド対策をしっかりと検討し、しっかりと推進をしていく必要があるのではないかと。今、現状の人に乘れ乗れというわけにもいかないと思いますが、自由には乗れるような、やっぱりデマンド対策を考えていく必要があるだろうというふうに私は考えております。

実は私、きょうのために東御市の担当と、それから商工会にお伺いをしてまいりました。

いろいろ勉強をしてきたわけですが、やはり、東御市も苦しんでおります。県内には安曇野もそうだろうし、それから武石のほうですか、あります。三、四カ所が一生懸命やっているようでございますけれども、どうかこういうようなところをいろいろ調査・検討をされながら、デマンド対策について推進をしたらどうかというふうに今提案を申し上げたいと思います。

特に東御市の関係は、「戸口から戸口へと」、こういうキャッチフレーズでございまして、このように駅で待っていてくださいということではなくて、その家、その家をとにかく回って、とにかく乗せてくると。こういうような対策をやっておるようでございますが、それでも大変だと、こういう状況であります、十分に会議等を通じて、もう少しやっぱり村民の皆さんにも理解をしてもらうようなことを考えていく必要があるのではないかというふうにお願いをしておきたいと。

東御市の例を申し上げますと、コースが5つございまして、それでコーディネーターや調整をする人がおりまして、それからきめ細かくとにかく運転手と連携を保ちながら、効率的な運行に今努めていると、こういうことでございました。しっかりと内容等についてはまた勉強させてもらいたいと思いますけれども、そんなことも含めて御検討をひとつお願いしたいというふうに考えております。

次に、29年度の予算を調べてみますと、送迎バスの収入が105万8,000円と、こういう金額が出てまいります。それから、国からの助成が319万1,000円、これで424万9,000円ということになるわけであります。

なお、支出は2,195万8,000円、そうするとこの差額が1,707万9,000円と、こういう村の出費に一応なっておるわけでありまして、これもこういう金額を考えながら、今後、交通弱者を守っていかなければいけないと、こういう村の大きな使命もあるわけであります。

承知をしておるわけですが、どうか村長中心にリーダーシップをお願いしたいと考えております。近々にまた会議が開催されると思いますけれども、そんな中でも、利用者の皆さんも意見が述べられる、そういうような会議にしてほしいというふうに私は要望をしておきます。

今、ほとんど関係のないような皆さんばかり寄って会議をやってもどうしようもないものですから、そういうような配慮も十分をお願いをしておきたいというふうに考えております。

それはちょっと関連する事項でございますから質問したいと思いますが、先ほども村長が触れられました運賃低減バスの関係であります。

先日新聞では、信毎にもでかでか載りまして、いろいろ検討されておるようでありますが、非常に路線ごとにかなり差がある。それから利用者目標には達していない。３年間、現状の継続ということで決めたと。それから、運賃の上限を300円か500円に統一したいと。今後、実績次第で路線の減便や廃止を検討していきたいと、こういうような記事が載っていましたが、けれども、まあまあそのとおりかなというふうに私は考えております。

そこで、青木村の対応でありますけれども、これも平成26年10月から27年３月まで、９万7,444人、これは前年よりも11.2%ふえております。それから、27年10月から28年３月まで9万9,286人ということでもって、やっぱり13.3%増加をしております。

こういうふうにして、非常に村民からの期待もありますし、効果もあるというような状況でありまして、先ほど村長から話があったとおりでございますけれども、どうか継続ができるように、村民のためにもひとつ御努力をお願いしたいと思います。

議長。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、３件目に入ります。

自然エネルギーの開発、推進、利用ということで申し上げてあります。

自然エネルギーにつきましては、大変注目をされております。なぜこれが必要かなと、こんなこともちょっと考えてみたわけでございますが、やはり、世界経済の方向もそうだろうし、一番問題は環境問題であろうというふうに考えております。

それから、日本のエネルギーの自給率を調べてみますと、原子力を除いた場合は4%しかない。原子力を含めると18%ありますということでございますが、まだまだ8割からのものは足りないと、こういう状況に一応なるわけでございまして、原子力が14%自給率を引き上げていると、こういう状況ではないかというふうに考えております。

これからは有限の資源とそれから環境問題を十分に検討しながら、真剣に考えていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

この辺について、まず村長にお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 結果としてエネ空あおきタワーになったわけでありまして、地方創生の大変有利な交付金をいただきまして、村企業のたくさんの参画のもとにこれは実証実験装置第1号までできたというのは、大変いい成果だというふうに思っております。

水力については、ただいまリフレッシュパークのところは使えないかということで、県の

砂防指定に入っておりますので、その協議をしております、ハイブリッドの太陽光と、それから風力、太陽光と水力と、これが青木村に実証実験場ができるということは、大変よかったなというふうに思っております。

今、堀内議員からお話がありましたように、東日本大震災の後、東京電力の福島原発の状況から、自然エネルギーが今まで以上に求められているわけであります。今、実証実験中がありますけれども、当初、低周波はどうだろうかとか、あるいは騒音はどうだろうかというような御心配もいただきましたけれども、全くそれは今問題がないということがはっきりしたということでもあります。それから、データも今取得中でありまして、まだ正式として公表するまでに至りませんが、当初予定どおりのものが数字として出ているところでございます。青木村の持っております自然環境、例えば雨量が少ないとか、日照が多いとかですね、そういうことを生かして、このことはさらにやっていきたいと思っております。

それで、先日、議会の皆さんにもお話ししましたように、この7月14日に、内閣官房参与の浜田宏一先生が青木村に視察に来ていただけるということで話が今進んでおります。これは、自然エネルギーの発電開発プロジェクトや道の駅の機能化プロジェクト、こういった地方創生をうまく積極的に取り組んでいる青木村をということで、地方財政の現地視察の一環としてお越しいただけるということでもありますので、国のほうでも一定の評価をいただいているというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今調べてみたわけですが、エネルギーが注目されているものについては、1つは太陽光のようであります。青木村の実績、これは正確なデータはとれませんけれども、塩澤係長に苦勞してちょっと探していただいたわけがありますけれども、補助金の関係がございますから、こういうような中から調べてみますと、113件、それからこの補助金の金額が895万3,000円、これは29年6月5日でございますから、つい最近までのデータでありますけれども、こういう実態になっておるわけでありまして、非常に1個1個の内容を調べてみますと、ふえてきておるというふうに考えております。太陽熱は、これをちょっと村1本というわけにはまいりませんが、これもほとんど屋根の上に乗ったかなというふうには私は考えております。

もう一つは風力ですね。今、村長から話がありましたように、非常にこれも注目されておるところでございます。それからもう一つはバイオマス。このバイオマスにつきましては、やはり、面積の関係と、それから木材の供給の関係があるわけがございますけれども、こう

いうようなことで、非常にお金のかかることでありまして、ほとんど補助金がなければやっていけないと、こういう状況のものであります。

もう一つ、今、村長からも若干触れられましたけれども、中小規模の水力発電、これも青木村としては、今後やはり注目をしてもいいではないかと、こういうふうに私は考えておるところであります。この辺の内容について、もしおわかりでしたら、お願いをしたいと思いますが。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 自然エネルギーの必要性につきましては、先ほど御質問の中で答弁したとおりであります。

青木村の現状は、数字的には、今、堀内議員から御質問の中で表示されていたとおりでございます。

それで、バイオマスはそういうことで、なかなか検討した経緯はありますけれども、青木村では難しいと。東御市でも今やっておりますけれども、なかなか実行していない状況であります。

水力については、青木村では定量的に流れている水が河川法に抵触しない場所がなかなかないものですから、水力については、水もそう豊かではありませんので、難しいかなというふうに思っております。そうたくさん場所では難しいかなというふうに思っております。

風力もありますけれども、そうたくさん風が吹く場所ではありませんので、これも場所を選ぶのかなというふうに思います。

一番手っ取り早いのは、多く期待できるのは太陽光であります。御案内のとおり、青木村でもたくさんの箇所で行われておりますし、屋根につくるものについては、一定の補助を出してやっております。それから、県・国でも太陽光あるいは自然エネルギーにつきましては、促進するという基本的な姿勢の中でやっております。

しかし、ここまで来て、いろいろ課題も見えてまいりました。この後、何人かの議員さんから一般質問が、同様のものがあるかと思いますが、1つは、ふえ過ぎて景観上いかなものかというようなことも出てまいりました。

私ども一番、太陽光で危惧しておりますのは、やっぱり雨水対策ですね。これが急傾斜地等にあった場合に心配だということで、要綱、要領につきましては細かいことまで表示し、全てのものを、小さいものも全て青木村に届け出をしていただきたいと、こういう要綱、要領をつくりました。これは、県下では多分青木村だけだろうというふうに思っております。

それから、景観もふえ過ぎちゃったりしまして、1地区に特定したり、太陽が当たるところですから、大変住環境もいいところでありまして、それが今どういうふうにするかが課題になっているところでございます。

それからもう一つは、18年もしくは20年たった後の撤去、リサイクルになるのか、リースになるのか、この撤去費用、除去費用につきまして、まだまだ技術的にも開発されておられませんので、こういったことが今課題になっている状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今、最後に村長から触れられました近隣の住民との調整ですね。これはほとんど指導してこなかったというふうに私は考えておるんですけども、先日、こういうようなチラシをもらいまして、これはどこかでトラブルが出ているかなというふうに私は感じたわけでございますけれども、いろいろ調べてみますと、やっぱり青木村に住みたいと思って来たんですけども、嫌になっちゃったと。こういうような意見もあるわけです。非常に私は残念でありますけれども、めったにそんなことはないだろうというふうに考えておったわけでございますが、寂しい限りでございます。

この辺については、今後の対応についてはそういうことでございますが、現在、既にもう建設されてしまった施設については、どういう指導をされるわけでございますか。お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 建設されたものにつきましては、特に私どものほうでいろいろ指導するということは、そういうようなものは持ち合わせておりません。これからつくるものにつきましては、できる限りのもの、要綱、要領をつくる際には、周辺の市町村あるいは県の担当課、あるいは県の景観担当まで行きまして、一番きついいいまいしょうか、一番実効性のあるものにしましたけれども、なかなかそれをもって中止するというようなことはできないわけでございます。

冒頭申し上げましたように、国・県全体がこの自然エネルギーにつきまして、太陽光を含めまして推進するということになっておりますので、なかなかその点は難しいんですが、私どもでは、全てのものは提出していただくということで、その中でいろいろ設置者に対し、あるいは申請者に対してお願いあるいは指導してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） こういう指導要綱が出たんですけども、雨が一番大変だなというふ

うに想像するんですけれども、場合によれば被害が出る可能性もあるわけでありますから、具体的に指導する事項をきちんと定めまして、その指導内容によって、場合によれば排水対策をしてもらうとかというようなことを、きちんととにかく指導はこれからはしてもらえなければですね。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 過去2年間にわたりまして、弘法の、通称若林商会ですけれども、その臨時開発、太陽光の話をやりました。その間、私どもいろいろ勉強させていただきまして、最終的には地元の皆さんの合意をいただいて、今建設中でありますけれども、この間私どもいろいろ勉強させていただいた結果を、その要領、要綱に反映をさせていただいております。

私ども、景観のこともありましたけれども、当初はやっぱり防災の面、特に雨量対策、雨対策ですね、それと、急傾斜地とか、こういうことが一番課題であるということでありますので、このところは非常に細かく要領、要綱には書き込んであります。

したがいまして、なかなか申請者、普通の人ですと、その申請者には御理解をいただくのは難しいと思いますので、設置者、請け負った業者等には細かく指導等をしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 私も頼まれて、昔、ぜひ畑に設置をしたいと、こういう要望がございまして、いろいろ村とも話し合いを進めてきた経過があったんですが、そういう中では、農業振興地域に指定されているところはだめですよ。これはどんなことがあっても、とにかく農業委員会として認めるわけにはいかないと。農業委員会だって、村長という人がいるのではないかと。県の農業委員会として、県の方針としてこれはだめです、こういうような非常にかたい話があったことを今覚えておりますけれども、現状もこのことについても、農業委員会としては農業振興地域に対しては建設はさせませんよという考え方ですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃる、御質問のとおりでありまして、私が来ましてから、4年前、この間、幾つかの事例がございます。大変机をたたいて申請を認めろというような方もいらっしゃいましたけれども、農業委員会は農業委員会としてノーと言っていたきましたし、私もノーということを言い続けてきております。

確かにたくさん、たくさんというほどでもありませんけれども、大変強硬な意見をいただ

いて苦慮してきた経過もございますが、農業振興地域については、今おっしゃられたとおりの判断をしております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村長、本当にね、農業振興地域も草ぼうぼうなんですよ。こういうようなことまで柔軟な対応はできないものかどうか。そのかわりきちんととにかく村は村として指導ができる態勢は組めないかどうか。そうしないと、また問題が発生する可能性もあるわけです。よろしくをお願いしたいと思います。

どうかそういうものの設置については、十分に周辺の住民の皆さんと円満に解決ができるような、そういうひとつ御指導を、一応村としてお願いをしておきたいというふうに考えております。

はい、議長。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから、青木村自然エネルギー協議会が立ち上がりました。それで、実証実験がスタートしたわけでございまして、ほぼ当初のとおり、成果が上がっておるようでございます。

先日も調べていただきましたら、大体発電能力も当初計画どおりの能力でありますと、こういうふうに聞いておりますし、さっき村長から話がありましたように、近々のうちにそういうデータが集約できてきますよという話でございますから、期待をしております。

道の駅の売電につきましては、7月からというふうに私は聞いておるわけでございますが、7月からとにかくお金が入ってくるだろうというふうなことも期待をしておるわけでございますが、よろしくをお願いをしたいと思います。

さらに私が期待をしておりますことは、あそこで電気を起こすだけでなく、あの発電機の製造ですね。製造をして、海外へ機械を販売のできることを、これは大きな目安であるというふうに私は考えておりますけれども、某社長と長い時間いろいろ話をしたわけでございますが、国の名前はラオスというような名前が出てきたわけでございますけれども、この人も大分期待をしておったわけでございます。ただ、電気の発電だけでなく、そういうような村全体で考えられるような、いい仕事が出てきたかなというふうに私は思っておるわけがあります。

非常に産業振興という面から考えましても期待が大きいわけでございますけれども、その辺の状況は、村長、どんなような進行状況であるのか、お伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まだ、議会という公の場で詳細な御説明をするまでには至っておりませんが、いろいろ下では動いておりまして、某東南アジアの国の大使に一度来ていただけないとか、やはりお金のかかることですから、相当数の費用がかかることで、地方創生の交付金ではなかなかできるような額ではございませんので、政府資金を使えないだろうかとかですね、そういうようなことを今検討しているところでございます。

東南アジアは御案内のとおり、大変水量の豊かな地域でもありますし、それから山間部へ行きますと、送電線の行かないようなところがたくさんあるというふうに伺っておりますので、太陽光と風力もあるのかもしれませんが、水力、このハイブリッドで一つできないかというようなことを、今研究しているし、関係者にもいろいろ当たっていただいているところでございます。

そういう中で、内閣官房参与の浜田先生にごらんいただくというのは、大変いいチャンスだというふうに思っております、これを最大限生かして、次のステップにつなげていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村長も今、控え目の言葉でございすけれども、機械の製造と、それから売電と、こういうようなこと、双方を考えながら、村の活性化を期待しております。

それから、先ほどもちょっと触れたわけでございすけれども、中小規模の水力発電、これも非常に水の量に大きな変化がなければ、安定した水量だとするならば、非常に期待の持てる水力発電所ができるじゃないかというふうにも私も考えておるところであります。

この村の中には、水利権というような問題がございまして、なかなか難しい問題があります。もう一つは、水の利用の規制が、水田の時期になればいろいろかかってくるわけでございます。

村長にお伺いしますが、ざっくばらんに、建設に向けてのお考えはどうでしょうか。お伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 水力発電についてですけれども、これもエネ空あおきタワー等と同時に検討を進めてきましたけれども、なかなかこれを実証実験する場すら得られなかったと。河川法というのは大変強い法律でありまして、いわゆる管理法ですから、言われてみればそのとおりなんですけれども、川の中にそういった装置をつくったときに、水害、大水が出た

ときにどうするんだという対応がなかなかとれないわけでありますので、許可を得るというまでにはいきません。

リフレッシュは一定の砂防上の指定区域の解除があればできるということまでやっとわかってまいりましたので、今そこを中心に実証実験場をやっております。

それで、村内で河川法が及ばない、そして水が年間を通して一定量流れる、そして一定の水量がある、それから水勢もあるというようなところは、なかなかないわけでありまして、青木村では、違った水力以外のハイブリッドで考えていかざるを得ないかなというふうに考えております。

なぜ青木村のエネ空あおきタワーに至ったかということでありますけれども、これは水力も風力も24時間回っているわけですね。車ですと1日に何時間しか動かないと。24時間動いているときに、傷むところはビスの部分だそうでありますので、鋳物はそれを一体でつくることができる、そういった高度な機能を持った鋳物屋さんが青木村には数件あるということが一番のポイントでありますので、そういうことを期待しながら、村の中では水はなかなか厳しい状況でありますけれども、外向けに水力発電を売り込むことを考えていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 以上で質問は終了しますが、私は前向きな考え方は賛成でございます。

どうか村長、青木村の発展のために、しっかりと頑張ってくださいよう期待をしております。

よろしくお願いしまして、終わります。

○議長（沓掛計三君） 以上、堀内議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時35分より再開いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（沓掛計三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（沓掛計三君） 5番、宮下壽章議員の登壇をお願いします。

宮下議員。

〔5番 宮下壽章君 登壇〕

○5番（宮下壽章君） 議席番号5番、宮下です。

通告いたしました2問について質問いたします。村長初め、担当課長の御答弁をお願いしたいと思います。

一部、先ほどの堀内議員とダブっている質問、それから村長等の答弁がありましたけれども、確認の意味ということで申し上げますので、よろしくお願いいたします。

最初に、4月23日に行われました青木村議会一般選挙についてのことでございますけれども、このたびの4月18日告示、23日に執行された村長、議会議員一般選挙につきまして、村長選は対抗馬がないということで無投票での当選となりました。これまでの4年間の国道143や道の駅の に応じた御活躍、すばらしいなというふうに私も感じております。

先ほど山本議員のほうからの質問もありましたけれども、今まで以上の御活躍を御期待いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

議会議員につきましては、前回は川崎議員が途中で御逝去されたということで、欠員、9名のままで乗り切ってまいったわけですが、今回は従来どおり10名ということで、構成も沓掛議長を筆頭に各委員会も新体制となってスタートとなりました。

小さくてもきらりと光る、他市町村からもうらやましがられる青木村を目指し、各課職員の皆さんとともに、議会も一丸となって取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

確認の意味でちょっとお聞きいたしますが、今回の選挙についてですが、有権者数が3,824、投票数が2,906、投票率の確認ですが、75.99、これでよろしいでしょうかね。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） はい、そのとおりで結構です。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 前回の投票率が村長選もあったということでありましたので、84.1%ということでしたが、今回はそれから8.11%の減という結果でありました。

この数字というのは、単なる8.11%ということはどういうことかなというふうに考えますと、900人以上の方が投票に行かなかったという結果になるのかなというふうに思ってお

ります。それは高得点で当選されました2人分ぐらいに当たるような数字であると思います。

これについて、期日前、それから不在者投票についての数はどのくらいであったでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 初めに、期日前投票者数になりますが、1,010名、不在者投票者数が45名でございました。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 次に、若年層の投票についてですけれども18歳、19歳、前回から年齢引き下げになったわけですが、18歳、19歳、20歳というようなこと、また、ほかの年代の方の投票率というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今回、村長、村議選から、村とすれば18歳に引き下げられたという初めてのあれになります。18歳の方を申し上げます。有権者がまず44名、投票した方17名、率でいきますと38.60になります。続いて19歳の方、有権者31名、投票者が11名、率で35.50になります。それから、二十歳の方、有権者が44名、投票者が16名、率でいきますと36.40になります。それ以外の各年代の方々、平均的な数字になりますが、77.2%の率でございました。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 今回の青木村の選挙の前に、昨年11月6日に東御市の議会議員選挙があったわけですが、新聞の記事等でも報道されておりましたが、若年層の投票率が非常に低かったということでありました。

この辺については、選挙管理委員会も事務局の方も皆さん御承知だったと思うわけですが、村では、これに対する、若年層に対する啓発活動ということは行ってまいりましたでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村議選、村長選に限らず、選挙をするということは、有権者にとっては大切な国民としての権利であり、また一方で義務であるわけであります。

今回のことは、身近な村の行政でありますので、ぜひ村の若い人たちにも行ってほしかったなという強い思いがあるわけであります。意識の向上を、今までやってきたこと、さらにこれからやりたいことをまず申し上げたいと思いますけれども、若者啓発のグループの育成

でありますとか、未成年の、例えば高校なんかはやっておりますけれども、模擬投票だとか、それから参加型の啓発事業として、ミニ選挙管理委員会を設けてやるとか、そういった実務を手伝ってもらおうとか、そういうふうなことをやっていく必要があるというふうに思っております。

選挙管理委員会では情報、電話あるいは広報といった媒体を通して選挙活動、有権者への投票を呼びかけてきたわけであります。文部科学省も主権者教育ということで、高校とか大学ではこういうことをやっておられるようで、指導してはいるわけであります。

私どもの小・中学校も生徒会を通して投票ということは、実務としてはやっているようでございますので、身をもって選挙をやっているわけであります。中学校では、議会からの発案がありまして、中学3年生等のこの場での傍聴というようにもなっておりまして、政治への、あるいは行政へのこういった経験を通して関心を持ってもらおうということが、今後の選挙活動につながってくるというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 私も、ただいま村長、中学3年生のことを申されましたけれども、前期社会文教委員ということでお世話になってまいりましたけれども、議会の傍聴を勧めましたけれども、12月議会においでいただいたという経過であります。

今後やはり一番身近な村の選挙ということですので、若い人たちに政治に対して関心を持ってもらうという意味でもありますので、先般、今度校長さんがかわられたものですから、教頭先生のほうに、この議場を使って中学議会とか、そういうこともしていったらどうかというような提案もしてきております。

平成27年の地方統一選挙ですが、372町村中で89町村が無投票だったという結果が出ております。先日、5月31日に正副議長研修会が東京でありまして、議長とともに出席してまいったわけですが、これからの町村議会を考えるというテーマで研修を受けてまいったわけですが、町村議会特別表彰を受けました北海道の十勝郡の浦幌町議会と、それから京都府の精華町議会の活性化に向けた取り組みということで講演があったわけでございます。

北海道の浦幌町は、ピーク時には1万4,000人の人口があったということですが、現在は4,900人ということだそうです。ちょっと前の青木村程度かなというふうに思っておりますが、議員報酬も17万5,000円に引き上げて、議員定数も13名から2人減で11人ということでしたけれども、27年4月の選挙では、11人のところ10人の立候補者しかなかったという、欠員1だったということで、議会のほうも大変だなというふうな思いで、いろいろ活性化に

向けて取り組んでいるということでございます。

京都の精華町議会も、期待される議会の姿ということで、議会の活性化の取り組みなど、重要課題として取り組んでいるということでございます。

全国的に要因といたしまして、やっぱり若年層の無関心、それから議員の高齢化、それから低報酬、それから職場の定年延長ですね。こういったことなどが絡んでいるかなと思います。

先ほどの18歳、19歳、20歳が30%台ということでありますけれども、都市部においても、千葉県の知事選挙が31.11%ということで、3分の2以上が投票に行かないと、こういう結果が出ております。

青木村も行政だけで成り立っているわけではなく、義民代表の議会ということで、二元代表制ということで取り組んでいかなければいけないので、村の反映もそういうところから図っていかなければならないなと思っております。本当に全国町村の議員のなり手不足というのが本当に深刻であり、それから、またそういう選挙制度等の課題があるかなと思っています。

青木村も、先日の新聞にも載っていましたが、人ごとではないという、これは高知県の大川村のことですが、やはり、4年後のまた青木村の選挙のときにはどういう結果になってくだろうかということが危惧されてくるわけでございますけれども、それに向けて、村のほうも議会、行政とも一丸となって村を運営していくに当たり、取り組んでいかなければいけないというふうに私は思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういうことに関して、村長はどういうふうにお考えになっておられるか、見解をお聞かせいただければありがたいですが。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大川村の話は、私はいろいろ新聞報道を見ていますと、一つ問題提起を村長はしているのかなというふうに思っております。かつて、長野県でもそういった村があったようでありますけれども、一つ問題提起の中で、我々も学ぶことは多いのかなというふうに思ひます。

それから、議会の基本条例ができて4年たつわけでありまして、その見直しの時期も来ているというふうに伺っております。定数の話、報酬の話、いろいろな議会改革に向けて、9月から検討に入るといふお話を議会からは伺っておりますので、期待をしたいというふうに思ひます。

それで、今、村長はどういうふうに思ふかという件なんですけれども、私は議会のことは

余り村長は口を挟まないほうがいいというふうに、ですから、全員協議会でも発言は控えております。ということで、いろいろ関係するところはまた意見を言わせていただきますけれども、議会の改革について、村長という二元代表制で片方のほうが言うということは越権行為にも当たりますので、ここはなるべく控えたほうが、なるべくというか、控えたほうがいいという基本的なスタンスで臨みたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 一昨日の全員協議会の中でも、議員として何をしていかなければいけないか、議員がどういう活動をしているんだろう、何を言っているんだろうということをやっぱり発信していくためにも、議会報というものを村民の皆さんにわかりやすいような形態で、また作成していかなきゃいけないということで提案させていただいたわけでございます。

それから、この間の選挙のときの選挙はがきの取り扱いについてでございますけれども、18日告示ということで、朝一番で届け出を出せば、はがきをもう書いてありますので、すぐ持っていけばいいんですけれども、今現在は上田局での取り扱いのみとなっております。できれば青木の局で取り扱えるような形態をとってもらえれば、午前中にすぐ、届け出終了後に青木局へ持っていけば、村内ですので午後の配達ということも可能かと思うんですね。というのは、1つは期日前投票というのがありますので、お話の後、選挙戦に入ってから行きますと、もう期日前に行ってきたわいというような皆さんがかなり多くあるんですね。

ですので、郵便局のほうの対応になるかと思うわけですが、この4年間に、できたら青木局での取り扱いが可能になるような方向でお話ししていただければありがたいですが。その点いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私も候補者の立場でしたから、全く同じ思いですね。早く有権者のところにはがきが届けばいいなという思いは全く同じでありました。

承知しておりますのは、ほかのことも含めてですね、全ての郵便物は青木で受けて、青木の村内であっても、一度上田へ持って行って、それで区分をしてまた青木に戻るというシステムというふうに承知いたしております。それは、ほかのもの全てですね。

それで、今御質問の選挙郵便の件でありますけれども、これは郵便局で調べてまいりましたけれども、公職選挙法の定めによりまして、郵便局、これは郵便法の第8条というんだそうなんですけれども、引き受ける郵便局というのは限定されている。この制度の中であるそうで

あります。ゆうゆう窓口取扱併設局というんだそうですけれども、昔流で言えば、時間外の引き受けのできる郵便局ということで、こういうところでないと引き受けられないと、郵便はがきについては受けられないということが決まっている、定めがあるそうであります。青木の郵便局のエリアは上田郵便局になるわけでありまして、これは、そういったことで制度的に決まっているので、それはなかなか難しいという判断の話でありました。

一番は、守秘義務の高いこと等もあるんですけども、一番は、大量にはがきが来ると。青木でいえば十数人かもしれませんが、上田でいえばもう何十人という単位になりますし、それから、それを受け付けしてすぐ発送しなければならないということがありまして、やはり、佐久でいえばこことか上田、小県でいえばこことかということで、それは非常に限定されたところしか受けられないという話でございました。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） できれば、私はそういうふうに願っておりますので、また今後ともよろしく御努力いただければありがたいと思っています。

次に、先ほど堀内議員のほうからも御質問があったわけですが、太陽光に関することも含めまして、青木村環境保全に関する条例についてということで御質問させていただきます。

皆さんも御承知のように、東日本大震災以降ですね、これは原発事故等により、自然エネルギーに対する志向が大きく取り上げられてきております。人々が生活する中で、電気はなくてはならないエネルギーではありますけれども、この原発事故により、原発が稼働しなくなったということで、国でも県でも推奨しております自然エネルギーについてということであります。

青木村でも道の駅のエネ空タワーが象徴されていますように、太陽光、それから風力、水力での取り組みということが、これ企業の活性化ということも含めまして取り組まれています。

青木村は、日本で降水量が2番目ということなんですね。非常に降水量の少ないところ。そういうことは、日照率も高いのかなというふうに私は考えられるわけございまして、そんな中で、太陽光発電というのが、今後どういうふうに設置されてくるかということだと思いますけれども、自分の土地だからいいということではなく、各地で設置されておりますパネルを見かけますが、農地、山林等に設置されておるものについては、非常に私としては違和感を覚えております。村の景観を守るために、ある程度規制があるべきではないかというふうに私は感じております。

昨年の入田の弘法地積の設置も住民の皆さんの反対ということでありましたけれども、意にかなわず設置の方向へいったということでもあります。また、役場のすぐ隣で村松地積のところにも、役場からも見えるように設置されております。隣地の方にも説明等、承諾等がなかったというようなことも聞いております。

畑の設置については、従来は雨が降れば畑が雨を吸収してくれたわけですがけれども、設置されることにより、雨水が水路等へ一斉に流れ込むという心配もあるかなと思います。まして、今、青木村ではタチアカネというソバをつくっておりますが、これは水を嫌う作物であります。播種後、そういう時に水があると非常に芽吹きが悪くなったりというような障害があるかと思えますもので、各水系ごとに休耕田ということで、そこに種をまいてありますけれども、そういうところへ水がどんどん流れ込むというのはいかがなものかなというふうに思います。それから豪雨時ですね。そういうときにもいろんな障害が出るんじゃないだろうかというふうに思っております。

国や県も推奨しているからということではなく、これは青木村はやっぱ景観が壊れてから、あるいはまた問題が起きてから対策や規制を考えていくということではなく、今のうちにどんどん手を打っていかねばならないんじゃないかなと考えています。

先ほども堀内議員のほうからこれが出されましたけれども、ここには青木村太陽光発電設置事業指導要綱、平成29年5月1日ということでもありますけれども、これには景観という言葉が入っていないんですね。青木村のやっぱ景観ということも入れてほしかったなというふうに思っております。

上田市でも方々でいろいろな問題が起きております。生田地積、それから諏訪形、それから長瀬ということで、生田地積においては20ヘクタールということですね。諏訪形が1.65ヘクタール、それから長瀬が1.4ヘクタールということで、非常にこういう大型のものがあるということによって、いろいろな弊害等が出てくる、地すべりとかね、そういうものが出てくるんじゃないかな。

この3点の共通点は、林地開発許可制度の適用地域というふうに書いてあります。それから土砂災害警戒地域、同特別警戒地域、地滑り危険箇所の上流部ないし周辺部の防災等極めて危険であるというふうに書いてあります。

そういったことから、方々でやはり設置に関しての障害というのが、やはり住民課として出てきておるわけでございます。

太陽光発電については、再生可能エネルギー特措法というのが根拠になっておるわけです。

が、規制条項もなければ、建設のガイドラインも示されておられません。国は、建築基準法、それから工場立地法等の関係法令の適用除外ということで行っています。それから、環境影響評価法でも対象外というふうになっておるといふふうに聞いております。太陽光発電の設備については、一部の例外を除いて、何の規制も受けずに法的許可も要らないし、つまり歯どめがかからないというような状態にあるかと思います。

そういった中で、現状の立地条件をどういうふうにやらなければいけないのか、建設が可能になってくるのかということが、非常に問題かなというふうに思っております。

青木村でも、この指導要綱という形で出ております。上田市では4月1日から環境条例の一部改正という形で出ております。ここには、一定規模以上の太陽光発電施設は景観にも影響することから、建築物の屋根や屋上に設置するものを除きというふうな文言が書かれておりますので、青木村もやはり景観ということをもうちょっとこれにつけ加えてやっていただければよかったかなというふうに思っております。

それから、工房なんかでも住民説明会があったわけですが、設置に当たっては住民説明会などを行うとか、そういった場合には、住民説明会を行った場合の経過の文書を提出するということもつけ加えていただきながら、検討していただければなと思っております。

そういうことから、いろいろやはり太陽光に関しては種々問題があるわけですが、けれども、村のほうでは太陽光についてはちょっと一、二点お聞きしますけれども、今どのくらいの量が、先ほど富治議員のほうからもそういう質問があったわけですが、住宅等の屋根設置以外の基準はどうなっているのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 太陽光、自然エネルギーの必要性につきましては、今、宮下議員からお話のあったとおりでございまして、24年7月から固定価格買い取り制度が始まって、これが急激にふえてきたわけでありまして、

そしてもう一つ、堀内議員のところでもお答えしましたように、国・県では大変これは推進する立場でありまして、28年6月に長野県の環境部環境エネルギー課から出た文書は、太陽光発電を適正に推進するための市町村マニュアルと、推進するということでありまして、今、宮下議員のほうからありましたように、なかなか規制がかからないというのが実態でございまして、

私どもは、工房で開発区域の1年半、2年ぐらいかけまして、いろいろ住民との林地開発

についていろいろ交渉経過があります。この際は、この事例につきましては、開発者が大変協力をいただきまして、時間を待っていただいたりしまして、相当数地元の要望を飲んでいただきまして、今、開発中であります。

私どもでは、これを勉強しました経過を、成果を要綱、要領にあらわしたところであります。要綱第3条の適用範囲につきましては、開発区域の面積、それから発電出力のいかににかかわらずというふうに書いてありまして、これは県内では普通ですと何ヘクタールとか何キロワットとかという前提のもとにやっておりますけれども、青木村の場合には小さい開発が多いものですから、このようにしてございます。

それから、景観の話は要綱の事業主等の責務の中に防災の観点から選定しないようにということと、それから事業主は景観文化財周辺の土地利用の状況等に留意し、良好な自然環境の保全に努めなければならないということも、この要綱の中にうたい込んでいるところでございます。

それで、村松ではたくさんできてしまったと、結果としてできているわけでありまして、これを景観上どうかというようなお話もいただいたものですから、県あるいは周辺の、あるいは県内の状況を調べてみましたけれども、なかなか決定打がない状況であります。今でも生田の事例をと御質問いただきました中にありましたように、色が周辺環境に合わせて黒もしくは濃淡とか、パネルの色だとか枠の色だとか、そういうようなことは書いてありますけれども、なかなかその景観をもって、これをとりやめてほしいというようなことはできないわけであります。

うちのほうももう少し強く何か言えることがないかというふうに思って、いろいろなところに相談をしたり、5月1日以降の話なんですけれども、相談をしたり、今勉強をしている最中でございますけれども、今のところ、景観をもって、中止にさせるというような状況にはない結果となっております。

ここには、要綱等々につきましては、そのほか事前協議の必要性とか、工事をする前の標識の設置でありますとか、事前説明でありますとか、届け出、協定の締結等々、それから工事完了についての届け出、管理者の表示、それから防災等の措置、環境保全の指導、細かくうたい込んでいるところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 青木村の例規集の中の環境保全に関する条例第1条、第2条の9、それから第3条の8、これ全部読み上げませんが、こういったことも鑑みながら、最良な選択

をしていただいて、村民の環境が守られるように考えていただきたいなと思っております。

現在、先ほど堀内富治議員のほうからもそういうの質問があったと思うんですが、今現在、屋根以外の雑種地等への設置は何カ所で、総面積はどのくらいになっているのか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今の屋根以外の雑種地という内容になりますけれども、課税がされておりますので、そちらの数字だけ申し上げたいと思いますけれども、件数がまず10件になります。総面積で申し上げますと、約1万8,000平米が総面積でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 農地から、設置するには雑種地等に変えていかなければならないわけですが、そういった申請状況というのは今現在どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 先ほど申しあげました数字の中には農地転用以外のものも入っておりますので、総合計になります。今回、農地転用を通して変更になって、実際に設置してある数を申し上げますと、平成25年からになりますけれども、件数で9件、面積では6,513平米が農地転用ということでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） それでは、次に家庭への設置補助金、これは先ほど堀内議員のほうから出されましたので、これは省かせていただきます。

今現在、屋根等、それから農地の転用した雑種地等に設置されております。それから、道の駅にエネ空タワーが10キロワット程度ということでありまして、自然エネルギーということでいく中で、青木村での自然発電エネルギーというのは、最高発電レベルなのかと思うんですが、どのくらいの発電をしているのか、数字、わかりますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 村内全体でのお話になるかと思いますが、村として把握している数字になりますが、合計で申し上げますと、1,170キロワット、その中には先ほどから出ております太陽光発電もありますが、屋根を貸して、そこで発電等しているものもありますので、含めた合計数字でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） ちょっと話はそれるような形になろうかと思うんですが、一村民の方

からお話があったことなんですが、電柱とか電線の通っていない道路のところへソーラー型の街灯を設置することができないだろうかという。これは通学路とかそういったことにも関係するかなと思うんですが、そういったことは可能なのかどうかという。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） こくら辺近辺ではなかなかそのようなソーラー型の街灯といますか、そういうものはないわけですがけれども、全国の中では幾つかございまして、そこら辺の情報からの話になりますけれども、実際に設置することは可能でございます。ただ、まだ普及していないことも要因かと思えますけれども、なかなかコストが高くなっております。

今、村内で新しく電線を使つてのことになりますけれども、新たに防犯灯なるものをつけるためには、約6万円から7万円の工事費でできますけれども、このソーラー型のものは当然単独になりますので、込み込みで約70万円、今現在にかかるという情報でございまして、そんなことでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） わかりました。

いずれにおきましても、青木村だけでなく、全国各地でこのソーラーについては種々問題等がありますので、その辺のところを今後設置、既に設置されたところについてはこれはいたし方ないのかなというような点もあろうかと思うんですが、やはり青木村の景観というのを守るためにも、ぜひともきちんとした決まりをつくっていただきながらやっていただきたいと思っています。

これについては、私も先ほど商工観光移住課長のほうからのええっこ村という話が出てまいりましたけれども、ええっこ村に来ていただく皆さんも本当に青木村というもののよさがわかって来ていただいております。昨日も坂戸市の中学校の生徒がことし初めて来るわけですが、先生が下見に参りまして、村内一通り御案内した中で、青木村って素晴らしいいいところですねという、本当に感嘆の声を上げながらお帰りいただきました。ぜひとも、また今後とも続けて来たいなということで、7月に入って来るわけですが、そういうことがありました。

それからもう一つ、きのうの夜ですが、先ほどの外国の観光というような話もあったんですが、台湾からの旅行者から電話が夜入ってきたわけですが、9月に青木村に来たいんですということだったんですが、ホームステイがほかの場所に今のところ決

まっているんですけれども、そちらを断ってでも青木村に来たいというような御一報をいただきました。青木村でぜひ受けていただけるかということで、そちらの、私のほうからそっちを断って、こっちへ来てくださいというわけにもいきませんけれども、台湾の旅行社も何社か青木村というものを指名して来てくれているんです。これはやはり景観のよさ、それから住民の皆さんの対応のよさということが一つの要因かなと思っておりますので、そんな中で、景観というものを非常に大事にしていなければありがたいなと思っています。

それについて、ちょっと建物等が青木村にマッチした建物ということで、建物の屋根や壁の塗装について景観にそぐわない色彩でなく、自然とマッチした青木村らしい建物をということで、一村民の方から書面にて御意見を頂戴していますので、御紹介させていただきますが、知らない人から役場を見て、ホテルですかと言われた。農産物直売所もモダンではあるが、村の活性化に役立つのか。これ壁のことですけれども、長和町のように設置された役場のことと思いますが、建物に規制をかけて村全体を山村らしい景観を維持してこそ活力が出るのではないかとということで、御意見を頂戴しております。

皆さんも御存じのように直売所の壁もかなりピンク色に近いような、そういう色でございますけれども、あの壁のところに野菜の絵を書いたりとか、キュウリとかナスとか、そういったものを書いたほうが直売所らしくないかというような意見も聞いておりますので、その辺のところをまた、今後建物については、あそこもまたこれから食堂棟とかいろいろできるわけでございますけれども、そういったこと、形、色などを考慮していただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 公共施設のデザインというのは、なかなか色も含めてデザインというのは多様でありまして、いろいろな考え方があるわけですね。

私も初めてこの役場がホテルかというお話があったというのは、そういう的なことを含めて初めて伺うわけでありまして、いろいろな方が視察に来てすばらしい役場ですねと、機能も含めてですね、言う方が多いわけでありまして。

例えば、二地域居住、つくりましたよね。あれは県の建設担当プロたちが審査をして、そして設計者を選んでやったわけですが、その上部団体といえましょうか建築屋さんが来て、余りよくないというような話もしていきました。

道の駅の直売所につきましては、あれは物を売るときの、いろいろ検討しました。最初は、非常に濃い紺から始まったんですけれども、いろいろ調べたり、データを見ると、あるいは

結果を見ると、暖色系のほうがいいと、物を売るにはいいということになりまして、あの色になったわけでありますけれども、いろいろ考え方があると思いますけれども、青木村らしい最大公約数をつくっていきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） いずれにしても、ぐるっと見渡して、青木村三山の景色の中で、マッチしたような建物、色等をまた今後選択していただければありがたいと思います。

次に、河川からため池、当郷にも大きなため池があるわけですが、外来魚の放流、それらの魚を釣った際には、皆さんリリースするんですね、釣り人というのは。そういったものに対するような規制や警告の看板を、きちんと皆さんにわかりやすく、わかるような場所に設置していただければいいなと思っております。

それから、今自然を守る会の皆さん方も情報電話等で流れておりますが、外来植物というのは非常に繁殖力が旺盛で、アレチウリ、それからオオキンケイギク、ブタクサ等、いろいろな外来植物があるわけですが、これ自然を守る会の皆さんが今一生懸命呼びかけながらやってくれておりますけれども、青木村でもごみゼロデーということで、先日ごみ拾い等全村で行ったわけですが、そういったものの駆除を全村で、村全体で駆除していかなければいけないんじゃないかなと思っております。

今時期もちょうど見ますと、アレチウリなんかちょうど1メートルぐらいまで伸び始めております。大きくなってからはなかなか駆除というのは大変だろうと思うので、そういったところを全村の皆さんの協力をもって、外来植物の駆除をしていったらどうかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 外来植物の駆除に当たりましては、議員さんおっしゃられますように、やはり青木村自然を守る会の皆さんが主体となりまして、いろいろ御協力をいただいているところでございます。

やはり外来植物といいますと、今言いましたアレチウリ、また先ほどではオオキンケイギクの駆除ということで、駆除を行っておりますが、呼びかけをいろいろな情報有線などを流してもおりますが、なかなか参集が少し少ないのかなという感じがしております。やはり今後も村としましていろいろな啓蒙活動、外来植物は本当に困るものだとすることを皆さんに周知しながら、さらに強化していきたいと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 今後もエネルギー問題等もありますけれども、青木村の景観を守っていただくような施策をとっていただければありがたいと思っています。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 林 和 雄 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、8番、小林和雄議員の登壇を願います。

小林議員。

〔8番 小林和雄君 登壇〕

○8番（小林和雄君） 8番、小林和雄です。

ふるさと納税に対する返礼品について、総務省の指示によって青木村は今後どう対応するかについて、一括質問いたします。

山本議員と重なる部分があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

このふるさと納税については、制度ができたときからさまざまな意見が出ましたが、もともこの制度は地方出身の子供は地方の行政サービスを受けて育つのに、進学や就職で都市部に出るとその場所で納税する。ふるさとに納税できる制度があってもよいのではないかという問題提起から検討が始まり、2008年度に創設されました。

出身地のほか、応援したい都道府県や市区町村に寄附すると確定申告により2,000円を超えた分の住民税と所得税が控除され、2015年度からは確定申告を省いた簡素な手続も利用可能で、寄附に対する返礼品が定着したわけであります。

この返礼品がだんだん加熱してインターネットで検索できるようになり、日本最大の民間ふるさと納税サイトでは1,700以上の自治体を集集し、食品では全国の旬の味覚から幻の一品まで、また電化製品、宝飾品等、数え切れないほどの中から選べるようになっております。

それがここに来て、やはりというか、当初から想像はできていましたが、総務省ではことし4月1日付で、ふるさと納税への返礼品の仕入れ価格を寄附額の3割以下に抑えるよう全国の自治体に通知を出しました。

自治体間で繰り広げられる返礼品競争に歯どめをかける狙いですが、税収の増を見込む自

治体には戸惑いが広がっております。

総務省がことし4月1日付で全国に出した通知では、返礼品の仕入れ価格を寄附額の3割以下に抑えるよう要請をし、換金性が高い商品券、プリペイドカードや宝飾品など、資産性の高いものを贈呈しないよう求めました。

全国1,788の自治体のうち、2015年度に返礼品の仕入れ価格が3割を超えていたのは500以上に上っております。

総務省が競争を抑える通知を出すのは3回目になりますが、今までほとんど改善が見られず、むしろ高価な返礼品を奪い合う状況はエスカレートし、返礼品の価格に目安を示すのは今回が初めてです。

ふるさと納税の寄附者に送る返礼品は当初地元の特産品が中心でありましたが、徐々に自治体間で豪華さを競うようになり、節税や返礼品目当ての利用者が急増し、2008年度は約81億円だったのが、2015年度は20倍の1,653億円、2016年度は大幅にふえ、3,000億円を超える見通しであります。

2015年度寄附額全国1位の宮崎県都城市は42億3,100万円で、返礼品は5万円以上の寄附で宮崎サーロインブロックの1キロを2個など、現在350種類で寄附額に対する返礼品は5から6割ぐらいで梱包や送料などを加えると7から8割に達するとのことであります。毎年集まる寄附金を基金として積み立て、子育てやまちづくり支援などの財源にしているそうあります。市の担当者は、見直しによって寄附が大きく減るようなことになれば、できなくなる事業があるかもしれないと懸念をしております。

ふるさと納税の本来の目的は、財政基盤が弱い地方の税収をふやし、活性化を促すことが、一方で東京都や大阪府のような都市部では2015年からふるさと納税による住民税の控除額の上限が2倍に引き上げられ、都市部の自治体は税収減につながると危機感を募らせています。

東京23区の区長でつくる特別区長会長の西川太一郎荒川区長は、ふるさと納税による東京23区の2016年度の減収は129億円と試算しております。この減収分は100人規模の区立保育所109カ所分の年間運営費に相当するとして、住民は失われた税収分の行政サービスの低下を受けるとして、制度の見直しを求めています。

大阪府も2015年度に受け付けた寄附額が4,500万円なのに対し、2016年度の住民税の控除による税収減は約34億3,680万円に上り、松井一郎知事は、国が是正措置をとらなければ高額返礼品を導入するなどの対抗措置をとる等の考えをしております。

長野県下では、諏訪郡の下諏訪町では、地元産の時計やオルゴールなどの返礼品を今後も

継続する予定で、2015年度の決算では町民が他地域へふるさと納税で寄附することによる町の減収が、町に來たふるさと納税の寄附額を300万円上回る赤字となり、返礼品を充実させなければ、ふるさと納税のせいで町が疲弊すると言っております。

地方の工場でつくられたカメラを返礼に出している上伊那郡辰野町では、小さな町村は返礼品の選択肢が少ない。地域のアイデアをもっと認めてほしいと言っております。返礼品が3割を超える品目は、下伊那郡高森町は返礼品の選択肢が多い都市部の自治体が返礼品を出し始めていることを踏まえ、地方から都会へ寄附金が流れることを懸念していると訴えております。

このような中で、5月24日付で総務省は改めて見直しを全国100団体に4月に通知に反している寄附額に対する返礼品の調達価格の返礼割合を3割とするほか、電子機器といった資産性の高いものなどを送らないよう再要請をしました。

県内では、諏訪、伊那、駒ヶ根、飯山、安曇野市、各市などと小谷村の6市村の返礼品がふるさと納税の趣旨に反すると総務省から指摘されましたが、今後検討するか、小谷村では山岳観光振興に力を入れる村にとって必要な返礼品として見直さないとしております。小谷村では2億6,500万円の長野県の市町村としては伊那市に次いで多いわけであります。

このように総務省に指示に対応もさまざまですが、青木村は4月30日付の信濃毎日新聞の報道によれば、3割を超えて返礼品を全て除外するか、3割以内に見直すとして、本年度の予算や事業の執行に大きく影響するとしていますが、2016年、平成28年度のふるさと納税の寄附額は2,779万5,000円とし、返礼品の経費は1,025万2,000円となり、37%の返礼率としていますが、返礼品はどのようなものか、また村民で他地域へふるさと納税する減収額はどのくらいか、また29年度の見込みとして28年度の返礼率は40%と若干返礼率がふえておりますが、寄附額が約60%の1,500万円と予測しておりますが、どのような考え方かお伺いいたします。

そのほか、長期的にふるさと納税について、返礼品を含めてどのような対応をしていくのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長 小宮山俊樹君 登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、お答え申し上げます。

まず、他地域のほうへ納税された分の減収分でございますが、28年度の減収見込み額は村民税で168万5,000円、29名分ということになると思います。

前年度と比較すると、28年度の109万6,000円から53%の増、人数では27人から2名増ということでございます。

29年度の予算の関係でございますが、収入1,500万円につきましては、予算編成上、確実に見込んだ数字でございます。

また、支出610万円につきましては、反対に余裕を持たせた見積額となっているものでございます。特に、以前に送った商品券等につきましては、配布はしてあるけれども、まだ使用されていないものというものが当然ございます。そういったものが使われる分も見込んだ上での数字でございますので、返礼率を意図して上げたものではないということを御理解いただきたいと思います。

それから、村の対応ということでございますが、地域消費券を平成28年度に取り扱いを中止しております。

また、4月1日からは総務省令を受けて、田沢・沓掛温泉の宿泊助成券のほうも取り扱いを停止いたしました。返礼品の率につきましては、今のところ30から40%ということになっております。既存の返礼品につきましては、4月1日の総務省令において、特に返礼割合が高い返礼品を送付している地方団体に対し、速やかな見直しを求めるものであって、返礼品の返礼割合の妥当な水準を3割とする趣旨ではありませんということを明記されております。現段階で3割を超える返礼品を直ちにとめるということまでは考えてはおりません。ただし、今後総務省の意向や他市町村の動向等も踏まえながら、適切な時期にしかるべき判断をしていきたいと考えているところでございます。

なお、リンゴや米など現在在庫切れ、もしくは期間外で取り扱いを中止しているものがございますが、また秋になるとこちらのほうもリリースする予定でございます。その際は受け入れの事業者である道の駅、それから生産者と価格を調整し、3割を目安に抑えていくような努力はしていきたいというふうに考えております。

それから、最後もう一問です。

返礼品がどのようなものがあるかということでございますが、こちら先ほど山本議員のところでも御説明申し上げましたが、ハム等の詰め合わせ、それから米、リンゴ、マツタケ、そういったものが主なものということになっております。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 今後の返礼品の考え方でございますが、先日信濃毎日新聞で佐久市で

料理教室について返礼品として扱うというような話がありましたが、青木村についても今後、やはりソフト事業についても返礼品の対象にして、そのような幅広い形で進めたらどうかというふうに思いますが、村長はどのようなお考えですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） フタヤマの御質問でありますけれども、ソフト事業も大変効果の、こういうふうに返礼品の見直しを求められる時期になりましたので、大変効果があるものだというふうに思っております。

私は、返礼品はやはり物で競うわけではなくて、一定の節度を持った返礼品が必要だというふうに思っておりますので、例えば、移住政策と何かソフト事業、あるいは何かソバ打ちとか、あるいは婚活と芽子にんにくの掘り出しとか、温泉を絡めるとか、何かそういうようなほかになような、青木村らしい心のこもった返礼品を、今、御提案いただきました、御質問いただきましたようなそのソフト事業の中でも考えてまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） それでは、次の質問に移ります。

次に、1問1答方式で青木村議会事務局職員の他周辺町村並みの専任化について、質問いたします。

この質問は、以前にも質問しましたが、再度質問いたします。

昨年に同様の質問も山本悟議員も質問をしております。青木村も日本一住みたい村として、一般行政職員は着実に充実させておりまして、今年度も商工観光移住課を新たに設置され、事業化を充実させていますが、議会事務局体制は実質的には半世紀前の宮原栄吉村長時代から変わっておりません。当時は非常に権力が強かった村長のもとで、一般質問もほとんどなく、当時のある議員は4年間で発言したのは、俺の靴がどこかへ行っちゃったと、1回しゃべっただけだとの逸話がある議員もいたそうで、長い間、議会議員の活動が村長の追認機関になっていたようであります。

市町村の自治は行政と議会の二代表性により成り立っています。議会の力量が低下すると二代表性の片方が弱体化すると住民自治の発展、強いては住民福祉の向上にマイナスの影響が生まれてくる場合もあると思います。このような考え方については村長の考えはどういうふうにお考えか、お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の中で、行政職員は着実に充実しているというお話がありまし

たけれども、私は本当に議会の御了解をいただいて、条例を改正していただいて、課も設置していただきましたけれども、十分になっているというふうには思っておりません。

例えば、これは類似団体別職員の数ということで平成29年に出されました総務省自治行政局のデータでありますから、これは確かな数字でありますけれども、一定の条件のもとで青木村は、人口1万人と仮定した、今4,500人ですけれども、仮定すると98.38人です。全国で2番目に低い職員数でございます。近くでは麻績村が127、南木曾が154ということで出ておりまして、極端な例ではありますけれども、利尻村は573とかという、もっと極端だけれども、青ヶ島は1,144、これはちょっと異常ですけれども、そういう中で過去20年間職員を採用していなかったツケが、こういう形で来ているかなというふうに思っております。

充実はさせていただいておりますけれども、決してこれで十分だということではなくて、足りない分は知恵とか、そういうことでやっているわけであります。

それから、もう一つ御質問の中にありました議会が村長の追認機関に、これは過去形の話ではありますけれども、私のこの4年間もこの議会の皆さんにそういうことではなくて、議会活動を活発にやっていただいているというふうに認識しているところでございます。

それから、議会の力量が低下する、あるいは住民福祉の向上にマイナスになっているという御質問でございますけれども、議会というのは今の御質問の中にありましたように、住民の皆さんから直接選ばれた議員の皆さんで構成されておられまして、住民を代表する機関でもありますし、地方自治体の意思を決定する機関でもあります、提言する機関でもありますし、執行機関を監視する機関でもあります。また、広域に関する機関決定をする機関でありまして、十分な活動を私はしていただいているというふうに思っております。

それで、議会専任の職員がというお話でありますけれども、この御質問の中にありましたようなことではなくて、青木村の職員は全員がしっかりした常識を持った職員でありまして、さすが義民の子孫だなというふうに思うわけであります。

小林議員が心配するようなことは、御質問にありましたようなことは杞憂ではないかというふうに思っております。議会事務局の設置については同様の村の状況を見ながら、議員の皆さんと、あるいは村民の皆さんと、伺いながら今後検討させていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 次に、日本で一番住みたい村、青木村ということなんですが、名実ともに実現するならば、議会もそれなりの体制をすることが必要だというふうに思うわけです。今の北村村長のような常識のある村長が続けばよいのですが、非常に個性が強く、議会軽視

で議員の意見を余り聞かない人が村長になれば、今の組織の体制では議会側に立つ職員はいなくなると思います。日本一住みたい村を将来につなげていくには、もう少し体制をよくしたほうがいいのではというふうに思いますが、この関係については村長、どういうふうに思いますか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ただいま答弁しましたように、職員は非常に常識を持った職員であります。信頼していただいて十分足るというふうに思っております。

それから、今の兼務する局長も、それから専任の係長も最優先で議会の仕事をしております。例えば、先日議運で森林税の資料が必要だというお話がありました際には、その日の夕方には方々手を尽くして、その資料をそろえて、議運の委員長さんにお届けして、そして議員さんにはその後配付したというふうに承知しておりますけれども、いろいろ課題があればその都度対応させていただいていると。そして、最優先で局長も担当職員もしているというふうに認識しております。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 考え方が多少違うわけですが、この庁舎も新しくなり、議場もこの周辺にはないすばらしい議場であるわけであります。この隣にも議長、副議長室がありまして、ここがあかずの部屋になって長い間ありまして、いわゆる物置になっていまして、いつも鍵がかかっていたわけですが、あるとき坂城町の正副議長だったと思うんですが、就任の挨拶に来て議場を見たいといったので、議場を見学してもらって、隣に正副議長室があるのを見て、この部屋を見せてくれといったら、職員がとても見せられる部屋ではないといって、見てもらわなかったのですが、2年前に中をそっくり片づけてもらい、そうしたら議長、副議長室の机があり、また事務局職員が座る机が2人分置いてありまして、電話も置いてあります。応接セットまで置いてあり、すばらしい議会事務局の部屋がよみがえったわけであります。

ただ、ここへ来る職員が今いないわけですが、今後いつまでこの状態を続けるのか、何か寂しい思いがするわけであります。

県町村会の議会事務担当の宮崎さんに、長野県下の町村について議会事務局体制についてお聞きしたところ、人口1,000人程度の村では議会事務局長と総務課長の兼務のところもあるが、どこも職員1人は専任を置いているところが多いということであります。

議会や職員のレベルアップのためにも、ぜひ必要と考えますが、村長のお考えはどうです

か。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私どもの調べた数字について、まず御説明、答弁させていただきたい
と思います。

長野県の村は35ございます。35のうち専任の局長がいるところは8であります。これは
28年7月1日のデータでありますけれども、パーセンテージにして23、それから専任の局
長がないところが27で77％であります。そして、専任の職員がいるところが4村でありま
して11％、ないところが31村で89％であります。そして専任の局長、職員のいないところ、
青木村もその一つでございますけれども、35分の25で、71％の村につきましては、専任の
局長も職員もいないということでございます。

ちなみに町では、23町がありますけれども、8の町村では両方ともいないというデータで
ございます。

ほかがやっていないからやらないということではなくて、一番最初の質問で御答弁させて
いただきましたように、大変少数精鋭の中でございますので、そこは御理解をいただきたい
ところでございます。

しかし、今後議会の改革ということに取り組んでいくためには、議員の研修だとか視察だ
とか、いろいろなデータの収集等が必要でありますので、地方分権の進む中で、議会を支え
る事務局員の役割は大変大きくなっていくということは、私もそのとおりだというふうに思
っております。

私どもの村の、先ほど答弁いたしましたように、議会の局長、センターの職員は他の業務
に優先させていただきまして、やっているわけでございます。

これを言っているかどうかあれなんですけれども、私も副村長を兼ねて頑張っているとい
うことを御理解いただければというふうに思います。身の丈に合った役場組織ということ
でありますけれども、今しばらく我慢していただきたいというふうに思うわけであります。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） それでは、最後の質問にしますが、一例を申し上げますと、担当職員
は一般の総務課の事業の仕事と議会の仕事をしなければならないわけでありまして、本来や
らなければならない議会に関する調査研究等については、とてもそこまでやる時間があり
ません。先ほど村長は議会優先でやっているということではありますが、議会事務局職員は、
そういうところまで議会全体の調査研究までやらなければならないわけでありまして、また

ま議会関係の仕事を忘れても、ほかの総務課の事業と兼務をしているので、そこまで職員を責めるわけにはいきません。これはたまにあるわけですが、これは私としても非常に職員は忙しいので、職員が悪いのではないというふうに思います。議会事務局職員と選挙管理委員会、また公平委員会との兼務は小さい村はあるようであります。一般の行政の仕事と兼務というのは、町村会の宮崎さんに聞いたら、県下でも珍しいということであります。

青木村も日本一住みたい村を目指すのであれば、二元代表制であることを頭の中に入れていただきまして、議会の活性化と議員のレベルアップのために、ぜひお考えをお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、小林議員の御質問は、2年間議長をしてきた体験を通しての質問でありますので、重く受けとめなければならないというふうに思います。

今すぐ専任の局長、もしくはほかの委員会の局長、あるいは専任の職員を置くというのは御案内のとおり的人数の中でありますので、今しばらく我慢をしていただきまして、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○8番（小林和雄君） これで終わります。

○議長（沓掛計三君） 以上をもちまして昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時からいたしますので、お願いします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（沓掛計三君） 時間となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（沓掛計三君） 7番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、会計管理者、担当課長より、一問一答方式にて答弁をお願いいたします。同僚議員の質問と重なるところが多々ありますが、その点、よろしくお願いをいたします。

去る4月23日に執行されました村長選において、無投票当選されました。1期4年間の実績が、村民の皆様の高い評価の結果だと、重ねて村長にお祝いを申し上げます。

まず、北村村政の2期目がスタートして、はや1カ月が経過いたしました。2期目についてお聞きをいたします。先ほど山本議員からも同様の質問がありました。重なるところがあるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

就任の御挨拶でもありましたが、今後4年間の施政に対する抱負と決意についてでございます。今後4年間の施政に対する抱負と決意ということなのですが、4年前に村長が、先頭に立って村をリードし、勇気ある決断と実行力、スピード感を大事にするとの抱負を述べられております。4年前と現在を鑑みて、どのようにお感じかどうか、村長にお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 4年前は本当に無我夢中でした。多少、今4年たって再任をしていただきましたことから、多少余裕を持って村の全体を見渡すことができるかなというふうに思っております。

そして、もう一つ、村の活性化のための課題、そしてその課題の解決のための方策、そして優先順位、あるいは強弱などを図ってきたというふうに思っております。私なりに思っております。活性化のための宝は、青木村にはたくさんあるというふうに思いまして、その宝の磨き方というんでしょうか、それも私なりに理解をし、その方向も見えてきているところでございます。

もう一つ、外部とのつき合い方、いわゆる人脈ですね。そのありようについても、当初は全くわからないところも多かったんですけども、この4年間いろいろな人とお付き合いする中で、人や組織についてのこれのつき合い方もわかってまいりました。

もう一つ、やっぱり何回も申し上げますけれども、この4年間の相当数は頭の中に国道143のトンネル、特に3年半前までのことがずっと頭にあったんですけども、これが一定の方向が、スタートラインにつきつつあるということが大変、知事から建設に向けて調査に着工するということをいただきましたので、そのスタートラインに立てたというふうに思っ

ております。

そして、その分、違うことにいろいろ時間も心の余裕も割ける状況になってきているところでございます。

それから、何といても一番大きいのは、役場職員との信頼関係が構築できたということが一番大きいポイントだろうというふうに思っております。何回も申し上げますように、仕事というのは組織も大事ですけれども、仕事をする人が大事でございまして、この役場職員とのお互いの信頼関係が構築できたということが大きく前進した点でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 4年前と現在で青木村に対する認識も変わってきたんではないかなと思われませんが、この点についてどのように感じられているかどうか、村長にお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 4年前と青木村の認識でありますけれども、私は御案内のとおり、50年弱外で生活しておりまして、青木村は知ってはいたつもりでありますけれども、入ってみますと、初めて体験すること、学ぶこと、大変多かったわけであります。そして、その認識は、前の質問でもお答え申し上げましたように、大変活性化するための宝はあるということがわかってきたわけであります。公約をいろいろさせていただきましたけれども、この実行のポイントというのは、そういうところにあるかなというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 2期目に当たりまして、12のお約束ということで公約がされております。青木峠新トンネルの促進以下、教育環境の充実まででございますが、この公約を実行するに当たって、何かポイントとしてのお考えがありましたらお願いをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一番は、いろいろ仕事するには先立つもの、いわゆる予算、財源でありますけれども、私はその前に常々申し上げますように、やっぱりこれを実行する人とか、組織とか、相手とか、パートナーとか、連携するパートナーとか、いろいろあるわけでありまして、やはり人であろうというふうに思っております。

そして、もう一つは、やはりいろいろ村の活性化のために職員と議論する中で、少子化のこと、超少子化のこと、そして超高齢化のこと、課題ありますけれども、この解決のためには、やはり雇用場、仕事場の開発、これをするによって相当数解決するんじゃない

かというふうに思いました。そういうことで商工観光移住課をつくり、県から優秀な職員に来ていただきまして、4月1日からこの実行に当たっているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 青木村の将来に対しまして、第5次長期振興計画の後期基本計画が策定をされました。平成29年度から平成33年度でございます。10年、20年先を見据えて、つなぐ、つくる、育てるの視点から施策展開がなされてまいります。今後、青木村が自立していく上での中長期計画のビジョンをお持ちだと思いますが、ポイントとしてのお考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 1つは、財源の確保をするため、それから、もう一つは、超少子化、超高齢化に対応すること、こういうことであります。やっぱり働く場を確保ということは、今後の村の特産品を創出したり、観光振興したり、財源を豊かにして、それをもちまして医療、福祉、そして子育て、教育、そういうことを5年単位で図っていくということが一番ポイントではないかというふうに思います。青木村には、自然環境あるいは文化・歴史、人材など、さまざまな豊かな資源がございますので、これを活用していきたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、これは5カ年計画の中で特に重点的に推進するということで4つの重点プロジェクト、重点推進プロジェクトを挙げました。道の駅の高機能化拠点プロジェクト、国道143号青木峠新トンネル整備プロジェクト、あおきっ子小・中学生全学年2クラス化プロジェクト、健康寿命延伸プロジェクト、こういうことを中心に取り組んでまいりたいというふうに思います。

4つ申し上げましたけれども、中身は大変濃いわけでありまして、それぞれ重い中身を実行するには、重い中身もあるわけでありまして、ちゅうちょすることなく果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 2番目の健全財政の維持についてでございますが、2期目に当たりましてということと同様に、その4年間というような視点からお答えをいただければというふうに思います。

村長の就任の御挨拶の中で、村政を進めていく上で2点の基本的な考え方を示されております。1点が、村の財源をふやす基盤をつくるのが喫緊の課題だと、このように取り上げておられます。

まず、この課題解決に向けての具体策としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 財源確保についてでありますけれども、幾つか考え方がありますが、その前に企業の経営者の方と話をしておりました。その経営者の方は、より多くの収入を望むなら、投資をしなければだめだというお話をいただきました。平たく言えば、金が欲しければ金を使えということだというお話を聞きまして、私ども公民にはない発想でありましたけれども、なるほどなということを感じたわけであります。

その財政基盤の増をするために、やはりいろいろ考えました結果、企業誘致が一番であります。そのためには、村の相当数の力を入れて、このウエルカムの姿勢を示す必要があるだろうというふうに思っております。

昨年、御代田町では、上限1億円を企業誘致に使うと、使うといいでしょうか、企業が来たところに補助をするという条例をつくりました。調べてみましたところ、やはり企業名は明らかにしていただけないでしけれども、それをもって広大な土地に企業が来たという話でありまして、そういう呼び水を青木村ではつくっていかなければならないというふうに思います。もう少し具体化したら、議員の皆さんに、また具体的な相談をさせていただきたいと思います。

それから、財源確保のために、公共事業等に国・県の有利な補助金、交付金等含めて、国・県の有利な補助金を得る、この努力であります。

それから、3点目は、民間活力の活用であります。NPO含めて、これを一生懸命やっていきたいというふうに思っておりますけれども、例えば自然エネルギー研究会もこういう意味では大変産学官金、そういうところと連携ができたわけであります。農業につきましてもJA、それから、山の整備、開発についても森林組合等と、民間活力との連携、ここが大事だというふうに思います。

それから、もう一つは、やっぱり村民の皆さんの協力、支援をいただくことが大きなポイントではないかと思っております。

そういうことで、入るをはかりて出ざるをなすということで、収入をよく計算して、それに応じた支出をする、これは私は消極的だと思ひまして、一生懸命かせいで、それを必要なところに充てていくということに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今後の財政計画、財政シミュレーションということなんですが、これ、

5年先、10年先を見てということになります。5年後、10年後に対して財政計画、財政シミュレーション、これを作成されるかどうか、その点につきまして村長にお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、財政シミュレーションを含めたお話をこちらのほうからさせていただければと思います。

財政計画の中でいろいろ重要なことがございますけれども、まず1つは、公債費が掲げられると思います。現在約19億のものを年々返しているわけですが、ここへ来て、道の駅あおきの後期のプロジェクト事業、それから簡易水道でも大きな事業で、それぞれまた公債費を新たに発行する状況になっております。それまでは一旦ピークは過ぎたわけですが、やはり今後そういうことがありますので、これからは5年、10年と言わず3年、5年のスパンで、新しい事業があれば、それを含めた中で計画を立てながら、基金等も利用しながら取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 財政指標についてお聞きをしていますが、現在村の財政指標は、ほかの類似団体に比べましてかなり良好でございます。その中で、1つ、2つぐらい平均より若干下回っているところがあるんですが、就任の御挨拶の中でも村長から、財政力指数が0.22、これ平均0.39より下回っていると、このように述べておいでになりました。この改善策につきまして、どのようにお考えなのかどうか、見通しを含めてお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 確かに、その財政力指数というのは大変低くて、県下でも非常に低い位置にあるわけでありまして。そう言いながらも、総務省が決めたいろいろな指数については良好な状況を持っているのは、うまく補助金とか交付金を使って事業をしているからだというふうに解析をしております。

見通しについてでありますけれども、やっぱり何回も申し上げますけれども、金のなる木を今の体力のあるうちに植えたいということを、毎々議会の皆様方にはお話し、御賛同をいただいているわけでありまして、つまるところは工場誘致、そして今道の駅を活用したいろいろな方策、そして、そのもうちょっと先になりますけれども、国道143のトンネルがあいたときの村づくりを短中長期的に考えて、いろいろな施策を実行してまいりたいと考

えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） もう1点、資産老朽化比率というのがございますが、これは59%でございます。平均が35%から50%ということでありますので、この資産老朽化比率の59%についての御見解をお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 20年、あるいは40年ぐらい前に建てたもの等々がこういう状況で指数が、老朽化率が高くなっている状況であります。大変財政力の指数はいいとはいいながら、大きな災害があったり、大きなことがありますと、すぐ悪くなりますので、そこは慎重にやっていかなければならないというふうに思います。

それから、計画的に完全に、例えば今下水道で長寿命化計画、あるいは橋梁の長寿命化計画を立てて計画的に更新をしておりますけれども、そういうような計画的にこれを改修していくことも大変大事なポイントだろうというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今後超少子化、高齢化社会による財政の影響が危惧されております。これは全国的なんです、その中で労働生産人口、15歳から64歳、これを確保する重要性、これも問われております。この労働生産人口につきましてのお考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） この問題については、先ほどから村長のほうでもお答えしておいでですけれども、やはり若者の流出防止ですとか、就労の確保、それから、雇用の創出、そんなことがうまくいかないと、この問題は解決しないと思っておりますので、そこら辺を中心的に推進していければと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 基金についてお聞きをいたします。

基金は特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための設けられる資金または財産をいうものであるというものでありますが、現在の村におきましては公金管理委員会を設置し検討されております。現在の状況について、会計管理者にお聞きしていきますが、運用実績の最新数字をお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 基金の運用実績についてお答え申し上げます。

平成28年度末における基金の総残高は、22億237万5,000円でございます。前年より1,186万1,000円の増でございます。去年の積み立ての総額は、2,316万7,000円で、主なものとしては情報通信関連事業基金1,500万円、奨学基金600万円でございます。取り崩しの総額は、1,623万2,000円で、主なものとしましては、国民健康保険基金1,000万円、公共下水道基金450万円となっております。利息収入は、492万6,000円で、全額財政調整基金のほうに入れたところでございます。利息収入の内訳でございますが、現在保管している債権は6億4,789万4,000円で、28年度中は2億円が満期償還となり、新たに3億円を購入しております。未払い収入の額は339万7,000円ございました。定期預金の保管残高は5億円ございまして、利息収入は152万9,000円ございました。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今後の展望につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 今後の展望についてお答え申し上げます。

28年度は当初予算に計上した基金の取り崩し、1億5,755万円を行わずに済みましたが、これは専決補正で御説明申し上げましたとおりでございます。しかし、昨年のように年度末に余剰が見込めて、新たに積み立てるというようなことはできませんでした。29年度も道の駅関連を初めとした大型プロジェクトが控えておりますし、基金の積み立て等はなかなか難しい状況かと思えます。

それと、もう1点でございますが、財務省のほうで地方自治体の基金残高が積み上がっている現状に対し、疑問が呈されているようでございます。基金が積み増された分については地方交付税が過剰に交付されているのではないかという指摘でございます。将来に向け地方がたくわえとして努力してきた成果というべきものでございますが、これを国のほうではどう評価するのか、その検討についたばかりでございます。そのようなことも踏まえて、国の動向等については、これからも注意していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 3番目の項目に入りますが、環境保全、美化の推進についてでございます。

この関係につきましては、今までも何回か取り上げられております。先ほども堀内議員、宮下議員からも質問がございました。環境問題も重要な役割を担っております。村民の要望

が強い4つの重点推進プロジェクトには入っておりませんが、日本一住みたい村づくり計画、これ第5次青木村長期振興計画後期基本計画の中の施策展開に分野5にございますが、まず、自然環境保全についてでお聞きをしていきますが、住民福祉課長にお聞きをいたします。

人間活動との調和を図りながら、地域の財産として未来の姿を守る取り組みを推進するとありますが、この推進策につきまして、どのようにおやりになるかどうかをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 取り組みの推進についてでございます。皆さん御存じのとおり、青木村には青木三山を代表とする山並みや生活の場の周りには森林、農地、河川等があり、皆さん共有の財産と考えております。自然を保持しつつ、安全・安心で快適な生活環境を維持していくために、水資源保全の推進、環境賦課軽減のためのごみの減量化、土地利用の適正な利用の推進を図っていきたいと思っております。

また、美しい風景や景色等の財産を守り育てることも大切であると考えております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 自然環境としての重要度を示すマップの作成を行うと、このようになりますが、こちらの取り組みに対する考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまお話ありましたマップの作成についてでございます。青木村におけますある場所の自然環境を壊さないように、その生物の生活場所を守ったり採取を禁止したりする保全地域の優先度や、絶滅する将来像を予測しなければいけないと考えております。現在、生物の詳細な分布データは簡単には得られませんので、具体的な方策はこれからの課題と考えております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 先ほど宮下議員のほうからもございましたんですが、特定外来生物の駆除についてお聞きをしていきます。

アレチウリ、オオキンケイギク、オオハングウソウ等については、オオハングウソウはあれなんです、現在も広報あるいは役場内のポスターの掲示等で積極的に取り組んでおられます。この関係につきましては、村民の皆様の御理解と協力を得て、かなり日ごろの地道な

努力の積み重ねによるものと思料いたします。まず、この駆除に対するお考えなんですが、長期的な視点での駆除、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま議員さんがおっしゃりましたように、日ごろより村民の皆様、自然を守る会の皆様、各企業、団体の皆様の御協力によりまして、毎年駆除活動に御協力をいただいているところです。駆除をされた場所は一定の効果があると感じておりますが、外来生物は繁殖力が強く、広範囲にわたるため、今後も駆除活動、啓蒙活動を積極的に継続することが大切であると考えております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係は、村民の皆さんのボランティアの活動というものが、これは青木村だけじゃないかとは思いますが、やはり補助金的なものもあればなお一層進んでいくのではなかろうかと、このように考えるわけなんです、村長にお聞きいたしますが、この補助金等に対する考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 特定外来生物の駆除は大変地道な大変な作業でございます。私も1回だけでありますけれども、この駆除の日に参加をさせていただきました。特に自然を守る会の皆さんには大変御協力をいただいておりますことを感謝申し上げたいというふうに思っております。

一番は、やっぱり啓発活動が一番大切でありまして、何気なく見ている、あるいはそういうことを意識せず散歩しているという方もたくさん、どうも聞いてみるといらっしゃるようで、補助を出すというのは施策になりますけれども、第一義的にはこういった啓蒙活動等々、大変だと、このままいったら大変だというようなことを含めてPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） アレチウリの駆除についてお聞きをいたします。

この関係につきましては、7月の最終日曜日に全県統一行動日として行われております。昨年の参加状況、駆除状況をお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） アレチウリの駆除でございますが、昨年も7

月31日の駆除活動を行いました。青木村自然を守る会、青木区役員、村民の皆さんの参加により、30名ほどで軽トラック10台分ほどの駆除となりました。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） オオキンケングクの駆除についてお聞きをいたします。

この関係につきましては、自然を守る会が中心になって行っております。オオキンケングクの駆除の状況につきまして把握をされておりましたらお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） オオキンケングクの駆除活動でございますが、先日の6月11日の日曜日に実施いたしました。これは、青木自然を守る会が主催ということで、私どもも協力させていただいたところでございますが、20人余りの御参加により70リットル袋が39袋の駆除となりました。地道な活動の一環ということでございますが、大変ありがたく存じます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） このオオキンケングクの駆除につきまして、やはり自然を守る会もそうなんですが、アレチウリと同様に村主導で推進されたらというふうに考えますが、この点につきましてのお考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） オオキンケングクについて村主導ということでございますが、今までアレチウリにつきましても自然を守る会の皆さんが主体的にやっております、昨年から村が主体となりまして、御協力をいただいているところでございます。やはり外来生物は皆さんの協力がもとでございますので、今後それにつきましては、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、景観育成美化についてお聞きをいたします。

幹線道路沿いの緑化、花植え等、良好な景観育成に対して、現在どのような状況になっているかどうかをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 村内の幹線道路等につきましては、皆さん御存じのとおり、各地区の皆さん、村民の皆さんが主体となりまして定期的に花植えを行って

いる状況かと思われます。また、ふるさと公園におきましても、村民の皆さんによる花壇づくりが行われているという状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、建物、看板、太陽光発電等設備等の工作物の形態や色彩等に関するガイドライン、ルールづくり、この点につきましての状況をお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 太陽光発電の設備でございますが、これはこちらの解釈ではこの5月に設置されました要綱のことかと思われます。また、建物、看板等につきましては、そのガイドラインということでございますが、やはり良好な自然と周辺の景観との調和に努めながら、維持等に配慮していくということも大事かと思われます。地域の特性を踏まえる必要がありますので、今後の検討課題と理解しております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、生活環境保全、美化についてお聞きをいたします。

総務課長にお聞きをいたしますが、まず、空き家等の適切管理の現況、この点お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） ある時点で村のほうで調査をいたしましたので、その後の数値は変更になっているかと思いますが、その時点での数値を申し上げます。

空き家、村内全体の中では229ございました。ちょっと内訳を5つほどに分けてございますので、御説明申し上げます。

まず、管理をしているものが50、それから、今村のほうで空き家バンクなるものがございます。そこに登録されているものが26。それから、確認が全然できないものが46。有効活用できないものが66。最後に、危険家屋になる可能性ということで41で、合計229ということで把握をしてございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今の御説明とダブリますが、景観とか環境保全上問題があるもの、これは今どのくらいあるのか。また、これをどのようにされていくのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君）　やはり景観上、それから、危険家屋なるものは調査の中でもしっかり出てきましたので、今後これについては条例等含めた中で対応はしていくべきだと考えております。

○議長（沓掛計三君）　居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君）　空き家等対策推進法に基づく条例の制定、現在進められていると思いますが、進捗状況についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君）　井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君）　特に危険家屋に該当する物件に対して必要かと思っております。まだ現在のところは条例制定の整備はされておりませんが、今議会の補正予算の中でも委託料なるもので計上をさせていただいておりますので、今年度から具体的な条例策定に向けての準備を進めていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君）　居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君）　この条例作成に関するメンバーといいますか、策定委員はどういう方がおやりになるのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君）　井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君）　要綱の中で当然その策定委員を設けて専門的な部会なるものをつくっていかなくてはならないということになっておりますので、現段階では専門知識を持った方々、それから、地域の代表者で専門部会、それから、職員等でもワーキンググループなどを設けて進めていかれればと思っております。

○議長（沓掛計三君）　居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君）　不法投棄の関係につきましてお聞きをいたします。住民福祉課長にお聞きをいたします。

まず、現在村民の方の不法投棄に対するマナーとかモラル、これをどのように見ておられるのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君）　花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君）　不法投棄につきましては、昨年末には青木峠の道路敷きには大量の投棄がございました。また、ことしに入りましてマメシ峠にも家屋解体資材の大量放棄ということで、なかなか悪質なものがふえております。

村民の皆さんにつきましては、日ごろより自然豊かな青木村を守るという意味では大分理解をしていただいているところでございますが、村外の方がかえって青木村の自然を汚して

しまうという実態の状況でございます。村民の皆さんにこれからもさらにいろいろな点で、環境美化についての意識啓発についても普及をさせていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 5月28日に実施されましたごみゼロ運動についてお聞きをいたします。

昨年は6団体70名の参加だとこのようにお聞きしております。ことしの状況につきまして、参加者数と、それから、数量、これにつきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今年度も5月28日日曜日に実施をさせていただきました。参加協力団体は、村内6団体を中心に、今年度も約70名の御参加をいただきました。また、当日あわせて各地区におかれましても環境美化運動ということで、全村を挙げて御協力いただいたという状況でございます。その日の回収物は生活ごみが主なものでございまして、920キログラムを処分させていただきました。また、日ごろよりこのほかにも村内企業によるボランティア活動で、道路沿いのごみなどのごみ拾いを実施していただいていると理解しております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この日は地区挙げて、村挙げてというような形になろうかというふうに思います。まだまだ一般の参加者に対するPRが少ないのではないかなと、このように感じますが、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議員さんがおっしゃられますように、毎年実施しておりますが、毎年御協力をいただいている団体の皆様には御連絡をさせていただいております。いろいろな広報媒体を使っておりますが、なかなか一般の方の参加というのは少ない中でございます。今後やはり自然を守る意味でも環境形成を、きれいな村づくりをする上でももう少しまた何か方法がないかなということで、今後また考えていきたいと思っています。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 不法投棄に対しましては、年4回、4月、9月、10月、2月、主要道路沿道で実施されております。昨年の数字が出ておりましたのですが、そこにかかわる人数、それから、数量あるいは撤去費用、この点につきましてお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 主要道路の不法投棄の回収のことでございますが、年４回ということで、１回につき５人で行っております。この業務につきましては、シルバー人材センターへ依頼をしております、28年度では約６トンの処理ということで、経費は73万7,532円となります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 問題点あるいは改善策についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） やはり不法投棄につきましては、先ほど申しましたように、なかなか悪質なものがふえてきているということで、なかなかマナーとモラルが低い状況でございます。その中でございますが、青木村でも不法投棄監視連絡員や担当職員による定期的なパトロールを実施しております。

不法投棄があった場合は、警察と連携して投棄者の特定に努めておりますが、やはり日ごろより村民の皆さんの発見が一番と考えておりますので、やはり地道に啓蒙活動を進めていければと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今後とも長期的な展望に立って、さらなる努力をお願いいたしまして、以上にて私の一般質問を終わります。ありがとうございました

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員の一般質問は終了しました。

ここで答弁者の皆さんにお願いしますが、挙手と声を上げていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。ちょっとわかりにくいもので。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、3番、松澤正登議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） 議席番号3番、松澤正登でございます。

一括質問をお願いをしたいと思います。

なお、初めての質問でございまして、不備な点、言葉足らずというところもあるかと思い

ますけれども、御容赦をいただき、御回答をお願いしたいと思います。

1つ、リフレッシュパークあおきの管理運営と今後について。

今年度もゴールデンウィークを中心に連日かなりの利用者でにぎわった。森林組合青木支所の資料によると、ゴールデンウィーク期間の状況は、平成28年は2,177人に対し、平成29年今年度は2,350人と昨年を上回る108%でありました。ちなみに、年間の入場者は9,700人、約1万人に近い入場者の状況であります。近くある沓掛温泉小倉乃湯も訪れたお客さんが利用して帰られたと聞いており、地元においては地域の活性化に大きく寄与していると考えます。

しかし、大勢が訪れたのはよかったのですが、駐車場に入り切れなかった車が沓掛コミュニティセンター駐車場をいっぱいにして、なお、リフレッシュパークまで道路の両側駐車となっていました。完全な道路整備がなされていないカーブの多い道路であり、他者の車も往来する中で、交通事故が起きないとも限らない状況でありました。

ゴールデンウィークは道の駅あおきの新築オープンの影響もあったと考えられますが、国道143号線のトンネル化、三才山トンネルの無料化、そして県道丸子信州新線の改良等が進むにつれて、多く利用者也増加すると考えられます。

また、現在の施設、設備及び遊具など、平成3年開設以来、30年を迎えようとしており、全体に老朽化が進み、施設によっては使い勝手が悪く、サービスの低下にもつながっていると聞き及んでおります。

そこで、3点について伺います。

1つ、ゴールデンウィークの混雑状況を村として現状把握をしていたのか。

2つ目、解消するには、どんな方策があるか。

3つ目、今後施設の改築、拡張により、沓掛温泉、田沢温泉への宿泊客が望めるほか、地元の雇用や活性化につながると考えるが、今後の運営について、お考えるか、伺いたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 新津俊二君 登壇〕

○商工観光移住課長（新津俊二君） リフレッシュパークあおきの管理運営と今後の状況ということで、ゴールデンウィークの混雑状況を村として現状把握しているかというお尋ねでございますが、議員御指摘のとおり、リフレッシュパークあおきは例年ゴールデンウィークに混雑をしている状況でございます。本年に関しまして、特に道の駅あおき農産物直売所リニ

ューアルオープンをいたしました関係で、これと重なり大勢の利用客の方がいらっしゃったというところだと思っております。

村といたしましても、議員のおっしゃっていた数字で、指定管理者である上小森林組合からの報告を受けまして、昨年度、本年度ともに入場者数を把握しているところでございます。

そして、その混雑を解消する方策についてのお尋ねでございますけれども、利用者が集中しておりまして混雑を生じているという、言わばうれしい悲鳴の起きている状況というのが、年間を通してみますと時期が限られておりますことから、年を通して広大な面積の駐車場を確保するというのは困難かなというふうに考えております。

しかしながら、利用者、それから村民の安全第一、安全確保第一ということを考えますと、沓掛コミュニティセンターの駐車場はもとより、近隣の土地を一時的に駐車場として利用できないか所有者と協議することですとか、交通の誘導員を配置するといったようなことができないかと、指定管理者の森林組合とともに協議を検討してまいりたいと思っております。

それから、今後の運営についての考えということでお尋ねですけれども、リフレッシュパークあおきは、豊かな自然を満喫しながらマレットですとかフィールドアスレチック、溪流釣りなどの体験ができるというのが人気のもとだと思っております。こうしたよい環境を損ねることなく利用者の安全確保を図っていくためには、現在の施設を必要な範囲で修繕をしていくということとしたいと思っております。

加えて、施設の運営に当たりましては、マツタケご飯の提供ですとか、ニジマスのかみ取りなどの、今やっていない新たな取り組みができないかということを、やはり指定管理者と協議をして検討していきたいと思っております。

今後も利用者のニーズに応えられる施設となるように工夫を重ねまして、沓掛区、それから沓掛温泉の活性化につなげてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今お答えのように、ぜひひとつ前向きにお考えいただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

次にいきたいと思います。次に、児童の登校下校での見守りパトロールについてお伺いします。

今年3月24日、千葉県でベトナム国籍の小学3年生が遺体で見つかった事件がありました。謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。その後、警察の捜査で、女兒が通っていた学校の元保護者会会長の男性が逮捕され、いまだ黙秘を続けているようであります。想像もつか

ないような事件ですが、道路網が整備される、車、人の往来が増加する昨今、どこで起きるかわかりません。

現在、青木村では、こどもを守る安心の家と看板、また桃太郎旗が掲げられておられる家がたまに目に入ります。警察署と防犯協会から委嘱を受けたお宅と推察します。関係皆様の日ごろの御労苦に感謝を申し上げたいと思います。

過日、テレビ放映されていましたが、青木小学校6年生にセーフティリーダーとして警察署と防犯協会から防犯ベルの委嘱式が行われているのを見ました。上田警察署にお聞きしたところ、一人一人が防犯意識を高め、ひいては我が家の安全を考える機会を持ってもらうこと、そして健全育成が目的とお聞きしました。私が考えるのに、子供たちが危険を感じたとき、また遭遇したときに、果たしてどこまで安全に行動がとれるか心配です。

そこで、4点についてお伺いします。

1つ、現在、自宅から学校まで通学している小学児童、中学生でバス通の児童生徒、また自転車通学と徒歩での通学移動生徒の内訳についてお伺いします。

2つ目、日ごろ、どんな見守り、パトロールを行っているか。

3つ目、現在、青木村に防犯カメラの設置の状況はどうか。

4つ目、今後、子供の安全対策として強化したいどんな活動が考えられるか、お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

〔教育長 沓掛英明君 登壇〕

○教育長（沓掛英明君） 日ごろどんな見守り、パトロールを行っているかという、まずその最初の問いですけれども、まず、小・中学校ともに年度の初めに自分の通学路について保護者とともに確認をしながら通学路の地図を作成してもらっています。その中で危険な箇所や一人になってしまう場所について赤線を引くなどして確認をして、安全に関する意識を高めるようにしております。

日ごろのパトロールは、5年ほど前から、犬を飼っている方々の団体に不審者に関する情報提供を依頼したり、子供たちに率先して挨拶をしたりしていただくような依頼状を作成してお願いしています。これがそうであります。ことしも今月の補導委員会に依頼状を増刷りして、多くの方をお願いをしていこうと思っています。

さらに、ことしの6月1日には青木村の郵便局と協定を結びまして、配達をする方々に安全確認や不審者の情報を寄せていただくようになりました。

議員がお話しされた安全の家については、毎年先生方が訪問して、何かあったときには児童生徒を保護していただくよう依頼しております。

次に、現在、青木村に防犯カメラの設置状況ということでありますが、現在のところ、村で設置しているものは、くつろぎの湯ですとか道の駅、大法寺、あるいは民俗資料館、美術館等ですが、これは道路を向いているというよりも館内の安全のために配備されていると、そういうふうに承知しております。

今後の対策ですけれども、大きな変化があるとする143号線のトンネルが開通した後に交通量がふえることが考えられますので、それに伴って交通安全を中心として配慮が必要になると思われますので、小・中学校、それからPTAと相談しながら対策を考えていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 1つ、私が聞いたところで抜けていると思いますけれども。

現在、自宅から通っている児童の通学の状況というのを、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 失礼いたしました。

通学の状況ですけれども、青木小学校では、徒歩が219人、バスが15人、合わせて234人です。青木中学校では、徒歩が64人、バスが1人、自転車が31名の合計96名、そういう数字になっております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

次に、お聞きします。あおきっ子小・中学校全学年2クラス化について。

第5次長期振興計画後期基本計画で、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクトを掲げています。今年度の小・中学校の生徒数は、小学校87名、中学生234名の状況の中、現在2クラスの学年は、小学校の2年、4年、5年、6年の4学年であります。学校基本調査によるところの35人以上の数値からは、当面の年度は2クラス化確保はできそうでありませけれども、今後2クラス確保の具体的な方策があるか、お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） あおきっ子小・中学校全学年2クラス化について答弁させていただき

たいと思います。

まず、これに至った経緯でありますけれども、5カ年計画を策定する段階で村民の3,000人のアンケートとか、委員会とか、各地区の説明会等々をする中で、何回か申し上げます4つの重点推進プロジェクトが浮上したということであります。

これは、今御質問ありましたように、各クラスのそれぞれをするんですけれども、そのために婚活から始まりまして、結婚、妊娠、出産、子育て、教育、就職、非常に幅広い底辺を広くやろうということでありまして、高いハードルではあります。相当努力しなければなかなかならないわけでありますけれども、果敢にトライをしていきたいというふうに思います。

1つは、具体的なというお話でありますけれども、今、学校教育の魅力の向上も一番でありますし、それから移住する村づくり、これもあります。そして、若い人たちに住んでもらう、移住してもらい、あるいは青木村から出ていかないということで、雇用の促進ですね、これも一番大事なところでございます。

1月2日に青木村では成人式を行っております。多くの外へ出た学生あるいは就職した皆さんからも、二十の子供さんたちから、ぜひ青木村に戻りたいというたくさんのお話を聞いておりまして、今まではなかなか働く場の具体的なことは答えられなかったんですけれども、国道143のトンネルが中期的な課題の中で解決する見通しがありますので、そうすれば松本まで法定速度で34分になります。そういうことで、大変働く場も出てくるということで、幅広の中ではありますけれども、いろいろ企業誘致、あるいは143のトンネル、あるいは道の駅による雇用の促進等々をしていきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、非常に具体的な話でありますけれども、学校の教育の魅力の向上についてでありますけれども、教育委員会でもいろいろ2クラス化につきまして考えていただいております。幸い、現在の青木村の教育というのは、地域との共働が認められまして昨年度文部科学大臣表彰をいただいておりますし、ICTの教育では県のパイロット学校としてさまざまな面で評価をいただいているところでございます。

こういった幅広の底辺の広い事業を継続いたしまして、あるいは新たに起こしまして、魅力ある青木村をつくり、そして、この2クラス化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、1番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議席番号1番の宮入です。一問一答にて質問させていただきます。

初めての一般質問となります。よろしくお願いします。

質問の前に、一言申し上げます。

私の村議会議員としての使命は、今まで声が届かなかった若者たち、御高齢の方、移住者、移住希望者の声を聞き、届けることだと考えており、多くの村民の方に期待、賛同いただけたからこそ、議員としてここにいると考えます。目的はみな同じで、青木村をさらによい村にしていくことだと思います。ただただ反対したり、古いものを捨て、新しいものにするとすることがよいことではありません。しかし、世の中は絶えず動いており、新たな問題が起こり、対応していく必要があります。その問題解決のために政治があり、私たちもいると思っています。その問題に対し、逃げずに直視し、よりよい村づくりのために、初心を忘れず、村民の代表として活動していきます。

今日の村政の問題は、過疎化と若者たちの意見が反映されていないということだと思っています。私自身、Uターンし、起業した経験を生かし、活気ある村づくりを目指してまいります。活気あふれる村づくりのために、若者が働きたくなる青木村、子供を考える青木村、女性が活躍できる青木村、いつまでも住みやすい青木村、このことを考えて、4年の任期の間で実現できるよう、活動してまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、移住と起業についてです。

過疎化対策として移住促進が必要であり、青木村としてもさまざまな策を今までとってきたと思います。特に若者向けの村営住宅などはいいい例で、効果があったと考えています。

青木村での多くの若者たちの現状は、青木村に住み、上田で働くというスタイルが定着してきております。しかしながら、理想は、青木村で住み、青木村で働くことではないかと考えています。若者が移住を検討する際に問題となることは、青木村に働く場所がないことです。住みたいと思っても働く場所がなく、生活することができずに、移住を諦めている人た

ちも多いという現状があります。

現在、青木村では雇用の問題から、先ほどもお話しいただいているとおり、工場などの企業誘致をすることを検討していると伺っております。企業誘致も重要だとは思いますが、村内で起業する人がふえることも必要だと考えています。最初に申し上げました、移住と働く場所の問題、この問題を解決する方法として、移住と起業をセットで考えることにしたらどうでしょうか。それは、規模が小さくてもよいと考えています。企業は工場だけではありません。今はインターネットを利用した新しい形態のビジネスが生まれてきていまして、それは都市部でなくても成り立つものも多いのです。

また、現在の村内の問題を解決するためのビジネスがあってもよいと考えています。行政では行き届かないところにビジネスチャンスがあると考えます。そのようなソーシャルビジネスを立ち上げる社会起業家を呼び込むことができるのではないかと考えています。

ここで質問です。

起業を促進するための青木村独自の起業支援金の検討や起業コンテストなどを開催し、青木村で働きたいと思う人たちをふやす取り組みが必要と考えますが、青木村で起業したいと思えるような独自の策はありますか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 非常にいい若者の発想で質問いただいたというふうに思っております。

独自の政策ということでもありますけれども、空き家バンクを使って、もう既にパン屋さんが出てきたり、それから、申し込みを既にいただいている中では、竹細工をしようとか、あるいはうし細工をしようとか、非常に具体的に申し込みを、空き家バンクに登録していただいた方もいらっしゃいます。

もう一つは、やっぱり光ケーブルを使えないかというふうに4年前に思いまして、いろいろ検討をしたり、あるいは県にもそういうような施策もありまして相談に行っておりますけれども、いまや光ケーブルはもうほとんど当然のことになりまして、余り魅力がないということがわかりました。

それから、もう一つ、やっぱり東京の近さを、何回も言いますように、このことを使って、先ほど言いましたように、200を超える空き家住宅、全てすぐ使えるというわけにいきませんけれども、全てを売るというわけにいきませんけれども、こういったことを呼び水として青木村のよさを一緒にセットとして移住と起業ということを考えていきたいと思ひますし、既にそういう芽が実りつつ、萌芽しているというふうに考えています。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひまた前向きな起業に対する支援等も検討していただけたらと思います。

続きまして、農産物直売所が新しくなりまして、道の駅も毎日にぎわっている状況だと思っています。また、情報発信・アトリウム、市庭が平成29年度中に完成すると伺っています。人が集まる場所にはビジネスチャンスもあると思っています。

そこで、村民がチャレンジできるように村として支援をしてほしいと私は考えています。例えば情報発信・アトリウムを利用して、協働ワークスタイルを行うコワーキングスペースやテイクアウトできるカフェなどがあればいいんじゃないかと思いますし、コインランドリーなどがあれば、今後ふえるであろう車中泊する人たちにも便利になります。

また、周辺エリアの開発として、今オリンピックなどでも注目されていますボルダリングを行えるボルダリングジムという、そういったものをつくること、若者たちの起業支援という形でできるといいなと考えております。

ここで質問です。

このように、道の駅を基点とした起業が行える仕組みをつくることはできませんでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私は、道の駅が今後、青木村の中心になっていくと、新しい都心になっていくということを期待して、そのような土地利用等々を誘導していけばなというふうに前々から考えているところでございます。

アトリウムの話がありましたけれども、アトリウムは全体として150平米なものですから、情報を何か発信する場としてはいいんですけれども、こういったことを使ったワークスタイルというには少し小さいというふうに思いますので、都会にはシェアオフィスとかシェアハウスとか、シェアハウスは今の質問とは関係ないですね、シェアオフィスとかそういうものがありますので、大工さんたちには既にそういうような形態になりつつ、機械を共同してやっているような例もありますので、そういうことも私どもの誘導策の中に考えていきたいというふうに思っております。

それから、コインランドリーとかテイクアウトできるカフェ、これもやはり周辺で何かそういうようなものが起業してくれば、起業誘致ができればいいなというふうに思います。

そういう意味で、上田信用金庫と包括協定を結んだのは、そういった情報をこちらが伝え

て、そういうような企業を呼んでくれないか、そういう意味も大きくはあったわけでございます。

道の駅は情報発信する場というふうにお考えいただければというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 若者が働ける場所、働きたいという人が働けるような場所として、道の駅を今後活用できるようにしていただければと考えていますので、ぜひまた御支援をお願いしたいと思っております。

続きまして、移住促進ということで、組織も商工観光移住課ができたことによりましてサービスも向上したと思うのですが、単なる待ちの姿勢ではなく攻めの姿勢で、移住に関するイベントや地方での起業に関するイベント、そういったところに積極的に青木村として参加する必要があると考えています。

また、こちら側からとして、どのような人に移住してほしいのか、どのような人に起業してほしいのか、そういったものを具体的に訴えて、移住してもらおうきっかけをつくる必要があると考えています。

今年度の移住、起業に関するイベントなどの予定や目標がありましたら、回答のほうをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 今年度の移住や起業に関するイベントの予定、目標等でございますけれども、まず、村としましても積極的に移住や起業を促す施策を展開することが重要だと思っております。そのためにも、村の活力維持を将来担っていく世代の方々の移住や定住を促進するという狙いで商工観光移住課を新設していただきましたので、企業誘致ですとか、移住に関する施策の強化を始めたところでございます。

本年度予定していますイベント等でございますけれども、今年度は県が首都圏、それから大阪で開催します移住セミナーがございますので、そちらに5回程度は参加する予定であります。

それから、また、ことは7月から9月まで信州デスティネーションキャンペーンが開催されますので、そのキャンペーンの関連イベントを活用したり、村としましても埼玉県の久喜市ですとか軽井沢町で村の観光PRのイベントを行います。そこに合わせて活動をしたり、上小地域全体として開催する観光イベントも活用しまして、青木村のよさ、文化、風土、充実した子育て環境等の魅力を発信して、移住や起業へつなげていきたいと思っております。

ります。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひそういったイベントを活用していただき、いい方々が青木村に来ていただけるよう活動していただきたいのと、私自身議員として移住促進を訴えている者として協力できることがあれば、ぜひそういったものに、もし参加できるのであれば参加させていただけたらと思いますので、情報共有等をお願いしたいと思います。

続きまして、公共交通空白地有償運送事業についての御提案であります。

村営バスについては、堀内議員からも質問がありました。青木村の公共交通についての質問となります。

現在は村民の足として村営バスが運行していきまして、セミデマンドバスなどもありますが、なかなかきめ細かいサービスができているとは言えません。実際乗っていらっしゃる人数を見ると、とても悲しい現状だなと思います。

ただ、この問題を全てただ村の責任だということで押しつけて、サービス向上を求める状況でもないとも考えています。村営バスに加えまして青木村には今、自家用自動車を使用して身体障害者の方や要介護者の移送を行う福祉有償運送事業、これが青木村にはあると聞いています。

今後の青木村の公共交通のあり方について村長はどのように考えますでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現状は今御質問あったとおりで、中型バス2台、ワゴン車2台で運行しております。それから、前の議員の御質問でもお答えしましたように、千曲バスの上田と青木の間の運賃低減額も、この一環というふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

なかなかこれを、青木村の村営バスも御案内のと通りの数字でございますけれども、これをやめると、これを期待する人、あるいはここで定着したいろいろなことが崩れることによりまして、特に高齢者の皆さんには御不便をかけますので、お金では解決できないことではありますけれども、ここしばらくは一生懸命やりたいというふうに思っております。

高齢化に伴う課題も出てまいりまして、高齢者の免許の返納等の社会問題も出ております。それから、高齢者だけで住む家庭、あるいは一人の高齢者が住む家庭も大分ふえてきているのが実態でございます。

今後はいろいろ有償、無償含めて考えていかなければならないというふうに思っておりますが、全国の例を見ますと、タクシー券を配ったりやっておりますけれども、ここもタクシーの営業所がなかったりということでもあります。近いところで、長和はまた社会福祉協議会が特別に有償でやっておりますけれども、1日1人いるかないかぐらいの利用状況だというふうに思っております。

青木村の地域支え合い事業スタートいたしまして、今9地区で実施しております、この中に有償、本当に100円、200円の世界でありますけれども有償でというようなことでやっておりますけれども、ほとんど利用、活用例はございません。もう少し本当に何が求められているのかというのを含めて、勉強して、対応してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村営バスやセミデマンドバスなどは今必要な方がいらっしゃいますので、ぜひ今後もまだ継続する必要があるとは私も考えています。

しかしながら、現在不便に思っている方がまだたくさんいるということで、私にもいろんな意見をいただく方がいらっしゃる中で、また、村長も先ほどおっしゃいましたとおり、高齢化社会に向かっている中、免許証を返納して、買い物に出かけたり病院へ通院することが困難な方、交通弱者となる方もふえてきているという事実上もあることあると思います。また、まだ今は大丈夫なんだけれども、今後に不安を感じていらっしゃる村民の方もいらっしゃいます。

そこで、私は、非営利で助け合いによる地域の足として利用できる公共交通空白地有償運送事業、これで私は解決できるのではないかと考えています。公共交通空白地有償運送事業、ちょっと長いんですけども、これは、過疎地域で公共交通がなかったり、あっても本数が少なくて使いづらいなど、日常の移動に不便を感じている方が、車を持つ近所の方に目的地まで乗せてもらうという善意で行われている、今は行われていることもよくあると思うんですけれども、そういったことをその役割を正式に事業化することです。

県内では、今、中川村での事例があると聞いています。他の市町村でも検討されていると聞いています。長野市でもいろいろ検討されている方や、一生懸命導入に向けて頑張っている議員の方もいます。

全国的に見ますと、京丹後市の丹後町で、ウーバーという携帯のアプリがあるんですけれども、それを利用して、配車アプリといって、私はここからここへ行きたいと言えば、その運転手さんに連絡が行って、はいはいといって来るという、そういったシステムを導入した

場所が今注目を集めています。大体運賃はタクシーの半額程度、しかも、それは旅行者にも利用してもらえるということで、観光事業としても期待できるのではないかと考えています。

これを設立するためには、村の方にちょっと協力をいただきまして協議会をつくらなければならないわけですが、そういった設立のための準備も必要となってきます。私としては、村がやるということではなくて、そこも起業ということで、それはNPO法人として運営して、青木村はそれを支援する形、そういった仕組みがよいのではないかなと考えています。

先ほどの話でも私もしましたが、社会起業家を育てるためにも、また、雇用の観点からも、この公共交通空白地有償運送事業、これを検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） こういった民間がしてくださる方がいれば大変ありがたいわけですが、果たしてなりわいとして、業として成立するかというのは心配であります。

もう一つ課題は、私も社会福祉協議会でお世話になった際にこれを仕掛けたんですが、少しは今は緩和したかもしれませんが、お金をもらって、いわゆる有償で運ぶというのは非常にハードルが高いわけであります。

そういう意味で、青木村だけでクローズして、青木村だけでこれをなりわいと、例えばNPOだけでもよいといいましようか、善意の方々でありましても、これだけではとても生活できないというふうに思います。幾つかの仕事の中でこれをするというならばいいかもしれません。

もう一つは、やっぱり広域的に上田も含めて、上田の一部を含めて、こういうことができればなというふうにも考えております。川西地区の浦野の方が、ほかのことを含めて青木村役場に来ていろいろ話をしてくれる中で、お互いにこういうようなことも話題にもなりました。今後幅広に考えていければなというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、地域支え合い事業というのがあって、この中で善意で乗せてくれるよと、このところは有償でなければ、大変制度的にはできやすいところなんですけれども、ほとんどそういう需要はないですね。供給はあっても需要はないという実態であります。

提案の中は、御質問の趣旨は、よく理解できたところでございますけれども、そういった課題もあるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村民の方から一応依頼を受けて、私自身、高齢の母を持ち、今後免許証の返納が近づいてきているという実情、そういったことを考えると、私自身はこういったものはやはり必要じゃないかなと考えています。私自身もこの件に関しては、ほかの事例、ほかのところでやっていることをもう少し研究させていただいて、調査して、また提案できればと思っています。

続きまして、太陽光発電設備設置事業指導要綱についてです。この件に関しましては、堀内議員、宮下議員、居鶴議員からもありましたが、私からも質問させていただきます。

東北の震災での原子力発電所の事故が起きて以降、自然エネルギーを活用した発電が国を挙げて推進されてきました。青木村でも、風力、太陽光のハイブリッド発電を取り入れ、災害時の電力確保のために活用しようとしており、再生可能エネルギーの利用促進を地球環境保全のため考えていると思います。

一方では、村内でも太陽光発電設備を設置する事業者も増加してきており、災害、景観保全、農地適正利用などの観点から、村民が不安に感じてきていることも事実です。

昨年の11月現在、県内の22市町村で要綱や指針が出ているそうです。上田市などでは、立地を避けるエリア指針という形、4月1日からですね。小諸などでは、8つの避けるべきエリアということ、500平米以上は届け出であるとか、長野市などは、これから改定になる不適当場所の指針となるんですね。届け出は50キロワット以上だったものが20キロワット以上になったり、そういったことをやっています。

先日、青木村でも5月1日付で、青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱が出されました。この内容も見させていただきましたが、先ほどもいろいろ答弁いただいたとおり、全ての野立ての太陽光発電設備が届け出対象となったということはとても評価できるものだと考えますが、本指導要綱では細かな指針等なく設置することができるため、周辺住民とのトラブルが回避できるというものにとちょっと言いがたいものではないかと感じています。私自身も太陽光発電設備を保有する事業者の一人でもあります。設置者の立場からも問題なく設置できるような、先ほど申し上げましたほかの事例のように、エリア分けをするなど具体的な設置基準があるべきだと考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5月1日にこれに関する要綱、要領をスタートさせたところでございまして、その後、今御案内の上田市、小諸が出てきたわけですがけれども、当時とすれば県内では一番厳しいといひましようか、ことであつたというふうに思っております。非常に細か

なところまで厳しく要求をしているところでございます。

何回も申し上げますように、これは東日本大震災、東京電力福島原発を起因として、世の中の流れとしては、自然エネルギーの確保というのは本当に堀内議員の御質問の中にもありましたように、日本のエネルギーを各自マイレージするのは本当にわずかなものでありますので、これは一生懸命やっていかなければならないところではあります。

しかし、一方では、今御質問がありましたような、午前中、午後にわたりまして議員さんからも御質問があったようなことも大きな課題ではあるわけでございます。

確かにこの要綱、要領は非常に専門的な部分もありまして、1回普通の方が読んだだけでは難しい点、困難であるというふうなところもありますけれども、詳細にわたりましては図とか表とかフローとか、こういったことを解説いたしまして、なるべく普通の人でもわかるような解説をしたつもりでございます。

それで、設置者、いわゆる委託する地主さんと、それから開発する業者さん、両方普通おられますので、開発業者の方を含めて、私どもでは懇切丁寧な説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 私も設置者の立場、あと、周辺住民からの御意見をいただく中で、このままどんどん太陽光パネルがふえていくということはとても心配なさっている方が多い中で、こういった届け出制の指針が出たということはよかったかと思っております。

続きまして、今回の指導要綱については、いろいろわさとかでは聞いていましたけれども、突然何か出された印象がありまして、検討のプロセスに、もちろん周辺、青木村の村民の方の意見や設置している事業者の方の意見、そういったものが反映されたのか、私にはちょっとわからなかったものがあります。今回の指導要綱が設置事業者を含めて村民の意見が反映されたものなのかどうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5月1日まで長年にわたりまして、たくさんの開発あるいは事業者からの照会、あるいは、口頭ではありますけれども、ここはこうしてほしいというような照会、あるいは、危険なところについては私どもでお願いをしてきた経緯がございます。

それから、一番は、公募地区で大変広大な面積の林地開発を、これは県の許認可になるわけでありまして、一緒に、両方の立場で長年にわたって悩んだ経過もございますので、そういうことを参考にしまして、私どもではこれを、役場の中でいろいろ農業関係、農振の

関係の方、職員だとかセクションだとか関係者を集めている中で、そして先例を参考にしてこの要綱をつくったところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今後も新たな問題等、出てくる可能性がありますので、またその都度、この件に関しましては質問していきたいと思っています。

続きまして、政務活動費について質問します。

3月の一般質問にて山本議員が質問しておりますが、再度、私からも質問させていただきたいと思います。

現在、政務活動費は青木村にはなく、調査・視察等を行う場合の経費がありません。出ません。これは、議会が活発でなく停滞していると言われている原因の一つではないかと私は考えています。県内58町村中7町村が採用しているということで、まだ町村レベルでは採用しているところは少ないことではありますけれども、ぜひ採用して、その分、青木村がよくなれば採用すべきではないかと考えています。

例としましては、ちょっとシンニになってしまいますが、上田市などでは会派別、会派になります。1人年額24万円、佐久市では1人年額12万、これも会派に交付されています。

政務活動費については全国的に相次ぐ不祥事があり、いろいろ賛否両論あるところでございますが、活動費の領収書を全て提出する、活動報告書の提出を義務づける、それを全て公開する、完全の後払い制度にするなど、こういったことをして不正利用を防ぎ、適正に使えるようにすべきだと考えますが、村長はいかがお考えでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村議会の皆さんと4年間おつき合いをさせていただきましたけれども、大変志の高い皆さんの集まりでございまして、その日ごろの活動には敬意を表しているところでございます。

議会基本条例の中にもくどくど……、くどくどとは申しませんが、大変高いレベルでの村政を、自由闊達な討議を行って政策の立案・決定・執行・評価に対する論点、争点を発見し、村民に公開してこれを実行していきたいと。大変高い規範が設けられております。すばらしいことであります。

今の御質問の結論からいえば、私は、この件は、村長の立場でいろいろ言うことではなくて、議会の意見を尊重させていただきたいと、尊重してまいりたいというふうに思っております。青木村の議員さんは、本当にほかの市町村、近隣の市町と比べまして、報酬も低い中

でよく頑張っていると思っております。

政務活動費は言うまでもなくて、地方分権の中で一括法の施行によりまして、地方議会、地方議員の活動が重要になったということから制度化されたものであるわけであります。報酬が低い青木村の分というお話でございましたけれども、過日、全員協議会の際に議長から、9月議会後、議会の課題について、改革について検討する場を持ちたいというお話をいただきましたので、この場の中で議論されることを御期待したいと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひ採用したいと思っていますので、そういったものを採用していただき、議員としての活動がきちりでき、村民の期待に応えられるような活動をしていけたらと思っています。

以上、質問を終わります。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩といたします。2時45分から再開いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○議長（沓掛計三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（沓掛計三君） 4番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井議員。

〔4番 金井とも子君 登壇〕

○4番（金井とも子君） 4番、金井とも子でございます。

選挙後初の定例会でございます。私も2期目ではございますが、初心に戻って臨みたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私の質問は全て一括質問ですのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、補聴器購入に関わる補助金・助成金制度についてでございます。

さて、耳がよく聞こえない難聴の種類は3種類に分類されるようです。

まず、音を伝えるところの障害の伝音難聴があります。これは、中耳炎等で鼓膜に穴があったり、鼓膜と内耳をつなぐ小さな骨——耳小骨というようですが、この動きが悪くなるなど、音を内耳に伝える外耳や中耳の部分に障害が生じるために起こる難聴です。

次に、音を感じるところの障害の感音難聴があります。これは中耳からの音の振動を電気信号に変換する内耳、その信号を脳の中枢に伝える聞こえの神経、または脳に生じた障害のために起こる難聴です。加齢による難聴もこれの一種でございます。

さらに、音を伝えるところと感到るところの障害の混合性難聴があります。さきの伝音難聴と感音難聴の両方の障害を持つ難聴です。聞こえの程度はオーディオメーターという測定器を使って検査します。聴力レベルは音の強さを示すデシベルという単位を使ってオーディオグラム——聴力図という意味だそうですが、グラフのようなものでございます。これに書きあらわします。縦軸はデシベルで音の大きさをあらわします。正常値がゼロで、数値が大きいくほど大きな音になります。横軸はヘルツ——周波数ですね——で、低い音から高い音をあらわします。これにより、聞こえの程度や障害部位、外耳、中耳、内耳などを知ることができます。正常聴力の場合はゼロデシベル近辺であり、難聴の程度が強くなるほどこの値が大きくなります。通常30デシベル以上が軽度難聴、50デシベル以上が中度難聴、70デシベル以上が高度難聴、100デシベル以上が聾とされます。

聴力は、大抵の方は年齢を経ますと低下していきます。周波数が高周波になりますと、若い方と高齢の方では相当の差が出ます。人にもよりますが、二十をゼロとして、70歳では40デシベル程度に下がるようです。重度の難聴に限らず比較的軽度の難聴でも、聞こえないということは非常に厄介なものでございます。生まれたときからの難聴の方の場合は余りよくはわかりませんが、高齢になってからの難聴は、会議等で比較的是っきり言っていたく場合は理解できることが多いのですが、日常の会話では、相手の滑舌が悪い場合、単語によっては聞き取りにくく、何回聞いても、何と言われているのかわからない。また、相手が急に言葉を発した場合に最初の言葉が聞き取れない。低いトーンの、特に男性の話がわからないなど、日常生活においては大変不便を感じます。

そのようなことから人との会話を避けてしまい、人とのコミュニケーションが予防には大切だと思うのですが、高齢者の場合は認知症にもなりかねません。

補聴器を購入しても、その効果は余り期待できません。単に音が大きくなるだけで、明瞭

に聞こえることを補填するところまではまだできておりません。メーカーでも調整には限度がある则表示しております。

聴覚障害者のコミュニケーション手段は、同じ聴覚障害者でも、その人の聞こえを失った年齢、失聴年齢、残存聴力、言語力、読話力、発話力、教育歴、家庭環境などによって異なります。一般的には、聴覚障害者だから手話ができると思われがちですが、手話を習得していない聴覚障害者も大勢います。

聴覚障害者は1つのコミュニケーション手段だけでは十分な情報を得ることができません。補聴器で聞きながら読話もします。口の形で見るのでしょうかね。講演会などでは要約筆記のスクリーンを読みながら、手話通訳がつけば手話にも目を走らせ、磁気ループや赤外線補聴システムがあれば補聴器でも聞きます。このように、可能な限りの方法で、少しでも聞こえを補い、情報を得ようとしております。

難聴に対しても白内障のように手術ができて、視界がぱっと開けた感覚を覚えるような医学的治療法があるとよいと思いますが、難聴に関しては比較的進歩がないようです。少しでも聴力が残っていれば、補聴器で音を大きくして残存聴力を最大限に使います。しかし、補聴器は単に音を大きくするだけのものであり、言葉の識別を助けるものではありません。話の内容まではわからないとしても話しかけられていることがわかりますし、車のクラクションが聞こえるようにと身を守るためにつけている人もいます。

最近では、一人一人の聞こえる音域の音を大きくできる性能のよいものも開発されてきました。また、デジタル化により何種類かのプログラムを持ち、聞く環境によって自動的に選択できて、より自然の耳に近い機能を持つ補聴器ができてきました。それだけに調整が複雑になり値段が高くなって、新しい問題も生まれています。補聴器は音を大きくするだけですから、自分に合った補聴器を選んで正確にフィッティングをし、聞く練習をして補聴器になれることが必要とのことでございます。

さて、幾らかでも聞こえがよくなって人と話がしたいと思い、補聴器を購入しようと思いますが、補聴器は大変高額で、購入に際しての費用の捻出は当事者にとって大変な負担です。リオネット補聴器の場合ですが種類もたくさんあります。ポケット型といって、本機を胸に下げてイヤホンに装着するタイプ。よく、下げて、そして耳に入れる、そういうタイプでございますが、これはメーカーの希望小売価格は2万9,800円から8万円。これは比較的軽度の場合に使用するものです。難点は衣類のかさかさ音が入ってしまい、肝心の音が聞こえにくいことがあります。

ほかに耳かけ型は、本体を耳の後ろにかけ、イヤホンを耳内部に装着するタイプで、実は私もやっております。こういうものでございますけれどもね。これ、耳の中にマイクだけ入れて本体は外なのですけれども。イヤホンを耳内部に装着するタイプで、その中にもいろいろな種類がありますが、まとめて言ってしまいますと、これのメーカー希望小売価格は9万8,000円から34万円で、これは片耳のみの金額となっています。

次に耳穴型ですが、これは耳の穴に入れて使うタイプです。小さなサイズにいろいろな機能が詰まっています。既製でできているものもありますが、一人一人の耳の形、聴力に合わせてつくるオーダーメイド補聴器があります。メーカー小売り希望価格は、既製品で7万円、オーダーメイドですと11万円から37万円となっており、いずれも片耳の価格でございます。両耳に装着することがよりよいのですが、この場合、最高74万円にもなってしまいます。しかも値引きというものがほとんどありません。

ある方から、農協で補聴器を購入しようとしたら80万円もかかると言われて驚いてしまった。村から補助などしてもらえないかと私に相談をされておいでました。幾らかでも快適に生活していただくために、本当に何とかならないかと思うのですが、ここで質問いたします。

最初に、青木村での難聴者は把握されていますか。その程度や人数、高齢者についてはいかがでしょうか。

次に、補聴器を購入した場合の現行の補助制度はどのようになっていますか。実際に受けている方はどのくらいおられるのでしょうか。さらに、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴者への助成について、難聴の児童については、補聴器購入に際し、市区町村独自で助成金を出しているところがあるようでございますが、青木村としては、児童に限らず、成人、とりわけ高齢者にも助成金等を支給することはできないでしょうか。助成制度の新設について考えていただきたいと思います。少額でも補助があることにより、負担が軽減されたことを感じ、気持ちが軽くなり、補聴器を購入しやすくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。村長さんか担当課長さんの御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 御質問のうち、3点ありますけれども3点目につきまして私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

軽・中度難聴児への助成についてでありますけれども、子供のときにやはりそういった難聴がありますと、コミュニケーションの能力の大事な時期にこういうことが欠落してしまう

ということでもありますので、こういった会話のコミュニケーション能力を高めることが大変大事なことはないかというふうに思っております。

一定の条件、例えば70デシベル以上だとか何万円以下だとか、上限幾らだとか一定の条件はありますけれども、子供たちについては前向きに検討を早目にしていきたいというふうに思います。これは、やはり子供たち、小・中で調べてみましたけれども、個人情報でありますので余り具体的には言えないのですけれども、多少難聴の方も今いらっしゃいますけれども、それは補聴器をつけているという状況ではないというふうに聞いておりますが、可能性としては今後出てくるわけありますので、今、まずは子供たちについてはなるべく早い時期に結論が出るように、前向きに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

私もこんなに高いものだとは知らなかったのですけれども、大変高額なものもあるようでございますので、そのところは一生懸命やりたいと思っております。

それから、高齢者についてはもう少し時間をいただきまして、確かにお年寄りの皆さんもだんだん高齢化することによって耳が聞こえなくなると、いろいろ社会的な環境についていけないところも出てくるという課題も承知はしておりますけれども、これはもう少し時間をいただきまして検討させていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

〔住民福祉課長兼保健衛生係長 花見陽一君 登壇〕

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、私のほうからは、1点、2点目につきまして御説明をさせていただきます。

1点目ですが、青木村での難聴者の状況についてということでございます。こちらのほうでは聴覚障害で障害者手帳を取得されている方は2級から6級の方でございますが27名となっております。全員60歳以上となっております。

また、2点目の現行制度ということでございます。補聴器補助制度の現行制度についてでございますが、障害者総合支援法による補装具支給制度があり、これにつきましては既に実施されております。

制度の流れでございますが、まずは指定医療機関を受診し、診断書、意見書を医療機関より出してもらい、役場を経由しまして県へ申請いたします。そこで身体障害者手帳を取得しまして、2から6級の等級の手帳を取得されます。それから補聴器の購入となりますが、また指定医で診断書、意見書を出してもらい村へ申請し、長野県リハビリテーションセンターで審査後、補聴器購入についての適否の判定がございます。判定の結果購入の許可がおりれ

ば購入となります。実際に購入された方ですが、平成26年ではお一方、27年は3名、28年は2名となっております。

以上となります。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） ありがとうございました。

この制度、身体障害者手帳を持っていると交付になるというようなことを知らない場合が結構あると思うのですけれども、特に業者さんに御指導をいただくというようなことはないでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） やはり耳が、聞こえが悪くなったとかそういうことにつきましては、恐らく医師、お医者さんとか、あるいは、例えば眼鏡屋さんとか、あとそういう耳鼻科の先生とかに多分お話はされる機会があるかと思うのですが、その事業者さんにつきましても、その障害者につくる、障害者に当たる制度については十分理解はしていると思います。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） ありがとうございました。

この御相談をいただいた方は、その助成金のことについてはちょっと知らなかったみたいなものですから、もしできたらどこかで相談なさって、そういう制度があるのだよということを知っていただく必要があるかなというふうにちょっと思います。特に業者さん、売るときに、こうだよということを言っていていただくと大変いいかなとは思いますが、役場としてはそこまでは指導できないかなという感じもいたしますので、無理は申し上げませんけれども。

前回、インフルエンザの予防接種の助成金についても質問いたしまして、また引き続き助成金をお願いするわけでございますけれども、本当に助成金、助成金と言ってうるさく言って申しわけありませんけれども、このことは村民の方のお気持ちを代弁しておりますのでお許しいただきたいと思います。

村の財政も大変厳しいところではございますけれども、村の福祉ということについて考えていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 答弁はいいですか。

○4番（金井とも子君） はい。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、情報交換の場がないと、いわゆる、いろいろ情報が入らないというお話がありましたけれども、定期的に社会福祉協議会では補聴器の定期のメンテナンスするような業者も来ております。それから、青木村身障者の会というのがありまして、そこではいろいろ制度とか、それから、今御質問いただいたようなことの情報を、上から来たもの、役場から来たものをそういった会員の皆さんにはお伝えをする機会をより多く設けておりますので、身障者の手帳をもらった方はその会にぜひお入りいただければ、役場だけではなくて、いろいろそのコミュニティーも広がってまいりますのでお薦めをしたいというふうに思っています。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） ありがとうございました。

福祉ということですので、村民の方にぜひぜひ優しい福祉をお届けいただきたいと思います。少子高齢化で対象の方も多くなってきます。高齢者の方がふえて。少額でも助成をしていただくと明るい老後が送れるのではないかと思いますので、よろしく御配慮をお願いいたします。

続きまして、青木村の地域公共交通について質問いたします。

この前に堀内議員、そして宮入議員の、先に同じことを質問されておりますけれども、御回答いただいたことについては省略したいと思いますけれども、一括質問ですので通告どおりに質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この質問につきましては、平成27年9月定例会においても一般質問をしたところでございます。その後、やはり高齢の女性の方から御相談をいただいたのですが、この方は御家族がおられるのですが、高齢になって歩くのがおぼつかなくなり、つえをついても遠くまでは歩けない。運転免許証もないし、もちろん車也没有。診療所に行きたいが、家族は皆勤めを持っていて、そのたび休みをとって連れて行ってほしいとは言いにくいので頼めない。地域支え合いにもこのような送迎していただく支援項目は見当たらず、支え合いの役員の方で御近所の方に頼んで車で送ってもらったことがあるそうです。その際、お礼のお金は受け取っていただけないし、そのたび品物でお礼するのも大変困難でございます。お願いするにも相手の都合もあり、行くとときと帰りでは別の方をお願いすることになってしまったそうです。御近所に頼むことは大変気兼ねなことである。有料でもいいので、もちろん高額ではいけませんけれども、公共の乗り物で何とかありませんかとのことでございました。

この方は青木区にお住まいですが、バス停には中間地点で、ちょうどバス停とバス停の間
の中間地点なので歩かなくてはならないということで、公共交通を利用しにくい点がござい
ます。

前に質問させていただいたときの方も御高齢の女性ですけれども、ひとり暮らしで免許も
なく、だんだん足が痛くなって歩くのもつらい。バス停が遠くて、買い物や医者に行くのも
大変である。今後もっとひどくなったらと考えると大変不安になるといった悩みを私に相談
されてきました。地区支え合いの利用方法も考えられますけれども、当時はまだ支え合いの
会の立ち上げのない地区にお住まいの方でございました。

そしてまた別の方ですが、家族もおいでになる方ですが、ある高齢の女性で、昼間、くつ
ろぎの湯に行くけれども、バス停がやはり遠く、同じく足がもたもたしていて、バス停をい
ろいろと変えてみて、近いところ、便利なところをいろいろ試しながらやってみたりしたの
ですけれども、どこのバス停も遠かったり坂道で危なかったりして困っているというふう
におっしゃっておりました。

さて、全国的に少子高齢化、人口減少、マイカーの普及等を背景とするバス利用者の減少
に伴い、採算のとれないバス路線の縮小・廃止が進みました。路線バスの廃止のための代替
対応や公共交通の空白地域の対応、高齢者の福祉のための対応などを目的に、まずコミュニ
ティバスの導入が進み、ほとんどの市町村でコミュニティバスが運行されました。

また、人口の少ない集落や住居が点在する地域を路線定期型交通で対応しようとした場合、
やたらと長い運行ルートとなる上、全ての居住地をカバーすることができないなどの問題が
発生してしまいましたが、運行ルートを固定しないデマンド型交通を一定の区域に導入するこ
とにより、公共交通空白地域をカバーすることが可能となります。

しかし、このようなことから、コミュニティバスが行き詰まったら全てを解決してくれる
のがデマンド型交通だったのでしょうか。デマンド交通は路線定期型交通が抱える問題を一
挙に解決するものなのかどうか。運行経費は本当に削減できるのか。デマンド型交通は利用
者にとって本当に利用しやすい手段なのかなど疑問もございます。

青木村の公共交通はセミデマンド方式ということでございますが、乗車される方は、高齢
者、園児、小・中学校の児童生徒、高校生、運転免許のない方などを想定して、村ではこの
形態を検討され採用しておられると思います。しかし、前で申し上げましたように、条件の
厳しい方についてはいかがでしょうか。運転免許証がなく、ひとり暮らしの足の悪い高齢者
で、バス停まで行くことがやっという方については考えられているのでしょうか。こうい

う方々に、ぜひ安心して乗りおりできる方法を検討していただきたいと思います。

現在のバス停での乗りおりではなく、希望のある方には、自宅から自宅までのタクシーのようなサービスも取り入れていただくフルデマンド方式というのでしょうか、このような方法をとっていただけないでしょうか。

農協あたりでバスを見ていたことがあるのですがけれども、誰も乗っていないバスも、何台も、ちょうど重なるのですね、3台ぐらい見受けられました。誰も乗っておりませんでした。

そういうことですので、そろそろお考えをいただく時期ではないかなというふうに思います。

さて、質問ですが、皆様も、高齢になっても一人で何とかできるうちは人の御好意を受けるのではなく、頑張って今の生活を続けていきたいと思っておられると思いますし、相談をされた女性の方もそのようにおっしゃっていました。前回、自宅から自宅への運行は当面ないとの御回答をいただいておりますけれども、1つ目といたしまして、村の公共交通の現在の利用状況はどのようになっておるのでしょうか、御説明をいただけますでしょうか。

2つ目として、現状で問題点、改善を要する点などはあるのでしょうか。村民の皆様からの要望や意見はありますでしょうか。その対処はどのようにされておられますでしょうか。

3点目に、乗車される方は、高齢者、園児、小・中学校の児童生徒、高校生、運転免許のない方などを想定してこの形態をとっておられるということですが、さらに、運転免許証がなく、ひとり暮らしではないが家族は村外へ勤務などで日中は留守であり、そのために休みをとってほしいとは言いにくい。しかし、村内の診療所や買い物、お風呂に行く場合、近くても足の悪い高齢者の方は、つえなどをついてもおぼつかない足どりのためバス停まで行くことが大変困難であります。有料でも余り高額ではなく、フルデマンド型といいますかタクシー方式で、自宅の前で乗りおりしたい希望の方がいますが、何か方策は考えられないでしょうか。村長さん、または担当課長さんの御回答をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

〔参事兼総務企画課長兼事業推進室長 井古田嘉雄君 登壇〕

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、3点についてお答えしたいと思います。

まず1点目ですが、今の村の公共交通の現在の利用状況ということになります。議員さんおっしゃったとおり、利用状況については決していい状態ではないと。どんな状態かといいますと、朝夕のスクール便、それから日中便の利用者、これが平成28年度の数字が出たので

すが、大分激変をしております。いずれも1便当たり利用者数が、当初の村営バススタート時の半減となっております。伴いまして運行収入も減少いたしまして、現在では、年間で約1,000万以上の赤字路線となっているのが現状でございます。

このような問題点を抱えた中でのことですが、スクール便につきましては、やはり保育園、小・中学生の利用者、今までは多かったわけですが、この利用者が半減したこと。それから、日中便においてでも、高齢者の方々も御利用はされているのですけれども、利用率が今までほどよくないと。このような2つの問題がありますので、結果としてなっております。

今後についてですが、路線便の統廃合、あるいは、いずれも公共交通会議を経てのことにありますが、サービスの向上を含めて、全体を見直していかなければいけない時期になっているかと考えております。

それから、村民からの要望ですとか意見になるわけですが、ここ近年では、村営バスに関してのアンケート的なことは実際に行っておりません。ですので、今後、その路線の見直し、統廃合を含めたもののタイミングでは、アンケート等で実施をいたしまして方向性を見出していかななくてはいけないと思っております。

それから、現在、村営バスの形態、自家用有償運送という名前になるわけですが、今の形態の認可については、あくまでも路線を定めて、それに従って運行をして停留所であるということになっております。これは認可、法律上の関係になりますので、各家庭の窓口ということにはまいりませんので、タクシー方式等で運行するとされますと、今の村営バスの形態を一旦廃止して、別の有償運送方法に切りかえていかなくてはいけないと、こんなような状況で今は進んでいる状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） この問題について商工会にお聞きしましたところ、まだ商工会のほうに予約の電話はかかってきているのですかというふうにお聞きいたしましたらば、まだかかってくるそうでございます。別荘とか深山とかそういったところの方は予約が必要だということで、要するに運行路線以外のところの方の場合は商工会に電話をして予約をされているとでございます。

タクシーのようなフルデマンド型にしたらどうですかというふうにお聞きしましたら、大変になると思うというふうにおっしゃっておりました。お聞きすると、電話がじゃんじゃんかかってきて、専任の人がいてもらわないととてもではないけれどもできませんというよう

なお話でございました。要するに、タクシー会社のように配車する人が必要になるのではないかとのことでございます。

ただ、今の現況を踏まえますと、利用者が大変減ってきておりますので、すごく忙しくなってしまうなということは、私の感覚としては余りないのではないかなというふうに考えます。商工会の方々も大変お忙しいので、これ以上仕事がふえると大変であろうということは想像がつきます。こういったことは社協なんかでやっていただくのもよいかなというふうに思っております。

また、先ほど村長さんが宮入議員の提言において答弁をなさったところでは、広域でやることもいいのではないかなというふうにおっしゃられておりましたので、またそんなようなことも視野に入れながら、たしか信毎に載っていたと思いますけれども、広域でやるというふうになったところがあったと思いますけれども、探したのですけれどもちょっと新聞が見当たらず、どこだったかなという感じなのですけれども、そんなようなことで、これからまた交通会議も開催されて、いろいろと検討されると思います。とにかく交通弱者、買い物弱者、こういった方々のために温かい御一考をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 金井議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、2番、坂井弘議員の登壇ですけれども、坂井議員より腰を痛めているとの申し出があり、自席にて、着席にて質問になりますのでお許しをお願いいたします。答弁の皆さんも、その旨よろしく願います。

それでは坂井議員の質問をお願いします。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 議員番号2番、坂井弘でございます。

一昨日に引き続き、自席での着席したままの質問をお許しいただきたいと思います。

お疲れのところ恐縮ですが、初めて一般質問をさせていただきます。

私は、去る4月23日に行われました村議選を通して、村内を歩く中で、村民の皆さんから村政に寄せる多くの声や願いをお聞きしてまいりました。私がこれから行う一般質問は、全

てそうした村民の声や願いに基づくものであることをまずもって申し上げ、一般質問に入りたいと思います。

最初に、青木峠新トンネル開通に向け、懸念される諸問題について質問いたします。

青木峠新トンネルの開通に、村内外から期待が高まっております。私はそのことを否定するものではありません。しかしその一方で、不安の声を多く耳にすることもまた否めません。トンネルが開通した暁には、当然、国道143号線の交通量が現在と比較にならないほど増加することが十分に予想されます。交通事故の多発が危惧されます。お年寄りや子供が安心して道路を横切ることができなくなるのではないかと、そういった声も聞かれます。騒音が増し、道路に近い家では、騒音や低周波振動で夜も眠れなくなるのではないかと。上田市から引っ越してきたが、国道に面した家のために、今でさえ上田にいたときより車の音がうるさい。これでトンネルがあけば、また引っ越さなくてはならないかもしれない。そういった不安を訴える村民がいます。

村長にお聞きします。

青木峠新トンネル開通に向け、対応すべき諸課題並びに対応策についてお考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 開通に向けての課題、対応策についてでありますけれども、まだ工事路線になっておりません。したがって、今課題は何かと問われれば、現5カ年計画の中で調査すべき路線にしかなくないということですので、これを工事路線に引き上げていただくということが至近の最大の課題であるというふうに認識しております。

幸い、来年度から始まります新たな5カ年計画、県で改定作業が始まっておりますので、この中で位置づけをしていただく運動を、今鋭意取り組んでおります。知事からは、一昨年暮れでしたか、建設に向けて調査をすると口頭でいただいただけでございます。今後の、来年度から始まります5カ年計画の中でしっかり書き込んでいただきたい、工事路線に引き上げていただきたい。坂井議員からも、非常に期待するというお話を冒頭いただいておりますので、安心したところでございます。

先日、知事に、この件で陳情する機会が、お話をする機会がありました。知事からは、全体、県全体の中で考えていく。いわゆる、松本、安曇野を含めて、上田も含めてという答弁をいただいております。

今後、地元の県議、同盟会、各市町村の議連、青木村の村民会議、各会各層を挙げて大き

な運動をしていく、ことしは勝負の年であるというふうに大きな山場を迎えたというふう
に思っております。

御質問にありましたように、交通安全、環境保全、土捨て場の課題等々は当然でござい
ますが、まずスタートラインに立つことが大事でございます。あわせて、今御質問ありまし
たようなことも今後取り組んでもいきますし、県にも伝えていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

スタートラインについたところであり、まだ課題も多いが、それについては今後考えてい
くというお答えでありましたけれども、先ほど申し述べたような幾つかの懸念される問題が
あることもまた事実であります。そうしたことにぜひとも対応をお願いしたいと思ってい
ます。

そこで続いて、国道143号線の交通量について、総務企画課長もしくは建設農林課長にお
伺いをしたいと思います。

第5次長期振興計画後期基本計画、日本一住みたい村づくりの計画の中に、昨年3月8日
の7時から19時の道の駅あおき前の上下線合計自動車交通量6,485台というふうに示されて
おります。加えて、平成33年の目標値を6,600台と。この数値は青木峠新トンネルの開通を
見込んだものであるのかどうか。見込んだものでないとするば、開通後の予測値はいかほど
なのかお答え願いたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 開通後の予測はまだまだ、県に伺いましてもできておりません。参考
に、今どういう状況かというのを答弁したいと思いますけれども、松本市の洞で昼の12時間、
これは27年度の調査結果でありますけれども9,067台、松本市の刈谷原町では3,600台、そ
れから、青木村当郷では5,834台、上田市の小泉では1万1,396台ということになっており
ます。

御質問の開通後の交通量につきましては、まだ調査をする、あるいは予測をする状況には
ない。県でもまだしておりません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今、幾つかの数字を挙げて、各地域の状況についてもお話をいただきましたけれども、
2015年度、27年度路線別交通量一覧表、それを見ますれば、夜間の通行、無料通行台数を

除いて三才山トンネルの通行量、年間258万876台、単純に365日で割れば1日7,071台、平井寺トンネルは年間120万9,045台、1日3,312台というふうになります。トンネルが無料化されればこの通行量はさらに増加することは間違いないと思います。青木峠新トンネル開通後は、こうした車の何割かが流れ込むということになるでしょう。今から計画的に具体的な対応策をとる必要があるのではないかとこのように思っております。国道の拡幅、あるいはバイパス化、そういったことも視野に入れて考えなければならないのではないのでしょうか。そうしたことも含め、現在の国道143号線の交通安全上の諸課題並びに対応策についてお聞きをいたします。

国道の歩道が途中で途切れてしまっている。歩道の幅が狭く、小学生が歩いているのを見ると危険を感じる。自転車通の高校生が車に巻き込まれるのではないかと冷や冷やしている。具体的な名前が入りますが、横澤精機さんの前の国道を、毎朝通勤の車が猛スピードでおりていく。せめて速度を控えるような看板を立ててもらえないか。くつろぎの湯の前のS字カーブ、お年寄りが大勢利用しているくつろぎの湯に車が飛び込まぬような注意喚起の看板を立てるなど対応策をとってほしい。村民の皆さんから寄せられている交通安全に関する願いです。御存じでしょうか。

村内を走る国道143号線、全長約14キロ、この中に交通安全を呼びかける表示看板が幾つあるのでしょうか。木立団地入り口に、右折車多し、追い越し注意、標識が2本、筑北村境のトンネル手前の下り坂、スリップ注意、標識1本、峠道の谷川、路肩注意、何本か、弘法の原停留所の上に、スピード落とせ交差点ありの標識1本。しかし、これらは全て道路管理者が設置した道路標識です。青木村並びに安全協会青木支会の名で設けられている交通安全や交通マナーといったものを呼びかける表示、看板は国道143号線上には3カ所しかありません。

当郷の村営住宅森第2団地前に、落とせスピード落とすな命、美人多し脇見注意、宮下バラ園さん前に、シーベルトつけるゆとりが身を守る、若者よ命落とすなスピード落とせ、そして、弘法の麻績口・川久保間の下り坂に、この先カーブ、スピード落とせの表示が2本。しかしこれはかなり古く立てられており、ガードレールで見えなくなったり、あるいは山のほうを向いていて余り用をなしていません。真つすぐの下り坂で一番スピードが出てしまいやすいと思われる馬場の、先ほど申し上げた横澤精機さん前、くろぎの湯周辺、こういったところに交通安全を促す表示は一つもありません。

こうした状況をどう捉え、どう対応しているのでしょうか。また、今後どのように対応し

ていこうと考え、計画しているのでしょうか。国道の拡幅化、バイパス化の計画も含めお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） お答え申し上げます。

今、議員さんのほうからお話がありましたとおり、確かに国道143号、ずっと青木から上田方面に向かいまして長い下り坂になっておりまして、また、直線道路というふうなことでスピードも出やすいということ、また、歩道が一部片側のところがまだあったりですとか、広さも幅もそんなに広くないというような状況。また、道の駅や公園に大勢の来訪者の皆さんが最近いらっしゃっておりますけれども、横断歩道も設置しましたけれども乱横断される方が見受けられたりですとか、横断歩道に続いて、今、信号機の要望なんかもしてきたところでございます。

今申し上げた歩道の整備につきましては、現在、当郷から殿戸の入り口を過ぎた、青木村に向かって過ぎたあたりのところまでが計画路線ということで、国道の南側に歩道が設置される計画がされております。現在、浦野といいますか岡のところで拡幅工事がされておりますけれども、あちらが終われば、また順次、長野県によりまして工事が施工される見込みとなってございます。

道の駅周辺の対策といたしましては、今年度、これも県の工事になりますけれども、公園側ですね、今、路肩が広がっていて歩道は設置しておりませんが、公園側に、南側になりますけれども、公園側に歩道が、公園の区間のところに新たに安全対策として歩道が設置される予定になってございます。

また、加えて、道の駅と公園を横断する横断歩道でございますけれども、そこにも秋ごろまでには信号機が設置されるという予定で今動いてございます。

今御指摘にもございましたとおり、今後とも状況に応じまして、それが交通安全協会ですとか、あるいは公安委員会、また構造上の問題ということになると建設事務所にまたお願いしていく部分が出てくるかと思えます。状況に応じて提言、また要望を引き続きしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございました。

ぜひそうした安全に関わるいろいろな取り組み、設置等、ぜひ看板等の設置、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、同様の質問を教育長にお伺いします。

先ほどの質問内容に関連しますけれども、国道143号線の小・中学校周辺にも、小・中学校ありスピード落とせ、飛び出し注意、そういった注意喚起を促す看板は見当たりません。子供の通学路としては、交通量の少ない旧道が指定されているように思いますが、昨今は、旧道は防犯上危ないということで、ほとんどの小学生が国道を歩いております。小学生の列に車が突っ込むというニュースをよく耳にします。今後、青木峠新トンネルが開通すれば危険度はさらに増します。通学路としての安全性の確保について、教育委員会として現在取り組んでいること、早急に取り組まねばならないこと、また、新トンネル開通に向けて計画的に取り組むべきことについて、教育長お答えください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在通学路につきましては、先ほどの質問にもありましたけれども、各家庭が申告をして決めているというそういう状況であります。

今後、新トンネルが開通となった場合は、やはり交通量の増加というのが避けて通れないというふうに思っておりますので、現在も中学校の自転車通学路は国道ではなくて旧道を通っている、そういう選択をしているわけですが、このような配慮ですとか、4月当初は交代で街頭指導を継続してするというような対応が必要になってくるのかなと考えています。まだまだその話を詰めているわけではありませんが、先ほどの回答でもお話ししましたが、学校や、それからPTAと相談をして、対策を今後考えていくことになると思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございました。

幾つか課題があり、子供を安全な状況で守っていくというふうなことにはいろいろな対策を早急にとることが必要かなと。今までとっていた対策のみならず、先ほど申しました看板等の設置、一つもないという状況を申し上げましたが、そうしたことについてのお取り組みをお願いしたいなというふうに思っています。

それでは2点目になりますが、青木村の医療・介護・福祉の充実についてお伺いしたいと思えます。

最初に、中学卒業までの子供の医療費窓口無料化に伴う青木村としての対応についてであります。

昨年12月議会において、子供・障害者の医療費窓口無料化を求める請願が全員一致で、本会で採択されました。青木村議会の良識に敬意を表するところであります。こうした県民の

粘り強い運動によってようやく県は、中学卒業までの医療費窓口無料化を2018年度中に実施するという方針を打ち出しました。一方青木村では、これまで、高校卒業までの医療費無料化と、先進的に実施をしております。

そこで問題となるのは、県の方針と村の事業との格差であります。具体的には、中学卒業から高校卒業までの間の子供の医療費をどうするのかです。無論、県に合わせて中学卒業まで引き下げるなどということはあるようはずありませんけれども、要は、この3年間の医療費も村独自で窓口無料化できるかどうかということでもあります。

御承知のとおり、同じ郡区の長和町では、今月6日の町議会で、高校卒業までの窓口無料化を2018年度中の早い時期に実施する、そういう方針を明らかにしました。しかも、1レセプト当たり300円としていた受給者負担、これも廃止するというものです。

これまで、子育てするなら青木村と言われるような先進的な事業を実施してきている青木村としても、長和町同様の措置がとられることを切望いたします。村長のお考えをお聞かせください。また、障害者の医療費窓口無料化についてもあわせてお答えいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま医療費の関係の質問でございます。

青木村におきましても、平成30年度8月ごろに向けての現物給付方式に向け検討をしているところでございます。現物給付になる医療費としましては、医療保険加入者の県内医療機関受診分として医科・歯科・調剤・訪問看護がありますが、当村では、今まで同様、高校卒業までを対象年齢とし、従来から同様の受給者負担金の1レセプト当たり500円、これにつきましては支払いをしていただくという、1レセプト当たり500円を除いて医療費を窓口で支払わなくて済む方式を検討しております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございました。

確認ですが、1レセプト500円は払うけれども、高校卒業まで医療費窓口無料化というのを実施する予定であるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

取り組み、高校まで広げるという答弁に高く評価をいたしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

今後、障害者の医療費窓口、それについて、今お答えありませんでしたけれども、その無料化についても検討され実施されるように要望いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて2つ目になりますけれども、2017年度、本年度介護制度改革がございましたが、それによって変更された制度設計の基本的な考え方、まずこれについてお尋ねをいたしますけれども、御承知のとおり、本年4月より介護制度改革が実施されることとなり、青木村では要支援1・2の方について、総合事業として現行相当サービスのほか、訪問型サービスA、介護型サービスAを取り入れるという広報がなされ、そうした説明も受けてきたところであります。

サービスのスタイルがふえて、利用しやすくなったのではないかと見る向きもありますけれども、実情はどうでしょうか。介護保険給付から切り離されたこれらの事業が、村の財政を逼迫させることになりかねないのではないかと懸念をしております。村としての負担はそれほど多くない、予算範囲内でおさまるというふうに住民福祉課の担当者は説明して下さっておりますけれども、交付金は前年実績と高齢化率によることとなっているということから、前年実績が徐々に下回っていくことで先細りの事業にならないかということも懸念されるところであります。そうした事態とならないよう村の御努力をお願いするとともに、今後少なくとも介護サービスの低下につながることはないということを確認したいと思っております。

その点、基本的な考え方も含め、いかがでしょうか。住民福祉課長、お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今、議員さんがおっしゃられたとおり、制度の改正に伴って青木村も動いております。平成29年4月から開始しております介護予防日常生活支援総合事業においては、その地域支援事業のうち、介護予防事業が介護予防日常生活支援総合事業に再編され、予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行するほか、多様化したサービス事業が展開されております。

具体的には、これまでの要介護認定の要支援1・2認定区分に新たに事業対象者を新設し、日常の生活が心配な方、生活機能低下をなさっている方については、基本チェックリストに

より早期のサービス提供ができることになりました。

サービスメニューについては、要支援1・2及び事業対象者は、予防訪問通所サービスの多様化を図っております。また、介護予防事業、今までの筋力アップ、教室等が全ての65歳以上の方が参加できるような介護予防教室に拡充してございます。

また、財政的でございますが、28年度に比べますと27年度では介護給付費が約5億4,000万かかっておりますが、今年度はもう少したまってきているという中でございますので、現状の中で何とかやりくりはできるのではないかというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 1点確認ですが、こうした制度発足の中で、また今後、サービスの低下を招かないという基本的な姿勢を持っているということについてはどうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今までいろいろなサービス、介護サービスを行ってございますが、やはりその人の必要に応じた的確なサービスができるものというふうに認識しております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

言葉の言い方は違いますが、サービス低下にならないように、ぜひ、また実態に応じた、心のこもったサービスができますようお願いいたします。

1点、すみません、先ほど確認の中で落としたことがございます。前に返って申しわけありませんけれども、子供の窓口医療費無料化の件で1レセプト500円はそのまま継続というふうにおっしゃいましたけれども、これは全ての子供に対してなのかどうかということと、それから、これを受給者負担ゼロにするという長和町の形があるわけですが、そういった方向はお持ちではないのかということについてよろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 1レセプト当たり500円につきましては、従来から500円は受給者の方に負担をしていただいております。今回につきましても窓口の無料化につきましては、その1レセプト当たり500につきましては自己負担をして、受給者負担をしていただくということに、今現在ではそのままの予定でございます。

受給者負担金をゼロにした場合でございますが、こちら試算しますと、毎年、村費で約360万円の負担が増加するという中でございまして、やはりこの福祉制度に関しましては社

会全体で支え合っているということでございますので、その辺は保護者の方にも御理解をいただき、制度自体が長期的に継続できるようにお願いしたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

御答弁わかりましたが、私としては無料化の方向、長和町同様に検討していただきたいという要望を持っておりますが、よろしくお願いします。

それでは、介護に関わってもう1点、住民福祉課長にお伺いをいたします。

昨年9月議会において、片山のぶお前議員が、特別養護老人ホーム・ラポートの待機者数及び増床計画について質問されました。これに関わってでございますが、その際の住民福祉課長の答弁は、待機者は60から70人、ピーク後は減るので、入所者数について——つまり増床ですね——については30年単位で考えており、現状維持が精一杯と、そういった内容の御答弁だったというふうに記憶をしておりますが、それでよろしいでしょうか。また、現時点でもこの状況、考え方は変わっていないと思ってよろしいでしょうか、お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 待機者数ということでございますが、ただいま直近の数字でございます。待機者というよりはラポートに入りたいという希望の方が数字となっておりまして、入所希望につきましては直近で62名おります。ただその中には、現在入院している方、また介護老人保健施設、グループホームなどに入られている方も大勢おりまして、要介護3以上で在宅にて入所希望されている方は6名となります。

また、増床計画につきましては、やはり長期的視野で検討する必要がございます。ラポートに限らずほかの施設でも特養として12名の方が入っております。その中で、現段階、青木村では高齢者、特養に入る前段階ですね、前段階の支援サービスとして高齢者支援ハウスやグループホームでの対応、在宅介護サービスも充実させていただいてきている中で、入所希望者の入所状況はスムーズに移行されているのではないかと考えております。また、実際、増床に伴います介護従事者の確保も、現在大変難しい状況でございます。今後のことも考えますと増床は、現時点では考えておりません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

増床は考えていないということでありましたが、今6名、純粹には6名が在宅で待っているということであるのでというふうなことに基づくものかと思っておりますけれども、待機者中の

中には、不幸にもそのまま入れずにお亡くなりになるというふうな方もいらっしゃるわけです。そうした方の御家族の御心労、御苦労、想像に余りあるというふうに思います。

希望する者が本当に早く入れるような状況をつくっていただきたいなというふうに思うわけですが、関わって、日本一住みたい村づくり計画、長期計画、後期基本計画、その中の分野1、子育て健康福祉の④高齢者対策、この中に、昨年12月14日に発表になっている後期基本計画案パブリックコメント実施後修正版2には、在宅福祉サービスや特別養護老人ホームの増床など、需要を踏まえた受け入れで体制の強化を図りますとありました。これが本年3月29日にでき上がった完成版では欠落をしております。3カ月の最終検討の中で、増床などの体制の強化は取りやめとなったと理解すべき、今の答弁からしてもね、というふうに理解すべきなのでしょうか。

さて、4年前、北村村長が初出馬した選挙戦の際、対立候補の立候補もありましたので、私ども日本共産党青木支部では、村民の投票の判断材料に資するために、双方の立候補者に公開アンケートをお願いし、その結果を民報あおきで村民に広報いたしました。そのアンケートの質問項目の中に、青木村政について重点政策を3つだけお書きくださいという質問がございました。北村村長の回答の2つ目にこう書かれております。福祉の充実、出産・育児・医療・保育など子育てを経済的に支援します。特別養護老人ホームを増床し、待機者の減に努めます。

さて、村長が公約として掲げていた特養の増床計画、これとも相まって先ほどの方針転換、そういったことについて村長のお考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 方針転換というふうに結論づけられると少し違和感があるわけでありまして、この4年間、これを、レポートを運営します大樹会にはいろいろお願いをしてまいりました。いろいろわかってきたのは、今40床あるわけでありましてけれども、この40床、レポートで40床を維持していくのが精一杯だそうです。それは、理由は、働く人、いわゆる介護をする施設の職員の充実というのがとても追いつかないということがわかりました。

ハローワークに行ってみてもらおうとわかるように、この上田管内のハローワークには介護職を相当数、100人単位で募集しております。上田に大手がありまして、ここにもヒアリングをしたりお願いに行ったのですがけれども、やはり毎回、いや毎日ですね、100人単位で職員が足りないのだと。現場の職員が足りないのだというお話をいただきました。

今のレポートの施設長とも話をする中で、その働く人が、いや、40床を確保する働く人を

どうやってやっていくのだと。それで精一杯で、とても増床の部分はないと。物理的には、床は実はあるのですよ。ですけれども、とてもということでありまして、私どももいろいろの機会に長野大学に対して新規卒業生をこういうところとか、そういうような側面からの応援をしておりますけれども、実態としてはそういうことでありまして、とにかく、今の40床を維持してくださいということを私のほうでは一義的にはお願いをしております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

働く人の確保に大変苦勞されているというお話、よくわかります。そういう実情であることについては理解をしましたがけれども、ある面では、村長が公約されていた、そのことがこの4年間で、いろいろな状況の中で公約を、そのことを実現するというものではなかったということに思いますので、そうした点については期待していた村民も多いかと思います。そういう村民に対しても、そうしたことを説明する必要があったのではないかなというふうに思っております。

さて次に、先ほど金井とも子議員が御質問された補聴器購入助成制度のことについて、なるべく金井議員と質問が重複しないような形で質問をいたしたいと思っております。

補聴器購入助成制度を設けている自治体並びにその助成内容ですが、先ほども若干御答弁ございましたけれども、全国的にはどうなのかというふうなことについても含めて住民福祉課長、教えていただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） この補聴器に関する、恐らく軽・中等度難聴補助金ということでございますが、直近の数字では、長野県下では22町村が実施しているというふうに考えております。また、青木村には当然ございません。全国的にはちょっと、なかなかこの制度自体がどの程度というデータがないものですから、ちょっとお示しできませんが、子供に関してはある程度県内でも進めているというふうに考えております。

大人の高齢者につきましては、わかる範囲では県内でも1町、木曽町ですかね、木曽町さんが高齢者の補聴器の助成制度を実施しているということで、それも具体的にはインターネットで調べた段階でして、県のほうに聞きましてもちょっと、独自のものについてはわからなかったものですから、それ以上のことはちょっとこちらではつかんでおりません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今御紹介いただいたように、幾つかの市町村でそうした取り組みがされているという状況が始まっているということで、先ほど村長の御答弁でも、子供についてはこれ実施していくというふうな御答弁だったかと思います。

先ほど金井議員のほうから、どういう形が幾らというふうな御紹介がございましたが、私の調べたところでは、金井議員よりもさらにもっと高額なデータもございます。そうした高額なものを使っていらっしゃる方もいるわけで、そうしたところへの補助制度を設けていただきたいということでございますが、村長の御答弁では、子供に対して早急に考えたいという前向きな御答弁でしたが、県でも、身障者手帳を持たない、交付対象とならない18歳未満児に対しては4万3,900円から12万円の基準額、または補聴器購入費のいずれか低い額の3分の2、これを助成する制度を設けているというふうに思いますけれども、これとの関連性で、また、それ以上のことを実施していただけるというふうに思っているのかどうか。

そしてまた、今の身体障害者手帳を持っている者については助成制度があるということが先ほどの御紹介であったわけですが、御答弁であったわけですが、やはり18歳以上の軽度難聴者、これに対する補助がやはり村で一切ないということですよね。それで保険も適用されないということかと思います。

こうした状況の中で、先ほどもございましたが、人間ドックの補助のように少しは補聴器の補助も村でもしてもらえないものかというふうなことを訴えられている高齢者の方もございます。ぜひとも高齢者に対しても、高齢者を大事にする村として補聴器購入制度を創設していただきたいと思います。再度村長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 高齢者の皆さんにはいろいろな補助、あるいはそういうような手厚いことを今までもさせていただいております。今の対象にならない方々への対応につきましては、トータル18歳以上の皆さんの全体の福祉の中で考えてまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 私としては、また御検討をお願いしたいということを重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、3点目、青木小・中学校の学校教育条件の改善ならびに保護者負担の軽減ということについて質問をいたします。

まず、その1つ目ですが、2学級確保施策の見通しと課題並びに不安定学年における村独自加配の拡大ということでお尋ねをしたいと思いますが、この件につきましても先ほど松澤

正登議員のほうから関連する質問がございましたので、重複しないよう計らいながら質問を申し上げたいと思います。

日本一住みたい村づくり計画では重点プロジェクト3、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクト、この中で全学年を36人以上にするというふうなことをうたっております。計画では2021年、平成33年の目標値、年間出生数を30人、社会増減数15人というふうな形で載せられてございます。それを見ますれば、半数は村外から迎え入れるというふうな方針かと思われます。

そうであるならば、青木村の子育て政策が他の市町村に比べて魅力あるものでなければなりません。先ほどの答弁の中で、教育の方法的な部分での魅力あるものというふうなことの御説明もございましたが、子育てしやすい、子育てしたいと思える環境、教育条件をつくっていくことがやはり必要ではないかというふうに思っています。

村としてこれまでも有効な手だてを幾つも実施してきていること、このことには敬意を表します。しかし、さらにこの政策を進めるには、新しい施策を盛っていくことが必要かなというふうに思っています。

さて、小・中学校1学級の定員、県では35人ですが、村独自で30人を超える程度として小学校1、2年まで加配をつけてきていただいております。その恩恵を受けているのが本年度では小学2年生かと思われます。しかし、来年度3年生となればこの制度から外れ、1学級に統合されることになります。これまでもそうした学年が幾つもあったわけです。

そうした折に、その学年の3年生は学級指導が大変になると、そういう具体的な実態も上がっているのが通例でございました。当然のことだと思います。2年生までは少人数学級、手が入っていたものが、新年度から30人以上の1学級になるのですから、現場の先生方も大変です。

県での35人以下学級実施の際には、1年ごとに実施学年が引き上げられてきました。つまり、35人以下学級の施行が始まった学年は、中学卒業まで35人以下学級が維持されたわけです。途中で40人学級に戻されると大きな弊害が生まれると、そのことがわかっていたからです。同様に村も考えるべきではないでしょうか。

すなわち小学校1、2年生で村費加配した、2学級にした学年、これは中学卒業まで2学級を維持するということです。こうしたことによって子供たちは安心し、安定した学校生活、学習活動ができる環境が整い、村外からの流入も多く見込めるというふうに思いますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今、議員がお話になったように、不安定学級における村単独加配については、青木小の1、2年生で30名を超える児童数になった場合ですとか、生徒指導の視点も含めて、きめ細かい対応ができるように村単独で1名の加配を行ってきたところであります。

ことは2年生が2学級になっているということで、この考え方は今後も継続して行うように考えておまして、毎年児童の様子等を踏まえて園長さん、それから校長先生とも相談をしていきながら、決定してまいりたいというふうに思っています。

今お話のあった、であれば6年生まで、あるいは中学3年生までという御意見は、きょうのところはお伺いをしておいて、今後の検討というふうになるのかなと思いますが、集団の重要性というのも実は教育の場合は一方でありまして、もう一方は、青木小学校にことし特別支援教育支援員を4名加配しております。この数字は多分近隣の市町村と比べると、相当手厚い数字となっております。そうすると、1学級になった場合、その支援員がその学級にT Tのような形で入り込むということもできますので、いろいろな条件を含めて考えていく課題かなと考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。ぜひとも加配の拡大ということでお願いできればありがたいと思っております。よろしく御検討ください。

続いて、2点目ですが、青木小・中学校の学校給食費の実情及び助成制度導入自治体並びに制度創設の可否についてお伺いをいたします。

まず教育長に青木小・中学校の学校給食費の実情及び助成制度導入自治体について教えてください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 給食費のことではありますが、青木小学校1、2、3年生、低学年は260円であります。それが200日計算かなというふうに思っています。4、5、6年生は280円、それから青木中学校につきましては、325円の給食費が200日がかかっております。

助成制度として調べてみましたら、給食費の無償化というのは、長野県では王滝村、売木村、平谷村の3村だというふうに認識しております。また、阿南町では半額負担を行っているというところは、私も調べたところでそういう結果が出ております。

よろしいでしょうか。以上であります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございました。

お聞きのとおり、学校での給食費は27年度決算でいうと小学生平均、年で5万4,770円、中学生6万4,451円、これが保護者負担となっております。

私は、かつて教育現場で働いていた当時、生活が困窮し、給食費が払えずにいる御家庭と膝を交えて何度も話し合ったことがございます。そうした親御さん宛てに子供にそっと督促状を持たせると、中を見なくても子供は中身が何であるかを予測し、顔を曇らせます。給食費が払えないので弁当を持たせます、そう言ってくる御家庭もありました。食のことで子供たちに悲しい思いをさせたくありません。

学校給食費の助成制度、実施している自治体は全国で180を超えます。長野県でも今、教育長から御答弁があったとおり売木村、王滝村、平谷村は全額補助と。そして今、阿南町というふうに、半額補助とおっしゃいましたけれども、ほかにも下條、天龍、泰阜、大鹿、そして近隣では北相木村で昨年度から半額を実施していると思います。

青木村もこの上小の地域で先駆的となるような学校給食費の無償化、これを実施し、子育てしやすい村を一層アピールしていただきたいというふうに思っていますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私も長年こういうことをしてきたり、それから自分の小さいときを思いまして、子供の公平というのは本当に大事だというふうに思いますよ。今のそっと子供たちが督促状を云々という話は、本当に泣けてくる話であります。

180市町村が云々とありましたけれども、1718分の180で、私どもは何も横並びで仕事をしているわけではありませんけれども、やはりやるべきことはたくさんある中で優先順位、あるいはコンパクト、こう考えた中で、少し御意見として承っておきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございました。

御答弁は承りましたけれども、ぜひまた、そうしたことについて御検討をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、就学援助支給の実態についてお伺いしたいと思います。小・中学校における就学援助費の申請者数並びに申請方法、支給時期、支給内容、支給額等実態を教育長、お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 就学援助費であります。青木村の場合、準要保護家庭という、その制度に対応しております。修学旅行や給食費の援助などを行っております。これは4月当初に全家庭にその周知をして、申請のあった家庭について民生児童委員会の意見を聞いて教育委員会で決定しております。

援助の内容ですが学用品、それから校外活動費、新入学児童あるいは新入学生徒学用品費、学校給食費等でそれぞれに年間の上限の限度額が決められております。学年や児童生徒によって額は変わるんですけども、今までの経過を見ますと、小学生はざっと5万から7万程度、それから中学生は7万から11万円の支援をしております。

対象者の人数ですけれども、平成28年度は小学生24名、中学生9名、合計33名、平成29年度は小学生21名、中学生8名、合計29名であります。支給方法は学期ごとに年3回支給をしております。月でいうと7月、12月、3月の3回であります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

本年3月31日付で文科省より平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についての通知文書が県教育長宛てに発出されております。これを受けた同様の文書が県教委から村の教育委員会に届いていることと思われま。

改正のポイント、2点ありました。入学準備金が就学前から必要なことから、就学予定者の保護者も補助対象となったこと並びに新入学児童生徒学用品等の限度額が倍増したことであります。

この通達を受けて、本年度小学校に入学された補助対象者に支給時期を早めるといった通達の趣旨を生かす特別の措置をとることはなかったのでしょうか。また、来年度小学校入学予定者に対する補助申請の働きかけ並びに認定手続、支給時期は、こうした通知を受けてどのように改定されるのでしょうか。教育長、お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実際、青木村では、その支給するという額がはっきりしないというところがありまして、どの程度かかったかを知らせていただいてから支給するというふうな考え方であります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） やり方はわかりましたけれども、やはり入学準備にお金がかかるわけ

ですね。それを入学前に支給するということは当然というか、やっていただきたいことであり、その趣旨を受けて、文科省でも通達を今年度変えて出したわけですよ。ですから、この制度をぜひ生かしてほしい。早急に、来年度の入学生については、この制度が生かせるようにやり方を変えるなどして改めて、そうした趣旨が生かせるような取り組みをぜひお願いしたいというふうに思います。

最後に給付型奨学金制度創設の可否についてお伺いしたいと思います。青木村議会では昨年12月議会において、子供の医療費窓口無料化を求める意見書とともに、国として給付型奨学金制度の創設を求める意見書が可決をされました。そうしたことが力となって、国はようやく重い腰を上げ、給付型奨学金制度を創設いたしました。

しかし、御承知のとおり、国の給付型奨学金制度を受けることができるのは非課税世帯に限られています。経済的に苦しい御家庭であっても、課税世帯であればこの奨学金を受けることができません。高校においても同じように、平成26年度から奨学給付金制度が施行されていますが、やはり非課税世帯に限られます。

子供の貧困が大きな問題となっている昨今、隣の上田市では、所得の少ない課税世帯の高校生に対する給付型奨学金制度、これを昨年度から実施していることは御承知のことと思います。本年度若干値上げをし、年額6万円、月額にすると5,000円といった額ですけれども、就学意欲を持つ経済的に苦しい家庭のお子さんにとっては、希望の持てる制度となっているのではないかと考えております。青木村でも実施する用意がないか、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず村の貸与型について初めての質問でありますので、答弁をまずそれからさせていただきたいと思っておりますけれども、今、青木村でっております貸与型は高校、専門学校、短大、四年制、一定の条件のもとで奨学金を貸与しております。これを給付型にした場合には、年間2,300万から3,000万円の試算がかかるわけでありまして。これを全部給付型にするというのは、やっぱり現実的ではないのかなというふうに思います。

1つは先ほど公平の話がありましたけれども、限られた子供に対してやってくるということではなくて、やっぱり本当に成績のこと、本当に青木村に戻ってくるのか、あるいは経済的などこかで線を引きなのか、なかなか難しい課題があるわけでありまして。

今、青木村では、全ての子供たちが一定の条件でありますけれども、希望すれば貸し出すということでありまして。状況は1億5,000万ほど、今、貸し出しの総額は1億5,553万6,000

円貸し出しているわけでありまして、村民税の約半分をこれに割いております。ということで、財政担当からは予算編成時期になると、裁量の幅がないのでというような嘆きも聞かれるところでございますけれども、このところは村の優しさといいたいでしょうか、しっかりやってきた制度でありますので、子供たちに期待して出しております。

現在61名の方々から返されておまして、貸与者は継続が37、新規が10、47名の方にことしは貸し出しをしております。据置者ということで、卒業後1年は猶予しておりますので、この方が20名でございます。

青木村はこの制度を、ほかには例がないだろうと、そうたくさん例はないだろうというふうに思いますが、この制度をしっかりとやっていく中でフォローしていくという考え方でいきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。村の方針、理解をいたしました。

今の貸与型の2,300万、全てを給付にというふうなことを申し上げているつもりはございません。給付型にした場合は、また別の予算立てをしていかなければならないのだろうというふうに思っております。村長の貸与型で当面は続けていきたいという、その方針については理解をいたしますが、一方でそうした給付型の奨学金制度も始まっている、そういうふうな市町村もあるということで、そんなことも頭の片隅に入れていただいて、また今後の対応等についてお考えいただければありがたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにいたします。大変ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員の一般質問は終了しました。

以上で通告のありました9人の議員の質問はこれで全て終了しました。

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会といたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 4時18分

平成 2 9 年 6 月 1 6 日（金曜日）

（ 第 3 号 ）

平成29年第2回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

平成29年6月16日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 平成28年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 議案第 1号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 2号 寄附採納について
- 日程第 8 議案第 3号 青木村農業委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 4号 平成29年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第 5号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第 6号 平成29年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第12 発議第 1号 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会設置に関する決議について
- 日程第13 発議第 2号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書について
- 日程第14 発議第 3号 共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書について
- 日程第15 一般質問
- 追加日程第1 発議第3号共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案の撤回請求書について
- 追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

出席議員（10名）

1 番 宮 入 隆 通 君
 3 番 松 澤 正 登 君
 5 番 宮 下 壽 章 君
 7 番 居 鶴 貞 美 君
 9 番 堀 内 富 治 君

2 番 坂 井 弘 君
 4 番 金 井 とも子 君
 6 番 沓 掛 計 三 君
 8 番 小 林 和 雄 君
 10 番 山 本 悟 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参事兼 総務課長 兼事業推進 室長	井古田 嘉 雄 君	建設農林課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼保健衛生 係長	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建設農林課 長補佐兼 建設係長	宮 下 剛 男 君	商工観光移住 課長	新 津 俊 二 君
住民福祉課 長補佐兼 上下水道係 長	若 林 喜 信 君	住民福祉課 長補佐兼 地域包括支 援センター 長	宮 澤 章 子 君
住民福祉課 住民福祉係 長	上 原 博 信 君	建設農林課 農業振興係 長	奈良本 安 秀 君
税務会計課 資産税係 長	高 柳 則 男 君	総務企画課 課長補佐兼 総務係長	稲 垣 和 美 君
総務企画課 企画財政係 長	小 林 利 行 君	税務会計課 住民税係 長	早乙女 敦 君
総務企画課 事業推進 係室長	塩 澤 和 宏 君	総務企画課 庶務係長	小 林 宏 記 君
教 育 係 長	横 沢 幸 哉 君	建設農林課 国土調査係 長	小 林 義 昌 君

事務局職員出席者

事務局 長 井古田 嘉 雄

事務局 員 稲 垣 和 美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 定刻になりましたので、本日の会議を開催いたします。

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） 本日の日程は、日程第3、報告第1号から審議、採決を行います。

各案件の説明が終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行いますので、よろしくお願いします。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、報告第1号につきましては、1項目めから6項目めまでありますので、1項目ずつ質疑をしていただき、討論、採決は一括して行いますので御承知ください。

それでは、1項目め、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方お願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

1項目めは、以上で終了します。

2項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いいたします。

この条例一部改正により、低所得者の負担低減措置の見直しによって、新たに適用を受ける世帯数はどれくらいになるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） その件につきましては、試算のほうはしておりません。

機械のほうで、そういうシステムがないということもありますが、さほど多い人数ではないことは確かでございます。

申しわけございません。

○議長（沓掛計三君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

2 項目めは終了しました。

3 項目め、平成28年度青木村一般会計補正予算（第6号）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） よろしくをお願いします。

何せ素人なものですから、わからないところが幾つかあり、教えていただきたいと存じます。4点御質問申し上げます。

まず1点目ですが、3歳出、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節8報償費、470万円の減となっております。

また、節14使用料及び賃借料180万円の減となっております。

地域おこし協力隊員の退職による減と説明をされましたが、地域おこし協力隊員の現在の隊員数並びに活動の実態を教えていただければと思います。

あわせて、退職の理由は何か、純粋に一身上の都合と解してよろしいのかどうか、また、隊員が減じたことによる期待した活動の停滞がどのような面にあらわれたのか、教えていただきたいと思います。

2点目です。款2総務費、項1総務管理費、目7諸費、節19負担金補助及び交付金003防犯灯設備補助金143万円の減となっております。

防犯灯が少ないという声は、村内のあちこちから聞こえております。減額補正するということは、地区からの要望が上がってこなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

3点目です。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、28繰出金002国保特別会計778万円の増となっております。

財政安定のための支出増の説明でありましたが、この点の詳しい内容について御説明いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） すいません、坂井議員。3項目ぐらいずつにして、また後でやっていただければと思いますけれども。

○2番（坂井 弘君） そうですか。では今の点、ちょっと若干つけ加えますが、もしこれが滞納者の補完ということであるならば、滞納の実態等についてお聞かせいただければと存じます。

以上3点で打ち切ります。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは初めに、地域おこし協力隊の関係で御質問をされた報償費等について御説明申し上げますが、現在2名の方が協力隊員として活動をされております。当初4名の方を採用して出発したわけですが、2名については、それぞれ一身上の都合がございまして、減員となっております。

伴ってですので、報償費の関係は減額となります。

それから、防犯灯の関係になりますが、防犯灯は28年まで、3年間かけてLED化を進めてまいりました。おおむね終わったところですが、いずれも地区のほうから要望を上げていただいて、LED化にするもの、それから新規のものも含めて大方終了したことで、当初予算に対して予算が余りましたので、そこら辺は減額をさせていただいた経緯でございます。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回の国保特別会計の繰入金ということでございます。国民健康保険におかれましては、法定内の繰り入れということで認められているわけですが、まず1点目が保険基盤の関係に安定の繰入金ということで、繰り入れております。これにつきましては、国保税を軽減した総額を基礎とし、一般会計へ繰り入れるものということで、当初予算の見込みより変動しまして、村が4分の1を負担しているという状況でございます。

また、財政安定化支援のかかわる繰入金につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するために繰り入れるものでございまして、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることから、年齢構成による高齢者保険者数の割合による更正を行った一定の割合の繰り入れが認められるということで、繰り入れをしたものでございます。

以上です。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ただいまのお答えに対する続けての質問ですが、1点目の地域おこし協力隊員のことに
いて、もう1点、隊員2名減じたということですが、それによる期待した活動の停滞
というものはというのはあったのか、なかったのか、どのような面にあらわれたかとい
うことをお聞きしておりますので、その点お答えいただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 一身上の都合で退会といいますが、
この方々ですけれども、主には道の駅の関係でお1人、もう一人は、観光面でいろんなサポ
ートをしていただきました。

実際にその方がいなくなったわけですが、もともとの職員もいますし、そこら辺は
十分に対応はしているかと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございます。

では、残した4点目について御質問申し上げます。

款3民生費、項2授産所費、目1……

〔「ページを言っていたか」との声あり〕

○議長（沓掛計三君） すいません、坂井議員。ページ言っていましたか。

○2番（坂井 弘君） すみません。ページを控えてこなかったものですから。

○議長（沓掛計三君） それと、無理しないで座ってやってもらって結構ですから。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。少々お待ちください。

〔「結構ですから、わかりますので」との声あり〕

○2番（坂井 弘君） いいですか。すいませندどうも。なれなくて、申しわけありません。

もう一度申し上げます。款3民生費、項2授産所費、目1一般管理費、節7賃金、001臨時
雇い人費、57万9,000円の減。あわせて、さらにページをめくっていただいてお手数おか
けしますが、項3児童福祉費、目4保育所費、節7賃金、001保育士、109万円の減。同じ
く児童福祉費の中の目5児童福祉施設費、節7賃金、001臨時雇い人料、30万4,000円の減。
もう1点、款9教育費、項2小学校費、節1報酬、003嘱託職員報酬、86万2,000円の減。以
上の部分ですが、それぞれ人件費にかかわる部分での減額補正が幾つか見られました。

とりわけ、保育士については保育士が確保できなかったという御説明であり、また、特別

支援教員が云々、ちょっとここがうまくメモができなかったんですが、そういった方々の確保ができなかったということであるかと思いますが、そういった御説明を受けたところです。

予算配当しておき、本来確保すべきであった職員が確保できていないということは、予定した住民サービスができなかったということの意味しているのではないかと思います。

昨日、介護職員の確保に相当苦勞していらっしゃるというお話もお聞きしているところです。そういう点で、御苦勞いただいているということは、重々想像にかたくないわけですが、さて、こうしたただいまの保育士等々にかかわって、職員確保できなかったその結果ですが、根本的な要因は何なのか、本来、正規職員とすべき職に臨時もしくは嘱託職員を配置していることによる弊害といったものはないのか、特に、保育園では正規職員に対し臨時嘱託職員が非常に多いように思われます。昨今、臨時雇いから正規雇いへという動きが起こっている中、こうしたことについてどのようにお考えか、お聞かせください。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） それでは、1項目めから。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） まず、1点目でございます。

授産所の関係でございます。授産所の形態からという話になりますが、現在4名おります。2人が正規職員、また臨時職員ということで2名おります。2名におきましては、指導員という授産所の施設運営にかかわる指導員という形で2名の方がいらっしゃるわけですが、当初予算は年間常勤という形で予算取りをさせていただいておりますが、個人のいろいろな事情で、要するにお休みをいただいている関係で減額となっていることでございます。

○議長（沓掛計三君） 多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育園関係について御説明申し上げますが、保育士の確保が十分できてなかったのではないかという御質問かと思いますがけれども、募集自体しても全県といいますか、全国的に今、保育士が足りない状況が続いております。

特に、青木村につきましては、保育園1つだけということもありまして、年度の当初は十分充足している人数で開始できるんですが、中途からの入所者というのがかなりの数ありまして、それも特に、人数加配を多く必要とする未満児に集中しておりますので、年度の途中から増員をかけなければならないという現状があります。

常勤的に雇っておくことが可能であればいいんですが、財政的にもその辺厳しいところもありますので、臨時で対応しているところでもありますけれども、途中からの採用ということ

で予定はしていましたが、採用できなかったという現状でございます。

対応としましては、土曜ですとか延長部分について臨時の方をお願いするべきところですが、正規の職員、本来ですと代休扱いでほかの日に、土曜なんかに出た場合には、ほかの日に代休をとっていただいて対応するところでありますけれども、その分、超過勤務という中で処理したり、いろいろ工夫したり、職員のほうにも協力していただいて対応したということで、サービスの低下にはつながっていないと解釈しております。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 児童福祉施設費の臨時雇い人料30万4,000円の減は、これは見込みより減ということで、現状の人数で対応できたということで、これは見込みより減ということであります。

それから、小学校費のほうの嘱託職員報酬の86万2,000円の件は、1年間体調不良で通院をしながら勤めておられる特別支援教育支援員が大変優しい方で、よくやってくれていたんですが、やはり病気による欠席が多くなって、そのための減になっています。その方の回復を強く願っていたんですが、年間通してそういう状態が続いたということで、私どもとしても大変残念でした。本年度は、まずは治療をしっかりしようということで、その方は治療に専念されております。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 大変御丁寧に御説明いただき、ありがとうございました。理解するところであります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

山本悟議員。

○10番（山本 悟君） 1ページお願いします。歳入の中の村たばこ税なんですが、ふえてるんですけども、ふえた要因は何なのか。243万円。ということでお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

2,400万ほどの数字となりましたが、これは昨年とほぼ同様の数字でございます。

たばこ税に関しましては、税収が上がるだけではなく、村民の健康等を考えた場合は、たばこ税は減収になったほうが村民の健康のためにはいいということで、毎年そう目指して若干少な目の予算を立てております。

結果、去年と変わらなかったということでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 聞く前にお答えのほうが先に出たんですが、健康の問題と村税の歳入ということになると、村税はふえてほしいけども、でも病気になって、国保のほうからまたお金が出ていったんじゃ、プラマイどうなのかということと、一番は村民の健康に対してよくない、今の厚生労働省なんかも、自販機を外に置かないというふうな、そんな国の大きな動きも今ある中で。

わかりました。先に説明ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 10ページの一番下のところの地方交付税のところでございますが、27年度の決算書のほうでは15億4,600万、普通交付税としまして14億円何がしと、それから特別交付税が1億3,900万ということで載っております。これ、この10ページのところの分につきましては、12億8,800万ということで、少な目に感じられるわけですが、減少のその動向はどういうふうになっているかお聞かせいただければ。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 実績の数字は、この28年度も今回補正では12億8,000万と記載しておりますが、また決算書ができればわかるかと思いますが、やはりことしも15億前後は実際には入っております。ただ、国のいろいろな方針の中では、景気のわずかな回復によって、交付税は減らすという方向で進んでおります。それに対しては、臨時財政のほうをふやすというようなお話もありますけれども、青木村においても、経過を見ますとやや微減ですね、そんな感じで推移はしております。

○議長（沓掛計三君） ほかにありますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 24ページをお願いいたします。

予防費なんです、予防接種委託料85万8,000円ということで、この内容につきまして、まずお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 予防接種委託料の関係でございますが、昨年

度の10月よりB型肝炎のワクチンが定期接種となりまして、その接種に伴うものが増分になっております。

また、高齢者のインフルエンザの関係、そちらも若干ふえているということで、トータル的にはさまざま要因がございますが、主なものは以上のものとなっております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） わかりました。

それで、今、インフルエンザも増加と、こういう御説明をいただいたんですが、高齢者の肺炎球菌の関係につきましては、これは当初予定どおりということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） はい、ほぼ予定どおりというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） ではお願いします。

同じく歳入なんですが、県の支出金、県補助金、総務費県補助金の中の003地域発元気づくり支援金、これ、なじみの深い支援金で、当村でもかなり利用した実績があると思うんですが、ここにきてマイナスということなんですが、どうしてこういう数字になったのか、その要因をお聞きます。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 元気づくり支援金、県の支援金で村でも大分活用させていただいております。この28年度、まず内容につきましては、ふるさと公園に係るいろんな花壇づくり等に係る経費、それから地域おこし協力隊で行っておりますパンフレット、それから映像に伴うものがこの内容になっております。

申請は、あくまで村としても全額見ていただくということで申請を上げるんですけれども、なかなか県のほうでも対象からそこら辺が外す、外れない等がございまして、結果として、少し減額になったと、それで、ここで補正をさせていただいたという経過になります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） では、ニーズはあるんだけど、県のその条件が厳しくなって、なかなか採用してもらえないとか、率が悪くなったとかそういうこともあるんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） そのとおりでございますが、全額なかなか認められないこともございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 12ページをお願いしたいと思います。

昨日、質問した立場でありますので質問したいと思いますけれども、12ページの款13の国庫支出金でございます。

節2の送迎バスの運行管理費の補助金でございますけれども、マイナスの92万1,000円と、このような金額が出ております。

この金額につきましては、決定する内容としてはどんなような点が対象となって金額の決定をしていくのか、なおまた、29年度の予算の金額から見ても、ちょっと内容的には少なくなるなど、こういう感じを持っておるわけでございますけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 28年度地域公共交通の補助金ですが、金額で申し上げますと、まず補助金自体は経費に対して約2分の1が補助になっていたわけですが、ここ数年大変厳しくなっております。350万ほど、実際のところは申請を上げたわけですが、結果として、ここに減額になったぐらいが減ってまいりました。

県のほうでも、なかなか各市町村の地域公共交通が苦しいという事情はわかってはいるかと思っておりますけれども、補助の審査の中では、やはり対象から外れるものが出てきたり、規制が厳しくなって今回の補正の内容となりました。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 補助の対象が、という話でございますけれども、補助金を算定する、評価される内容というものはどのような部分でございますか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） ちょっと幾つかあるわけですが、やはり村では今4路線、大きく4路線を運行しているわけですが、各路線ごとのやはり乗車人員、これが大分この減額の要因になっておりまして、要はゼロ人ですとか、1.0人に満たない路線ですとか、そんなような路線が多くなりますと、やはり対象から外れ

てまいります。伴って今回の補正となっております。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 27ページをお願いします。

林業費の中の林業振興費、13の委託料、15の工事請負費、19の負担金補助及び交付金の3点について、もう一度御説明をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） まず節13の村単の森林造成委託料でございますが、こちらにつきましては、十観山の森林公園等、村有林がございます。その村有林を整備する予算ということで、定額年間計上しておるわけですが、実績的にはそこまで手をかけなくてもよかったということで、実績に応じて減額をするものでございます。

また、工事請負費の間伐材施設設置事業は、先日もお話ししましたが、あずまやを沓掛温泉の遊歩道に改築をしたわけですが、そちらの事業費が見込みより安く上がったということで、減額をお願いするものでございます。

また、節19の負担金補助及び交付金につきましては、森林造成の事業補助金ということで、森林組合が事業主体になりまして行っている事業に10%のかさ上げをして補助をしているものでございます。

こちら、森林組合が長野県に対しまして、計画を出して事業を実施するわけですが、折からの大北に端を発した問題等からですね、かなりその辺の審査といいますか、厳しくなっているというのが現状でございます。計画をして、これだけ事業をやりたいということで申請を上げていったわけですが、例えば、どなたか一人の同意をいただくことができないばかりに、そのエリアができなくなってしまう。それが例えば、村内にいる方だったらすぐ判こをまたもらいに行くということもできるのですが、所在が県外であったりとかということになりますと、そういうことのやりとりの中で相当の時間を要してしまう。そうすると、結果的に計画していたところが年度内に完了しなくなってしまう。そうすると、またそれが翌年送りになっていくというような形になるものでございますので、そんな要因から、実績に応じてこちらのほうも減額ということになります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 13の委託料と15の委託料は、若干多めに見積もっているというふ

うに解釈できるのか、それから19なんです、これもお聞きしようと思っていたんですが、一連の大北森林組合の事件があって、森林にしる、それから市町村にしる、ちょっとこう縮かんでいるのかなと、少しく萎縮しているか、そんな影響があったのかなと、村長その辺はどうなんでしょうか。所感というか、お考え。

○村長（北村政夫君） 議長。

○議長（沓掛計三君） はい、北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃられるように、少しく萎縮というよりは、非常にかたくといひましようか、そういうふうになんてすけれども、変わってきているかなというふうには思っております。

さっきの森林税でもいろいろ議論がありましたように、もう少し弾力的にやってもらってもいいじゃないかというようなことは、町村会でも声を上げているところでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 11ページの一番下のところになるんですが、衛生費、国庫負担金のところで、未熟児医療事業負担金、金額的には38万9,000円ということで、そんなに多いわけじゃないんですが、24ページの歳出のほうでの負担金のところに出ている、これ同じかと思うんですが、金額的にそんなに多いわけじゃないんですが、大分当初の41万7,000円ということだったんですが、昨年度は決算でいくと26万9,820円という決算が出ているんですが、この減額になったという、この理由はどういうことでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） これにつきましては、未熟児に対する療育医療事業ということで、村で対応しているわけでございますが、単純には昨年度は2件ということで少なかったということでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、いろいろ御質問いただきました。総括して、私のほうからお答えしたいと思います。特に、3人の新人の議員さんもいらっしゃいますので、私どもの予算の編成あるいは質疑に対する考え方をまず述べさせていただきたいと思っております。

私も、たくさん自治体を経験してきましたけれども、青木村の予算は非常に歳入に関しましてはかたく、先ほど地方交付税の話もありましたし、たばこ税の話もありましたけれど

も、非常にかたく確実になるような予算編成をしているところでございます。

これは一つには、非常に小さい、範囲が小さいことですから、弾力性には大きな市とは比べて欠けるわけございまして、途中で大きな災害とかですね、あるいは例えば大きな伝染病とかあった場合に、弾力性に、基金もありますけれども、そういうことで確実性を持ってかたくしているということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、この補正予算の6号についてでありますけれども、これは、実は事務的には2月の上旬に締め切るわけです。3月の上旬の議会の予算というのは、2月の上旬に事務的には終わってしまうと。ですから、この3月31日に決算したのは、2月の上旬から3月31日までに起こったことを、こういう数字でお願いしているという御理解をいただきたいと思っております。

ですから、約40日か50日あるわけですが、その間いろいろ住民サービスの話が出ましたけれども、ぎりぎりまで国や県と交渉したり、あるいは住民の皆さんに関係する区と交渉したり、どうですかというようなことを投げかけたりしながら、あるいは働きに来てくれませんかというようなことをやった結果、こういうマイナスが出たりいろいろしていますので、そのところは我々も50日間の本当に努力しているということが、こういう数字で見られればいかなものかというような御質問もあったような気もいたしますけれども、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） それでは、質疑なしと認めます。

3項目めは終了します。

4項目め、平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質問に入ります。
質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。質疑なしと認めます。

それでは、4項目めは終了いたしました。

5項目め、平成28年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。
質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

5 項目めは終了しました。

6 項目め、平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、報告第2号 平成28年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 5ページの貸借対照表で、未収金がありまして172万9,610円ですが、この関係で、8ページに貸地料として細かく出ております。この関係なんですが、監査報告の審査の結果の、下のほうにも書いてございますが、早期回収に向けて根本的な検討及び早期解決を望みますと、このようにありますが、これを見ますとかなり前からずっと来ている

のかなと思われるんですが、これって今後、このまま行くというような形ではどうかなと思いますので、見通しにつきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃられるとおり、大変私ども毎年毎年、長年先輩たちも含めて苦勞してきた事案でございます。

これは、公社でありますから、福祉事業ではありませんので、昨年度あたりから足しげく通って、いろいろ打ち合わせをさせていただいたり、督促をさせていただいておりますけれども、監査意見にもいただきましたようなことから、今年度はもう少し強くお願いをしていくかということを決めているところでございます。

いずれにしても、毎月入れてはいただいているんですけれども、絶対数が足りませんので、少しふえていくという傾向にありますので、そんなことでいろいろ方法あるかと思っておりますけれども、選択をして実行していくような努力をしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 大変に御苦勞さまです。

今の御説明で、非常にというか、理解をしたわけなんですけど、強く出るという場面もあるかと、このように思いますが、やはり公平な観点からあるいは少し強くも出ていただく場面も今後出てこようかなと、このように思われますので、引き続きお願いしたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 何ページということではないんですが、墓地が2区画売れたということなんですけれども、そうですね。

今までたしか売れなくて、塩漬けとは言わないけれども買ってくれる人がなかなかなくて、いつも同じ数字が、というような形だったんですが、どんな方がお買いになったのか、ちょっと内容をお聞きしたいなと思ったんですけれども。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 御質問のとおり、2区画昨年度売却というか、買っていただくことができました。

お一方は、村内の方でございます。もう一方は、県外の方でございましたけれども、2区画売却いたしました。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ちょっとプライベートのことになっちゃいますが、この近所のお寺さんとか、宗教的なことは余りなんです、青木で生まれた方が都会に行っていて、こっちに帰ってくるについて、あるいはそちらに住んでいたにしても墓地をこっちに求めて、菩提寺はこの地元というか、こんなことはあまり関係ないのかもしれないけれども、ちょっとお聞きしたいなと思ったので、もしわかっていたら教えてください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私どもは、ずっと長い間白山霊園が塩漬けになっていまして、投資もしてありますし、帳簿にも載っています。早く売るということを考えております。

今まで引き継いだときは、村内に限定しておりましたけれども、そうも言っていられない事態になりましたことから、村外含めてオーケーですよということでやりました結果、ただいま課長が報告したとおりの状況になりました。

余りお寺さんとか出身とかという関係はなくて、いろいろ本当に、埼玉の方ですけども、幅広くやる中で買っていただくことができました。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、村長言われたように、村にこだわることはなくて、宗教ももちろんこだわることはなくて、埼玉の方でも東京の方でも墓地があることによって、年に一度とか二度とか、きっと青木へ来てくださるでしょうし、そうすれば何らかの形で青木とつながりがあれば、経済効果も出てくるかなと思いますが。いい発想かと思います。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 白山霊園の関係で、私もちょっといろいろ相談されて、造成が非常に悪かったというか、何しろ車で四駆でも上っていかないような、一番上のほうは、そういうところでありましたので、舗装もしてもらって、それから急勾配でありましたので、ほとんど舗装しなくてはだめだと思って舗装もしてもらったんですが、そういう構造上の問題についてもなくなったんですかね。要望についての。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今、お話がありましたとおり、非常に急な道だったり、道が雨が降ると荒れてしまうというような形の中で、舗装をしてきたというような経緯がございますが、それ以後はこれといって大きな問題はなく推移しております。

○8番（小林和雄君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

これで、質疑を終了します。

質疑を終結し、討論省略、報告第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

よって、報告第2号 平成28年度青木村土地開発公社事業報告については、原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 報告第3号 平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

質疑の終結、討論省略、報告第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

よって、報告第3号 平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告については、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第1号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたし、質疑を行います。

質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第1号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第2号 寄附採納についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

金井議員。

○4番（金井とも子君） キャステク様、それから青木運輸倉庫株式会社様からポータブルワイヤレスアンプ一式とコピーボード一式寄附採納ということでございますが、もし差し支えなければ金額はどのくらいだったか教えていただきたいことと、コピーボードというものは、どのようなものか教えていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） キャステクからいただいたポータブルワイヤレスアンプ一式は、10万円相当であると認識しております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 実は、教育長とやりとりする中で10万円だったんですが、いろいろありました結果、雨天のときも使えるようにというようなことで、教育長にはニュースが行ってなかったんですが、約16万円ぐらいプラスして、いいものをオーケーですよということになりまして、16万円くらいになりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

ちょっと待ってください。

〔「コピーボードの」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） コピー機のやつ、まだ答えてないそうです。すいません。

井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） コピーボード一式、今まさに村長室の中にありまして、ふだんの打ち合わせ等で使わせてもらっています。

定価的には、約20万円相当のものでございます。

それから、ホワイトボードというのは、要は黒板ではなくて、白の白板によく書くものがございますけれども、それに加えて、書いたものがその場でコピーができるという仕組みになっているものでございまして、ここに書いてあります感熱紙というものが入っておりまして、書いたものがその場でコピーをできる、そのようなシステムのものがございます。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） ふるさと納税が今話題になっているんですけれども、ふるさと納税は御案内のとおり、30%ぐらいの売れ行きということなんですが、この一般寄附金はもちろんそんな返礼品はないわけなんですけれども、村として感謝の意をあらわすっていう意味では、感謝状ですとか何かそういったことはおやりになっているはずなんですけれども、それでどうでしょうか、これも若干考えてもいいんじゃないかって、お礼くらいね、ほんの気持ちのお礼で。例えばマツタケちょこっととかね。その辺、感謝状とかそういうこととあわせて、どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃられるとおり、そういう方々には気持ちをあらわさなければならぬというふうに思っております。

児童センターのポータブルワイヤレスアンプは、実は、これは館長さんが御配慮いただき

まして、10日くらい前でしょうか、社長に来ていただいて子供たち全員集めた中で、子供の手づくりの感謝状をお渡ししました。それと言葉で、壇上の皆さんがお礼を言ったり、全員から拍手をもらったりということで、謝意は十分、これにつきましてはしております。

あとは、2番、3番につきましてはそれぞれ口頭で、大変日ごろおつき合いのある方々ばかりでありますので、謝意を表しております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第2号 寄附採納については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第3号 青木村農業委員会委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第3号 青木村農業委員会委員の選任についてでございますけれども、これは人事案件でございますので、議会の慣例に従いまして別室にて協議をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、議員控室のほうへお願いいたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時13分

○議長（沓掛計三君） それでは、時間前ですけれども、全員集合ですので会議を再開いたします。

既に皆さんのほうへ、事務局より資料の配付がなされていると思います。

村長より説明をお願いします。北村村長。

○村長（北村政夫君） それでは、議案第3号 青木村農業委員会委員の選任についてをお願いいたします。

下記の者を青木村農業委員会委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いいたします。

なお、任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定に基づき、委員の4分の1以上を認定農業者等とするということで、あわせてお願いをいたします。

番号1、細谷、大字夫神1325番地、工藤章訓さん。2番、中挾、大字田澤3412番地2、塩澤正隆さん。3、当郷、大字当郷945番地、北村民雄さん。4、商工会、大字夫神1701番地8、金井成夫さん。これは利害関係のない方でございます。5番、村松、大字村松2016番地、沓掛忠人さん。6番、入田沢、大字田澤149番地2、若林忠利さん。この方は認定農業者でございます。7番、殿戸、大字殿戸345番地、花見雄二さん。8番、下奈良本、大字奈良本306番地2、松倉秀男さん。9番、農業協同組合、大字村松1038番地1、宮下勇一さん。この方は認定農業者等、そして農業団体等でございます。10番、夫神、大字夫神682番地、上田洋平さん。この方は認定農業者等でございます。11番、入奈良本、大字奈良本1709番地1、堀内藤雄さん。12番、沓掛、大字沓掛1117番地2、山浦猛さん。

平成29年6月13日提出。青木村長、北村政夫。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 本案について、質疑を行います。

質疑のある方。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 要望でございますが、申し上げておきたいと思います。

ただいま、村長から提案があった方々につきましては、ほぼ決定をされておるかなというふうに、私は感じておりますけれども、特に、この中には女性が現在2人おったわけでございますけれども、一人も今回は入ってないと、こういうようなことから、いろいろと意見が村内でもあります。

ぜひ、次回については、人選の段階で女性枠をきちんと整理をし、方向づけをされておいて、人選に入られると、こういうような配慮も必要ではないかというふうに私は考えております。どうか、県の指導、国の指導があって、がんじがらめにそういうことはできませんよという内容もあるかもしれませんが、青木村として、やはりそういう配慮が必要ではないかということをお願いをしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 要望ということでよろしいですか。

○9番（堀内富治君） はい。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

質疑を終了します。

質疑を終結、討論を省略、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第3号 青木村農業委員会委員の選任については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第4号 平成29年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 8ページお願いいたします。

2総務費、1総務管理費、この中の企画費、6番の企画費ですが、地域発元気づくり支援金121万9,000円でございますが、この内容は、具体的にはどのようなところに支出する予定でしょうか。

よろしくをお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 28年度にもやはりあった項目ですが、29年度におきましては、やはりふるさと公園を中心としての事業の内容でございます。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） では、昨年と同じ花壇の整備とかそういったことでよろしいわけですね。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） はい、苗代ですとか、そこら辺の経費を含めた内容となっております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 10ページの一番下の土木費、道路維持費のところですが、159万8,000円、これ材料支給というふうにお聞きしたと思いますけれども、当初予算のほうでは、329万1,000円ということで載っておりますが、材料支給の箇所が増えたということでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 答えいたします。

当初予定していた箇所ではございましたけれども、この事業、地元で、何しろ予算措置をしていただかないと、こちらから材料支給しても地元の当然支出もございますので、難しい部分があるわけなんです。当初から予定していた場所を、延長を、少し延ばしたいということで要望がございまして、地元も予算措置ができていますよということで、現場を見させていただければ、2年でやるところをここでやったほうが効果が早くあらわれるかなということで、判断をしまして補正をお願いすることにいたしました。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 地区はどこ地区になりますか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 地籍的には村松になるかと思いますが、実施は当郷区になります。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 各区の要望を、毎年11月下旬にいただいております。毎年4月の区長会には、材料支給を必ず1地区やっていただきたいという、区長さんをお願いをしておりますけれども、毎年やっていただく、ほとんど毎年やっていただく区もありますし、ここ数年間全くない区もあります。

材料支給をやることによりまして、いろいろ効果があるわけでありますので、来年度は、強く区長さんに各地区1箇所以上の材料支給工事をお願いしていききたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 私も、自分の地区のほうで1箇所そういうところがあったので、材料支給ということでやるように申しつけてありますけれども、もし来たらよろしく願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） それに関連してでございますけれども、その材料支給をされてもやる技術者がいないというようなことで、人足は何とかなるかなとは思いますが、先立ってやっていただく、ここはああやれとか、機械はこう使えとか、そういう人がいないとできないんですけれども、そういったことについて、村で御指導いただくとか、機械は村のほうからお貸しいただけるそうですけれども、監督をしていただけるような方をあつせんしていただくというか、そういうようなことはできますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今お話がありましたとおり、材料の支給、主に皆さんやっていただいているのは、大体コンクリートの舗装ですよね、農道等の。

材料ということで、生コンですとか、ワイヤーメッシュとか、あと機器のリース代、機械借りるお金等についても材料支給の一つとして、こちらのほうで補助というか支給をさせていただいているところでございます。

どこの地区も大体そうです。全部自前でやってしまうところもありますけれども、機械を借りるなり、生コンを入れてもらうというときに、必ず業者さんがどこかのタイミングで入ってきます。そんな中で、現実的には大体その業者さんが立ち会ってといいますか、指導してくださったりして、実施をしていただいているのが現状でございますので、御相談いただいて、こちらで指導できる部分もございますので、ぜひ積極的に投入といいますか、この事業を導入していただいて、御検討いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 8ページの企画費についてお聞きをいたしますが、需用費の中の002で燃料費、64万3,000円の補正があるんですが、地域おこし協力隊というのは説明されたかと思いますが、再説明をお願いをいたします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） この項目につきましては、おっしゃったとおりで、地域おこし協力隊の使用している車の燃料代ということでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この燃料代というのは、これまとめてというか、金額的に64万3,000円になるので、1回当たりとは思えないんですが、この支払方法といいますか、この点につきましてお聞きをいたしますが。

○議長（沓掛計三君） 事業推進室係長、塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） お答えいたします。

今回補正させていただいたのは、3台分12カ月を計上してございます。当初、御自身の車で活動するという予定だったんですが、引き続きリースでお願いしたい、村が提供するリース車両で使いたいということで、今回燃料費について補正するものでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） その下に、14番になるんですが、使用料のところに、やはり使用料3万円があるんですが、これも地域おこし協力隊という説明があったかと思いますが、この点につきましても再度御説明をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 3万円につきましては、下水道使用料になりま

す。これにつきましては、新規で1名予定している隊員の住居に係る下水道使用料になります。よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 今回の居鶴議員の関連でございますけれども、地域おこし協力隊については、総務省から200万、200万、たしか400万ということで、年間来ていると思うんですが、その範囲内で賄えているかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

あくまで特交措置は、人件費に係るものが200万円、活動に係る援助をするものが200万円ということで、都合400万円来ておるわけですが、現在総務省のほうでは、人件費について3分の1まで柔軟性を持たせるということで、活動の経費を一部、人件費のほうに回せるというような制度になっているんですが、青木村におきましては、200万円の範囲内で人件費、200万円の範囲内で生活等の活動に係る経費ということで範囲内で活動をいただいております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） それでは、村から独断に費用として出しているという部分には、現在はないわけですね。道の駅に関しては若干あったはずですが、現在はないということで解釈してよろしいですね。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 特交措置の範囲内で支出をしております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 8ページをお願いしたいと思います。

地方創生プロジェクト事業費の関係について、説明をお願いしたいと思います。

特に、節13の委託費の関係であります。お願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 申し上げます。

委託料4,840万円の内訳について申し上げます。

まず、タチアカネソバに関するものが880万円、この内訳ですが、そば打ちクラブ運営に

係るものが100万円、またそのそば打ちクラブのイベント経費ということで、同じく100万円でございます。また、生産量の拡大に向けてに係る経費が180万円、ブランド力向上に係る、宣伝等に係るものが250万円、民間事業者との加工品の開発に係るものが250万円となっております。

次に、残りの3,960万円は、自然エネルギーに係る経費になります。

内容としますと、協議会の運営費として240万円、若いエンジニアの育成事業ということで120万円、試作機の製造ということで2機3,600万円というような内容になっております。

そのほか、工事請負費につきましては、自然エネルギーの関係でソーラータワーに表示板、どのくらい今発電をしているというような案内板の設置に430万円、水力と太陽光を組み合わせた試作機の水路改修、実証実験上に係るものが200万円となっております。

備品購入につきましては、タチアカネソバのキッチンカーに1,240万円、タチアカネそば打ちクラブに係る備品に100万円というような内容になっております。

よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この中には、水力発電に係る研究費等も入っているということでもよろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 塩澤係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 入っております。

昨年つくった試作機1機について、工事請負費の中で実証実験をするものと、委託費の中で太陽光と小水力を組み合わせた試作機1機、太陽光と風力を組み合わせた試作機1機、合計2機の予算が入っております。

よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 大変たくさん内容が入っておるわけでありますけれども、水力と風力の関係でございますけれども、昨日村長のほうからのお話では、どうもまだ前向きな対応ができるかどうか、そんな心配をしておったわけでございますが、この事業を使って、かなりのデータ集積もできるというふうに私は考えておりますけれども、そんなお考えが、もし前向きにありましたら、村長のほうからお聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） きょう、私のほうで少し後ろ向きの答弁があったということですから

ども、決して本人は後ろ向きの答弁ではなくて、せっかくこの機械を、国でいろいろ注目されているチャンスを生かして、実証実験をもって、さらに製品化し、さらに国内はもとより海外に売り出したいという意気込みでやっております。

いろいろこうやって、本当に県内でもこの額は破格の額だろうというふうに思っております。それは、非常に昨年の実績あるいはその後のいろいろ行動等を評価されて、大変膨大な予算書、予算の請求書、要望書を出しているんですけれども、そういうのを認めていただいた結果でありますので、いろいろなところの期待をさらにこういう形だとか、あるいは村内企業の育成のために、あるいはビジネスチャンスのために生かしてまいりたいというふうに思います。

非常に国でも浜田先生が見に来ていただく、内閣府の参加が見に来ていただくようなくらい、非常に先端の産業に期待をしていただいているという実感を抱いておりますし、その期待に応えていきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 仕事の内容につきましては、大体本年、ほぼ完結をするというふうなお考えでよろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 実は、実証実験の中身について少し説明させていただきたいんですけれども、今、道の駅エネ空あおきタワーでやっておりますデータをとっております。

まだ最終形は出ておりませんが、いろいろ負荷をかけたり、負荷を緩めたり、ということがこの中でできるのか、改善する点はあるのだろうか、そういうようなことを今、やっております。

少しずつ負荷を強くして、そういうデータをとるという作業を今やっているというふうに関先生からは伺っておりますけれども、今年度で最終的になるのかと問われると、まだちょっと今のこの段階で、終わりますとは言いにくい状況でございます。

次の展開としては、うまくいくかどうかわかりませんが、こういうのはトライする価値があるというふうに思って答弁申し上げるんですけれども、東南アジアにできれば政府系の予算をもって輸出できるような、そんなことも少し、大きなことでありますけれども、大変高いハードルでありますけれども、トライをしていきたいというふうに考えております。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 9ページの一番下の段から10ページにかけての高機能拠点施設費ということで、食堂と6次産業化施設というふうに御説明いただいたと思うわけですが、もう一度ちょっとそれぞれ食堂についてどのくらいだとか、6次産業化施設についてはどのくらいと、もうちょっと細かく御説明いただければありがたいんですが。

よろしくをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 奈良本係長。

○建設農林課農業振興係長（奈良本安秀君） お答えします。

まず、委託料のほうの421万2,000円でございますが、こちらは6次産業化推進拠点施設に係る実施設計委託料でございます。

続いて、15番の工事請負費の7,819万4,000円の、まず国庫補助事業の6,954万8,000円の内訳ですが、6次産業化推進拠点施設に係る工事請負費で約1,200万、それから地域食材供給施設、いわゆる食堂でございますけれども、こちらの工事に係る金額が約3,600万、こちらは、本体工事にあわせて外構工事を追加させていただいたのと、この後説明いたしますけれども、厨房機器に係る備品購入を本体工事のほうに入れさせていただいたための増でございます。

それからもう一つ。加工施設に係る工事請負費分で約2,100万円でございます。

こちらは、当初予算でちょっと見込めなかった加工施設の機械設備工事及び電気設備工事に係るものの増でございます。村単事業工事請負費の864万6,000円につきましては、まず臨時駐車場の、道の駅の現在加工施設がある場所の北側になりますけれども、道の駅が、工事を実施することによって駐車場が狭くなるということで、臨時駐車場を造成する工事でございます。こちらに係る工事費が約500万、それから道の駅あおきの構内の今後の施設工事に係る屋外給排水設備、それから構内配電線線路設備工事に係る工事費が約360万円でございます。

それから、18番の備品購入費の1,658万の減につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地域食材供給施設、食堂工事に厨房機器の備品購入分を本体工事に入れさせていただいたため、減額をしております。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第4号 平成29年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第5号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

ここで、質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第5号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 議案第6号 平成29年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、議案第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第6号 平成29年度青木村別荘事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、発議第2号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書について、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 提案文5行目に、本村における間伐事業や間伐材を活用したあずまや設置等に活用されてきたところですよというふうにございますが、本村において、間伐事業に活用された実績はどれほどあるのかお聞きしたいと思います。

村長の前議会等の御答弁では、松くい虫防除の間伐に、本村では昨年度6,000万円を費やしており、うち2,000万円を村単の持ち出しというふうな事業を行っているということであったと思いますが、こうした事業への森林税からの繰り入れ等も行われているのかどうか、その点について御質問したいと思います。

もう1点ございますが、続けてよろしいですか。後にしますか。

○議長（沓掛計三君） いいです。

○2番（坂井 弘君） いいですか。

続けてもう1点であります。

要請事項3の中に、「今後も森林税を継続するに当たっては」という文言がございますが、これは森林税を今後も継続することを求めるというものではないと、理解してよろしいでしょうか。森林税を継続するか否かについては、みんなで支える森林づくり県民会議では継続の方向を打ち出しておりますけれども、県地方税制研究会では、継続に慎重な立場からの意見が目立っているということで、結論を出していない、すなわち県民の世論でも二分されている、そういった状況かと思えます。

そういう中で、意見書で継続というふうに打ち出すことは、時期尚早なのかなと思われる部分もあり、したがって、第3項が森林税の継続まで求めたものではないということを確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

一応、数字でもしわからなかったら事務局のほうでお願いします。

○9番（堀内富治君） それでは、記の第3項につきまして、申し上げたいと思います。

非常に難しい問題があるわけでございますけれども、非常に今、森林の間伐等々が、いろいろな事件の中で前へ進んでいけないというような状況にあるわけであります。

なお、上小の森林組合の内容を考えましても、なかなか前へ進んでいけないと、こういうような問題もあるわけでございますが、先日、事務局のほうから長野県の森林づくり県民税

の内容、実績等調べていただきまして、皆さんはお読みをいただいておりますかなというふうに考えるわけでございますけれども、いろいろと考えれば非常に難しい問題もありますけれども、やはり森林の造成、あるいは山林の手入れと、こういうような問題を考えた場合には、どうしてもやはり森林税の導入をし、こういうような仕事を早期にとにかく解決をしていくというようなことが必要ではないかということで提案申し上げたわけであります。

細かなことについては、また事務局のほうからお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） どのくらいの実績があったかというような御質問だったかと思います。ちょっとさかのぼってどこら辺からというのが、ちょっとはつきりあれなんですけれども、最近では、昨年度、沓掛温泉の遊歩道にあずまや一基、その前の年にふるさと公園の飛び地のあずまや、あちらもこの事業を使って整備をいたしました。

それから、その前にはキャンプ場の奥の広場のところにあずまやをつくったりというような経過がございます。

本年度は、道の駅あおきに、今まであったあずまやが今、食堂工事でなくなっておりますけれども、そのかわりという言い方は変ですけれども、新設でこの事業を使ってあずまやを設置する予定になっています。また、子供たちにも、このお金を使って森林学習というようなことの中で、自分たちでずっと校舎からプールへ向かってすのこを引いて、夏場プールの時期は、そのすのこの上を歩いてプールへ行くんですけれども、そのすのこの作成を自分たちで、その間伐材を使ってやろうという、その事業自体には大変意義がある事業だと思いますが、そんなようなことにも活用させていただいていると、そんな実績でございます。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 再質問いたしますけれども、今の御説明のような事業に支出ということであって、間伐、松くい虫防除というふうなことについては、この活用についてはいかがなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 松くい虫の防除には、こちらの予算は使ってございません。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論をお願いします。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 反対ではなくて、やや先ほど御説明のところで申し述べておきたいという部分で、反対ではございませんが、意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど、3の要請項目につきまして御説明がございまして、継続も主張するものであるというふうなことであったかなと理解いたしました。

また、その説明の中で、森林を守っていくというそういう立場から必要なんだというふうなことであったかと思いますが、ただいまの建設農林課長の御説明のように、松くい虫防除にはこれが使われていないというふうなことがあり、こうしたことへこそ、使われていくべきではないかというふうに思うわけですが、そうした点が本村では使われていないような状況にあるという点では、今後の県への要求とか、そういった中で適正に使えるようにということ、お願いしたいというところではありますが、そういう点も含めて、今回の要請、意見文というふうになっていると承知しております。

そういった点では、了承するところではありますが、要請項目3については、世論がまだまだ煮詰まっていないという点で、これを継続を主張することについてはいかがなものかというふうな気持ちを持っておりますが、相対的には是とするところでもありますので、その点、申し述べておきながら、採決に加わりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

小林議員。

○8番（小林和雄君） この森林税とそれから一般に行う松くい虫とか、それからそういう関係の伐倒については、国の補助とか国の金とか県の金、その皆さんの県の、県民の皆さんから集めたお金、それぞれの税金というふうな、集めたやつじゃなくて、いわゆるそれぞれの税金を使って、国のお金とか県のお金とかそういうもので、そういう松くい虫の関係については使うという考え方だと思うんですが、そういうことどうですか。

ちょっと説明していただいたほうがいいと思うんですが。

○議長（沓掛計三君） 討論に入っておりますけれども、どうしますか。

質疑から討論へ入っちゃっていますけれども。

○8番（小林和雄君） 討論でいいです。

○議長（沓掛計三君） 討論でいいですか。

○8番（小林和雄君） 討論って、今の考え方がちょっと違うので、解釈の違いがあるのではないかということで、これはその使い道の問題ですが、建設農林課長、ちょっと説明してもらったほうがいいんじゃないかな。ちょっと解釈が違うと思うので。

○議長（沓掛計三君） それでは皆さん、特例でよろしいですか。事務局のほうで答えられるようですから、ちょっと答えていただいてよろしいですか。

宮下課長補佐。

○建設農林課課長補佐兼建設係長（宮下剛男君） ただいまの松くい虫の件でございますけれども、この税金を松くい虫に使わないのは、青木村が使わないのではなくて、制度的に今の制度の中では松くい虫の防除に使うことができないということでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

反対の討論の方、ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の討論の方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、発議第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

発議第2号 長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（沓掛計三君） 次に、発議第3号 共謀罪の廃案を求める意見書についてでございますが、この意見書については、追加日程が出ております。

発議第3号については、追加日程が出ておりますので、追加日程を上程したいと思います。事務局より資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（沓掛計三君） お諮りいたします。

6月13日に、坂井弘議員より、ほか1名から提出されました発議第3号 共謀罪法案の廃案を求める意見書について、撤回したいとの申し出がありました。

配付されました発議第3号の共謀罪法案の廃案を求める意見書の撤回請求についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第3号共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見

書案の撤回請求書についての説明、採決

○議長（沓掛計三君） 坂井弘議員から、発議第3号共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案の撤回請求書についての理由の説明を求めます。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 発議第3号共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案の撤回請求書について、提案理由を申し上げます。

平成29年6月16日、青木村議会議長、沓掛計三殿。

青木村議会議員、坂井弘。青木村議会議員、山本悟。

発議第3号共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案の撤回請求書。

平成29年6月13日に提出した、発議第3号 共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求をいたします。

記。

事件、発議第3号共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案の撤回請求。

理由、6月13日、発議第3号として、共謀罪法案の廃案を求める意見書案を提案したところでありますが、御承知のとおり、18日に国会会期末を控えた14日、自民・公明両党は、

内心を処罰し、監視社会を強める共謀罪法案の強行成立を一举に図る暴挙に出ました。

本法案は、参議院法務委員会で審議中であるにもかかわらず、その審議権を取り上げ、一方的に審議を打ち切り、いきなり参議院本会議で採決に持ち込む、委員長の間接報告という禁じ手である異常な強硬手段をとりました。

与野党の攻防は夜通しで続き、日本共産党、民進党、自由党、社民党の4野党が徹底抗議し、国会周辺でも、共謀罪絶対廃案など抗議の声が夜通し続きました。

そうした中、昨日15日7時45分、国民の思想・良心の自由を侵す憲法違反の共謀罪法案の採決が参議院本会議で強行され、自民・公明・維新の賛成多数で可決、成立いたしました。

共謀罪法案は、審議すればするほど疑問点や新たな論点が噴出し、さらには学校法人森友学園や加計学園疑惑をめぐり、安倍晋三首相、官邸による圧力で行政がゆがめられたことを示す事実が次々と判明し、国政私物化に国民の怒りが沸き起こる中、国民の批判に追い詰められた政府・与党が幕引きを図ったものであり、議会制民主主義を根底から破壊する前代未聞の暴挙です。到底許されるものではありません。

政府・与党、そして法案に賛成した維新に対し、満身の怒りを込めて抗議するものです。

しかしながら、共謀罪法が可決、成立したことから、情勢に鑑み、万やむなく、共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案の撤回を請求するものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号共謀罪法案（組織的犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案の撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号共謀罪法案（組織的犯罪処罰法改正案）の廃案を求める意見書案の撤回請求を許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（沓掛計三君） 続きまして、これより追加日程を上程いたします。

事務局より資料を配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（沓掛計三君） お諮りいたします。

配付されました閉会中の継続調査申出書について日程に追加し、追加日程第２として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（沓掛計三君） ただいま、特別委員会を代表して、宮下委員長より道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員長から青木村議会会議規則第71条の規定によって、お手元に配りました閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（沓掛計三君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付託されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第2回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時00分